

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年12月27日

【事業年度】 第12期(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

【会社名】 株式会社エボラブルアジア

【英訳名】 Evorable Asia Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉村 英毅

【本店の所在の場所】 東京都港区愛宕2丁目5番1号

【電話番号】 03 - 3431 - 6191(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役CFO 柴田 裕亮

【最寄りの連絡場所】 東京都港区愛宕2丁目5番1号

【電話番号】 03 - 3431 - 6191(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役CFO 柴田 裕亮

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準		
	移行日	第11期	第12期
決算年月	2016年10月1日	2017年9月	2018年9月
売上収益 (百万円)		5,533	12,451
税引前利益 (百万円)		1,094	1,216
当期利益 (百万円)		814	1,069
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)		702	932
包括利益 (百万円)		828	1,063
親会社の所有者に帰属する包括利益 (百万円)		710	929
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	2,258	2,992	5,176
資産合計 (百万円)	4,874	7,803	24,929
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	135.40	176.85	292.34
基本的1株当たり当期利益 (円)		41.88	53.53
希薄化後1株当たり当期利益 (円)		39.72	51.84
親会社所有者帰属持分比率 (%)		38.34	20.77
親会社所有者帰属持分利益率 (%)		26.74	22.83
株価収益率 (倍)		56.30	51.78
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)		218	527
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)		1,312	1,010
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)		941	3,662
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	2,225	2,078	5,320
従業員数〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	616〔 - 〕	866〔 - 〕	1,412〔 - 〕

(注) 1. 第12期より国際会計基準(以下「IFRS」という。)に基づいて連結財務諸表を作成しております。

2. 売上収益には、消費税等は含まれておりません。

回次	日本基準				
	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2014年9月	2015年9月	2016年9月	2017年9月	2018年9月
売上高 (百万円)	1,451	2,754	4,000	5,534	12,442
経常利益又は経常損失 (百万円)	93	305	571	695	605
当期純利益又は当期純損失 (百万円)	44	172	340	420	251
包括利益 (百万円)	73	195	364	596	77
純資産額 (百万円)	201	397	2,371	3,226	3,964
総資産額 (百万円)	1,273	2,064	4,841	7,478	23,428
1株当たり純資産額 (円)	12.34	24.88	136.44	163.91	224.25
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失 (円)	3.28	12.56	22.17	25.06	23.74
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)			21.12	23.77	
自己資本比率 (%)	13.3	16.5	47.0	37.2	16.9
自己資本利益率 (%)	30.9	67.5	26.0	16.6	
株価収益率 (倍)			75.98	94.94	
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	159	331	604	216	658
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	139	167	456	1,312	1,003
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	111	216	1,477	942	3,588
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	228	608	2,225	2,078	5,320
従業員数〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	391 [-]	510 [-]	616 [-]	866 [-]	1,412 [-]

(注) 1. 第12期の諸数値につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第8期及び第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の未行使残がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、2016年3月31日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、新規上場日から期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

4. 第8期及び第9期の株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

5. 当社は、2015年12月18日付で株式1株につき300株、2016年8月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

6. 第12期の経営指標等における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額、自己資本利益率、株価収益率は当期純損失のため記載を省略しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2014年9月	2015年9月	2016年9月	2017年9月	2018年9月
売上高 (百万円)	1,115	1,966	3,002	3,976	3,942
経常利益又は経常損失 (百万円)	43	264	453	518	664
当期純利益又は当期純損失 (百万円)	19	153	281	373	649
資本金 (百万円)	215	215	1,019	1,031	1,100
発行済株式総数 (株)	15,250	15,250	16,682,400	16,919,100	17,708,000
純資産額 (百万円)	145	297	2,187	2,674	3,697
総資産額 (百万円)	1,198	1,934	4,522	6,313	12,867
1株当たり純資産額 (円)	10.58	21.65	131.10	155.21	289.91
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	7 (-)	10 (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	1.43	11.15	18.36	22.28	38.60
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)			17.49	21.13	
自己資本比率 (%)	12.1	15.3	48.3	41.7	28.3
自己資本利益率 (%)	14.5	69.1	25.7	15.5	
株価収益率 (倍)			91.74	106.8	
配当性向 (%)				31.4	
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	49 〔-〕	50 〔-〕	67 〔-〕	91 〔-〕	129 〔-〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第8期から第9期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の未行使残がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、2016年3月31日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、新規上場日から期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

3. 第8期から第9期までの株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

4. 当社は、2015年12月18日付で株式1株につき300株、2016年8月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

5. 自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

2 【沿革】

当社代表取締役社長吉村英毅は、2007年5月に当社取締役会長の大石崇徳と共同で、オンライン旅行事業を目的とした株式会社旅キャピタルを設立いたしました。2013年10月にはオンライン旅行事業のみでなく総合IT事業を営む会社としての方向性を明確化するため「株式会社エボラブルアジア」へ商号変更しております。

年月	概要
2007年5月	東京都渋谷区道玄坂一丁目19番12号にオンラインによる旅行事業を行う目的で株式会社旅キャピタル（資本金50,000千円）を設立
2007年8月	株式会社DTS（東京都知事登録旅行業第2-5989号）を子会社として設立し、その後(株)DTSが株式会社アイ・ブイ・ティから「e航空券.com」の事業を取得する 航空券販売サイト「e航空券.com」が当社グループのサービスとなる
2007年10月	航空券販売サイト「エアーズゲート」を運営する株式会社Valcom（東京都知事登録旅行業第2-5713号）の全株式を取得し子会社化し、「エアーズゲート」が当社グループのサービスとなる
2007年11月	本社を東京都港区芝三丁目5番5号に移転
2008年1月	東京都知事登録旅行業第3-5991号で第三種旅行業務登録 日本旅行業協会に正会員として入会 海外旅行部門の営業力強化目的で旅ウェブ株式会社の海外旅行事業を取得 旅ウェブ株式会社より海外ホテル販売サイト「旅WEB」を取得し、当社グループのサービスとなる
2009年6月	観光庁長官登録旅行業1872号で第一種旅行業務登録
2009年9月	航空券の卸売り等の事業を営む株式会社アイ・ブイ・ティの全株式を取得し子会社化
2009年10月	経営資源の集中と経営の効率化の目的で100%子会社である株式会社Valcom及び株式会社DTSを吸収合併
2009年12月	株式会社パラダイムシフトより海外航空券販売サイト「CAS Tour」を取得し、当社グループのサービスとなる
2011年8月	ワンストップで複数の商材を提供できる統一ブランド「TRIP STAR」のサービス開始
2011年10月	経営資源の集中と経営の効率化の目的で100%子会社である株式会社アイ・ブイ・ティを吸収合併 法人向け出張サービス（BTM）販売開始
2012年3月	ソルテックグループとの合併により「EVOLABLE ASIA CO., LTD.」（現連結子会社）をベトナムホーチミン市に設立 ITオフショア開発事業を開始 プライベートマークの認証取得
2013年10月	社名を株式会社エボラブルアジアに変更
2014年1月	株式会社空旅ドットコム（東京都知事登録旅行業第2-4890号）の航空券販売事業に関する営業権・資産を譲受、航空券販売サイト「空旅.com」が当社グループのサービスとなる
2014年5月	EVOLABLE ASIA CO., LTD.のハノイ拠点 をベトナム ハノイ市に開設

年月	概要
2015年7月	EVOLABLE ASIA CO., LTD.のダナン拠点をベトナム ダナン市に開設
2015年10月	IATA公認旅行代理店認可取得
2015年11月	EVOLABLE ASIA SOLUTION & BUSINESS CONSULTANCY COMPANY LIMITED (現連結子会社) をベトナム ホーチミン市に設立
2016年1月	株式会社エボラブルアジアのシリコンバレー拠点をアメリカ カリフォルニア州に開設
2016年3月	東京証券取引所マザーズ市場へ上場
2016年7月	キャンピングカーのレンタル事業を営む株式会社エルモンテRVジャパンの全株式を取得し子会社化
2016年7月	日本国内のホテル・旅館宿泊予約サイト運営事業を営む株式会社らくだ倶楽部の全株式を取得し子会社化
2016年8月	宿泊施設向けの一括プラン登録システム「かんざしクラウド」等の販売を目的として、株式会社ファーストキャメル及び株式会社アビリティコンサルタントとの合併により「株式会社かんざし」を東京都渋谷区に設立
2016年10月	本社を東京都港区愛宕二丁目5番1号に移転
2016年11月	全日本空輸と認可代理店契約を締結
2016年12月	東南アジアでのオンライン旅行業拡大に向けて「EVOLABLE ASIA GLOBAL VIETNAM COMPANY LIMITED」をベトナムに設立
2017年3月	両替事業を行う子会社「AirTrip Exchange」を設立
2017年3月	東京証券取引所市場第一部へ市場変更
2017年4月	当社ベトナム法人がDeNAベトナム法人であるPUNCH ENTERTAINMENT COMPANY LIMITEDを買収、子会社化。
2017年8月	オリエンタルラジオを「エアトリ」イメージキャラクターに登用。テレビCM開始。
2017年9月	メルマガ事業で最大手の株式会社まぐまぐを子会社化
2017年11月	日本航空専売認可代理店の株式会社エヌズ・エンタープライズを子会社化
2018年3月	株式会社エルモンテRVジャパンと株式会社AirTrip Exchangeを合併し、株式会社インバウンドプラットフォームを設立。
2018年4月	インバウンドWi-Fiレンタル事業を営む株式会社Destination Japanを子会社化
2018年5月	海外航空券オンライン販売最大手の株式会社エアトリ(旧 株式会社DeNAトラベル)を子会社化
2018年8月	株式会社のベトナム開発子会社であるKAYAC HANOI CO., LTDを子会社化
2018年11月	口パートの秋山さんを「エアトリ」のイメージキャラクターに起用。同氏を起用したテレビCMを開始。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社20社の計21社で構成されており、「One Asia -アジアは一つとなり、世界をリードする-」をビジョンに、「アジアの人々の「移動」と「協業」を、ITの力でより近くに」を企業ミッションとして事業展開を行っております。旅行商材の比較サイトによる直販（BtoC）、他社媒体へ当社の検索予約エンジンを提供するOEM提供（BtoBtoC）、ホールセール（BtoB）、法人の出張手配（BTM - Business Travel Management）を販路に、国内航空券を中心に旅行商材の販売を行う「オンライン旅行事業」と、ベトナムにおけるラボ型システム開発を行う「ITオフショア開発事業」、さらに急増する訪日旅客（インバウンド需要）に旅行商材を提供する「訪日旅行事業」、戦略的なM&A及び成長企業に対する投資育成を推進する「投資事業」の四本の柱を主要事業として事業展開を進めております。

(1) オンライン旅行事業

当社は創業以来、国内航空券を中心とした旅行商品のインターネット販売を行っております。販路は、BtoC（PC、スマートフォンにて一般消費者向けの旅行商材の直販サイトの運営）、BtoBtoC（提携先企業のブランドにて旅行コンテンツの提供）、BtoB（他社旅行会社に対するホールセール）、BTM（企業の出張に係る社内承認手続き及び手配を一元管理）の4つです。また、子会社の株式会社まぐまぐにおいて、メールマガジンやウェブサイトを利用した広告メディアの企画・製作や運用を行っております。

・BtoC（PC、スマートフォンにて一般消費者向けの旅行商材の直販サイトの運営）

総合旅行プラットフォーム「エアトリ」を2017年9月期より運営しております。当初は国内航空券を中心としたサービス運営を行っていましたが、2018年5月に海外航空券、海外ツアーに強みを持つDeNAトラベル（現 株式会社エアトリ）を子会社化したことに伴いサービスの拡充および航空券取扱オンラインNo.1のサービスへと成長いたしました。

今後も商材の拡充、サービスの利便性向上、マーケティングの強化により業容拡大を目指して参ります。

・BtoBtoC（提携先企業のブランドにて旅行コンテンツの提供）

他社が運営しているWEB媒体、会員組織に対して、当社の旅行コンテンツ（国内航空券・パッケージ旅行、海外航空券・ホテル商材等）の検索・予約エンジンをOEMで提供しております。コンテンツ利用者の視点では、それぞれの会社が自社の旅行サイトを運営しているように見えますが、実際は旅行サイト、システムの構築、ユーザー対応、旅券の発券業務等全て当社が運営しております。コンテンツ提供は無償で行っており、お客様が旅行商品をお申込みになった際に、その収益を媒体運営社と当社とでレベニューシェアしております。

・BtoB（他社旅行会社に対するホールセール）

当社のホールセールとは、旅行会社に対し、旅行商品の卸売りを行うものであります。旅行商品の販売元と直接取引関係のない旅行会社や、販売元と取引関係があっても当社を介することにより、スピーディー、且つ多くの収益の獲得が見込まれると判断される旅行会社への販売となります。卸商品は、主に国内航空券です。

・BTM（企業の出張に係る社内承認手続き及び手配を一元管理）

当社のBTM販売は、業務出張に関する移動及び宿泊の手配ニーズがある顧客に対し、BTM契約による旅行商品のワンストップサービスを提供するものであります。

OTA（Online Travel Agent）の強みを活かし、専用のBTMクラウドサービス『エアトリBTM』を、顧客に導入コスト無料・利用コスト無料で提供しております。『エアトリBTM』を利用して頂くことにより、旅行商品代金の節減並びに出張手配に係る時間短縮が実現でき、顧客のコストの削減に貢献しております。

株式会社まぐまぐは、「伝えたいことを、知りたい人に」をビジョンに、メールマガジン配信サービス「まぐまぐ!」、WEBメディア「MAG2NEWS」や「MONEY VOICE」の運営を行っております。また新たに旅行メディア「Trip Editor」の運営も開始しています。メルマガ等のコンテンツの有料課金、メディア広告収入を収益源に事業拡大をしています。

(2) ITオフショア開発事業

当社の連結子会社であるEVOLABLE ASIA CO., LTD.を中心としてラボ型のシステム開発ソリューションを提供しております。プロジェクトごとに人員をアサインする一般的なプロジェクト型の受託開発モデルと異なり、ラボ型は、顧客ごとに新たに人材を採用し、専属のエンジニアとして提供することを特徴としております。また、ラボ型の開発では、顧客がエンジニアの開発活動を随時確認することができ、一般的な受託開発モデルと比べ、格段に顧客の意向を反映することも可能なモデルであるため、約100%の稼働率を達成できるビジネスモデルとなっております。2017年9月期からは、ホーチミン、ハノイ、ダナンの3拠点体制に拡充することによって、プロジェクト毎に最適な拠点で対応することが可能になり、より一層顧客ニーズに合致したサービスの提供が可能となっております。また、従来日本国内で行うことが多かった、システム開発の上流工程（要件定義等）のオフショア化を推進していくことにより、受注できるプロジェクト範囲の拡大をはかっております。

(3) 訪日旅行事業

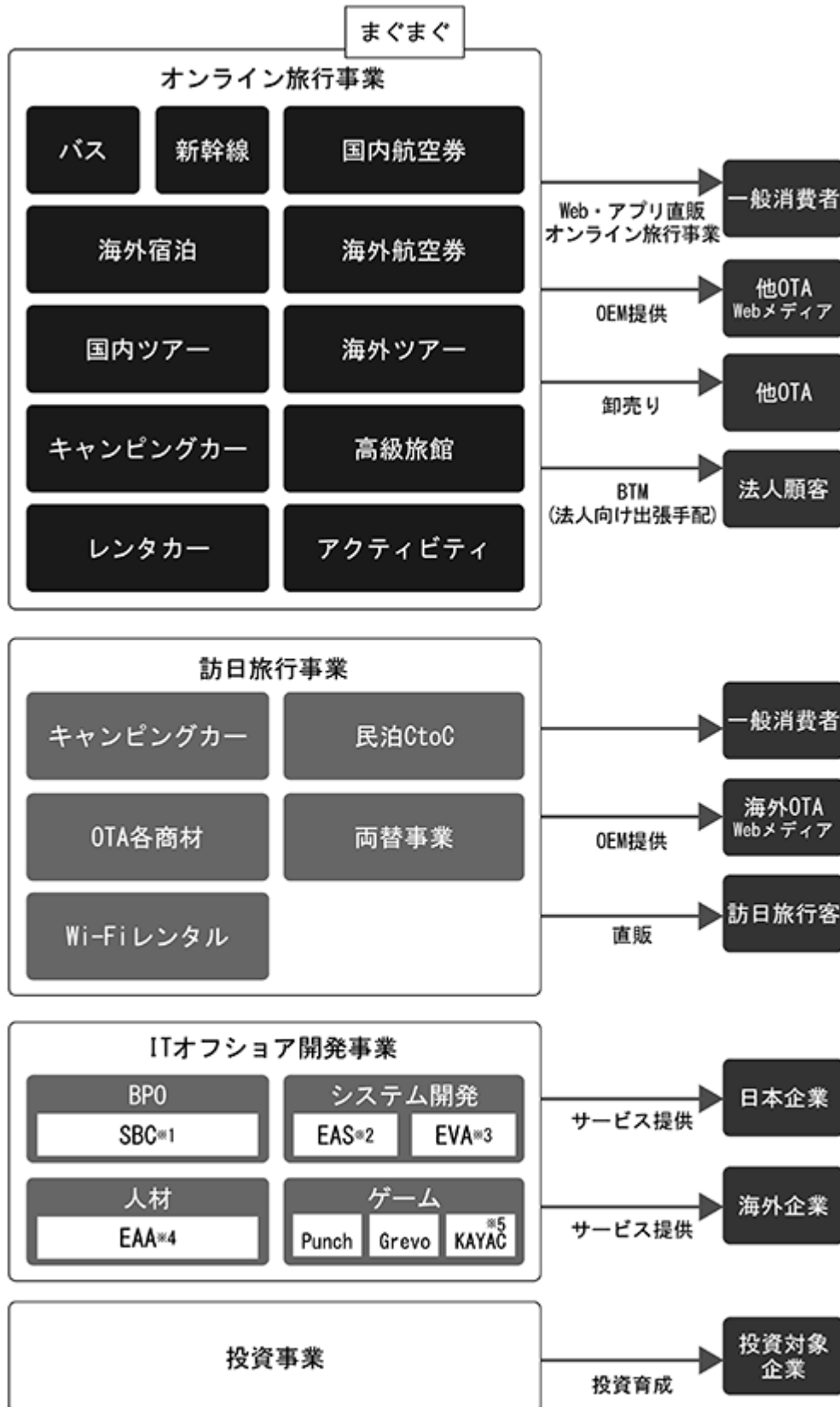
急増する訪日旅行需要に対応するため、従前の取り組みである各海外旅行代理店やWeb媒体への日本国内航空券の横断検索、予約販売システムの多言語OEM提供に加え、子会社である株式会社インバウンドプラットフォームを設立し、訪日客向けキャンピングカーレンタル事業、両替事業、Wi-Fiレンタル事業も行っており、一層の業容拡大を目指しております。

(4) 投資事業

既存事業とのシナジーを重視した積極的なM&A、成長企業への投資、並びに育成を推進しております。2018年9月期においては、投資先を42社まで拡大しており、今後も投資対象企業の拡大、育成によるバリューアップとイグジットを推進して参ります。

事業系統図は以下になります。

事業系統図



※1...EVOLABLE ASIA SOLUTION & BUSINESS CONSULTANCY COMPANY LIMITED

※2...EVOLABLE Asia Solutions Co.,Ltd.

※3...Evolable Asia Co.,Ltd

※4...Evolable Asia Agent

※5...KAYAC HANOI CO.,LTD

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) EVOLABLE ASIA CO., LTD. (注)2	ベトナム ホーチミン市	USD200,000	ITオフショア 開発事業	51.0	当社システムの開発 を行っております。 役員の兼任2名
株式会社エアトリ (注)2,5	東京都新宿区	100百万円	オンライン 旅行事業	100	完全子会社。役員の 兼任5名
株式会社エヌズ・エン タープライズ	大阪府大阪市 中央区	124百万円	オンライン 旅行事業	100	完全子会社。役員の 兼任1名。
株式会社エアトリステイ	東京都港区	50百万円	訪日旅行事業	65.0	役員の兼任2名
株式会社らくだ倶楽部	東京都港区	15百万円	オンライン 旅行事業	100	完全子会社。当社よ り貸付。役員の兼任 1名
株式会社インバウンドプ ラットフォーム	東京都港区	81百万円	訪日旅行事業	95.3	役員の兼任1名
EVOLABLE ASIA GLOBAL VIETNAM COMPANY LIMITED	ベトナム ホーチミン市	VND1,000,000,000	オンライン 旅行事業	100	完全子会社。
株式会社東京マスターズ	東京都千代田 区	80百万円	オンライン 旅行事業	100	完全子会社。役員の 兼任1名。
株式会社まぐまぐ	東京都品川区	100百万円	オンライン 旅行事業	96.0 (26.1)	役員の兼任4名

- (注) 1. 「主要な事業の内容欄」には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
 2. 特定子会社であります。
 3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
 4. 議決権の所有割合欄の()内は、間接所有割合であります。
 5. 株式会社エアトリについては、売上収益(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上収益に占める割合が10%を超えております。日本において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成された同社の財務諸表における主要な損益情報等は次のとおりであります。

株式会社エアトリ

主要な損益情報等	売上高	3,438 百万円
	経常利益	144 "
	当期純利益	139 "
	純資産額	1,557 "
	総資産額	7,081 "

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2018年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
オンライン旅行事業	390
ITオフショア開発事業	974
投資事業	4
その他事業	14
全社(共通)	30
合計	1,412

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に属している従業員であります。
3. 従業員数が前連結会計年度より546名増加しておりますが、これは主として、業容の拡大に伴う増加、及び当連結会計年度より株式会社エアトリ、KAYAC HANOI COMPANY LIMITEDを連結の範囲に含めたことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

2018年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
129	32.9	2.8	5,070

セグメントの名称	従業員数(名)
オンライン旅行事業	82
ITオフショア開発事業	13
投資事業	4
全社(共通)	30
合計	129

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に属している従業員であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「OneAsia-アジアは一つとなり、世界をリードする-」をビジョンに、「アジアの人々の「移動」と「協業」を、ITの力でより近くに」を企業ミッションとして事業展開を行っております。旅行商材の比較サイトによる直販（BtoC）、他社媒体へ当社の検索予約エンジンを提供するOEM提供（BtoBtoC）、ホールセール（BtoB）、法人の出張手配（BTM - BusinessTravelManagement）を販路に、国内航空券、海外航空券を中心に旅行商材の販売を行う「オンライン旅行事業」と、ベトナムにおけるラボ型システム開発を行う「ITオフショア開発事業」、さらに急増する訪日旅客（インバウンド需要）に旅行商材を提供する「訪日旅行事業」、成長企業や再生企業への投資を行う「投資事業」の四本の柱を主要事業として事業展開を進めております。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、持続的な事業拡大を図っていくために、重要な経営指標として（オンライン旅行事業の）BtoCにおいては取扱高昨年対比伸び率及びリピート率・オーガニックユーザの割合、（オンライン旅行事業の）BtoB、BtoBtoCにおいては取引先継続率、（オンライン旅行事業の）BTMにおいては新規取引先増加数、ITオフショア開発事業においてはベトナム人従業員数、訪日旅行事業においては新規取引先増加数をそれぞれ重視しております。また、企業価値の増大を図っていくために、財務指標として、売上高、営業利益を重視しております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

オンライン旅行事業においては、現在スマートフォン及びPCにおいて国内航空券を中心とした旅行商材の比較サイトによる直販（BtoC）を主軸としたオンライン販売を行っております。これまで航空券市場においては、消費者に認知され、確立されたブランドが存在しないものと認識しております。当社は総合旅行プラットフォーム「エアトリ」ブランド認知を強化することにより、オーガニックでの流入の増加を見込んでおり、利益率向上を目指します。また、今後は国内航空券・海外航空券に留まらず、旅行に関連する新規商材についても拡大を推進し、業容拡大を目指します。さらに、訪日旅行領域におきましては、従前の取り組みである各海外旅行代理店やWeb媒体への日本国内航空券の横断検索、予約販売システムの多言語OEM提供に加え、新法制定も鑑みた民泊プラットフォーム構築の推進、訪日客向けキャンピングカーレンタル事業準備も行っており、一層の業容拡大を目指しております。ITオフショア開発事業においては、ホーチミン、ハノイ、ダナンの3拠点を各プロジェクトにあった拠点間の最適化を一層推進し、多拠点や他国への展開を行ってまいります。また、従来日本国内で行うことが多かった、システム開発の上流工程（要件定義等）のオフショア化を推進していくことにより、受注できるプロジェクト範囲の拡大を目指してまいります。投資事業については、成長・再生企業への投資の促進、投資先の育成や企業価値向上を目指してまいります。

(4) 対処すべき課題

1. オンライン旅行事業

(1) 確固たるブランドの確立

これまで国内航空券市場においては、消費者に認知され、確立されたブランドが存在しないものと認識しております。こうした環境下、当社は「最もオトク」で「最も便利な」サービスをコンセプトに「エアトリ」を2017年9月期より立ち上げております。当該ブランドの認知を強化することにより、オーガニック検索での流入の増加を見込んでおり、利益率向上を目指します。

(2) 事業領域（取扱商材）の拡大

当社グループの売上は、国内航空券の販売に関わる収入が主体となっており、国内航空会社とは引き続き良好な関係を築いております。また、当連結会計年度に国内航空券の仕入に強みを持つ株式会社エヌズ・エンタープライズや海外航空券を主力とする株式会社エアトリ(旧株式会社DeNAトラベル)の子会社化により、事業領域の拡大を進めております。さらに中長期的な視点で経営の安定と事業の成長を鑑み、国内外宿泊予約、パッケージツアー等の取扱商材の多様化の強化を図って参ります。

(3) 提携サイトの拡大

当社は、自社ブランドであるインターネット予約サイト「エアトリ」を中心に、自社媒体インターネットサイトに

よる旅行商品の販売を行っておりますが、一方で、OEM提供（他社ブランド）、法人の出張手配（BTM Business Travel Management）による販売にも注力しております。具体的には、主に会員の集客が多いインターネットサイトへの旅行コンテンツの検索・予約エンジンの提供、ビジネス需要が豊富にある企業に対して出張手配を行うクラウドサービスの提供を通して、旅行商材の販売拡大を目指しております。今後、業容を継続的に拡大していくために、当社にとって優良な企業との提携を積極的に図って参ります。

(4) システム技術・インフラの強化

当社が行っているインターネットを通じた旅行商品の販売は、購入者及びクライアントにとっていかに情報量が豊富であるか、いかにレスポンスが早いのか、いかに安い価格で提供できるか、いかに利便性が良いか等々が必要不可欠なものであります。インターネットを利用して旅行商品を購入しようとするユーザーは、それら全てのサービスを求めて様々なサイトを検索・閲覧しております。当社では、当該機能等をより強化し、よりクライアント・ライクなシステムを提供することを目的に、今後もシステム技術の研鑽とインフラの構築を行って参ります。

2. ITオフショア開発事業

海外の文化や習慣の把握

当社が行っているオフショア開発は、各国の文化や習慣について把握しておくことが重要となります。また、オフショア開発のプロジェクトを進める上で、開発を任せることになる技術者の国の労働環境や習慣が、計画を予定通りに進めることを妨げる可能性があります。これらをいち早く把握し、対処できるよう、今後も海外拠点との連携を強め、労働環境や社会情勢の状況把握を継続して強化して参ります。

3. 全社に関わる事項その他

(1) 優秀な人材の確保

当社は、比較的少ない従業員で業務を推進しております。その核となる従業員は高い専門性とプロフェッショナル精神が求められます。これらの能力を兼ね備えた人材の確保は、業容の拡大に伴って急務となっており、今後も人材の確保・育成を図って参ります。

(2) コスト削減

当社は、人手が介在しなくてもオペレーションが可能な業務については、システムによる自動化を図っております。また、他社との競合の観点から、顧客へのサービス利便性の向上策と連動させながら、人件費の抑制及びグローバルな人材育成のために、海外の出資会社に対して今後も積極的に業務移管を進めて参ります。

2 【事業等のリスク】

当社グループにおいてとらえている事業等のリスクは以下のとおりであります。なお文中における将来に関する事項は、本提出日において当社が判断したものであります。

1. オンライン旅行事業

(1) 競合について

当社は創業以来、インターネットによる旅行商品の販売を行い、業界で高い評価を得ていると認識しております。しかしながら、インターネットによる旅行商品の販売が一般化するにつれ、近年その競合環境は激化しております。当社では、航空会社との関係を強化するとともに、自社インターネットサイトの知名度向上、多数の会員をもつインターネットサイト運営者への旅行コンテンツのOEM供給、企業の出張に係る社内承認手続き及び手配を一元管理する事業、旅行商品の拡張などを目指すとともに、同業他社との資本・業務提携を積極的に進めていくことにより、競争力の強化を図って参ります。

しかしながら、競合環境によって売上の低下やサービスレベル向上に伴うコストの増加などにより、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) 法的規制等について

当社は事業を行う上で、「旅行業法」、「古物営業法」その他の法令による規制を受けております。当社では、これらの法律・法令や関連諸規則を遵守すべく、各サイト上での表示や顧客への説明、また、社内体制の確立とルール化を徹底しております。また、主として顧問弁護士や外部の専門家との情報交換等を通じて、積極的な情報収集及び適切な対応を行っております。しかしながら、これら法令に違反する行為が行われた場合もしくははやむを得ず遵守できなかった場合、及び行政機関により関連法令による規制の改廃や新設が行われた場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(許認可等の状況)

許認可等の名称	許認可登録番号	有効期間	関連法令	許認可等の取消事由
第一種旅行業登録	観光庁長官登録 旅行業第1872号（登録）	2013年10月16日～ 2018年1月19日	旅行業法	同法第19条
古物商許可	東京都公安委員会許可 第301091207963号	2012年8月8日～ 期限の定めなし	古物営業法	同法第6条

(3) 特定の取引先への依存度が高いことについて

当社は、主力商品の一つである国内航空券の仕入を以下の通り特定の取引先に依存しております。従って、特定の取引先において不測の事態が発生したり、航空券の販売方法や取扱い手数料に関する方針の変更があった場合、当社の業績及び事業展開に重大な影響を与える可能性があります。

	前連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)		当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
株式会社ナニワツーリスト	17,345	57.2	24,139	55.4
株式会社スカイマーク	4,180	14.1	6,740	15.5

(4) 自然災害及び国際情勢等の影響によるリスクについて

当社のオンライン旅行事業は、世界各地で発生しうる天災又は悪天候等の自然災害、及び海外における政情不安、国際紛争、大規模なテロ事件等、感染症等の疫病の発生及び蔓延、また事業展開対象国との外交関係の悪化等、外的要因の影響を大きく受けます。このような事象が発生した場合には、旅行需要が低下することにより、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、当社の訪日旅行事業は、当初は中国・アジア方面を中心に展開しておりますが、今後、当該地域において上記のような事象が発生した場合には、訪日外国人旅行者の減少等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(5) インターネットの検索効果について

当社が運営するインターネットサイトの集客効率は、検索エンジンの表示結果やスマートデバイスのアプリケーションの利用状況等の影響を大きく受けます。今後、検索エンジンの運営者における検索に係るアルゴリズムの変更、スマートデバイスにおけるアプリケーションの仕様及びその変更又は競合他社による対応等が行われた場合には、検索結果の表示が当社にとって有利に働かない状況が生じ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(6) 電子商取引（以下「eコマース」）の普及について

当社は、今後もBtoCのeコマース市場規模は拡大傾向が継続するものと考えております。しかしながら、eコマースをめぐる新たな法制度等の規制の導入や何らかの予期せぬ要因により、当社の期待通りにeコマースの普及が進まない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

2. ITオフショア開発事業

(1) 競合について

ITオフショア開発事業においては、2012年に事業開始後、2018年には雇用エンジニア数が1,000名規模となっており、順調に推移しております。しかしながら、業界の特性として価格競争になりやすく、エンジニアの引き抜き等により、競争がもたらされております。当社では、スケールメリットを活かし、人材獲得力や運営ノウハウ、強固なネットワークといった当社固有の強みを継続・強化していくことにより競争力の強化を図って参ります。

しかしながら、競合他社の「ラボ型」オフショア開発モデルの模倣により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) 海外事業に関するリスク

当社グループは事業戦略の一環としてITオフショア開発事業を中心として海外市場での事業拡大を進めており、当社グループにおける海外事業の存在感は拡大しております。当社グループの海外事業は、グローバル経済や為替などの動向、投資や競争などに関する法的規制、商習慣の相違、労使関係、国際政治など、さまざまな要因の影響下にあり、これらのリスクが顕在化した場合、当社グループの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

3. 投資事業

投資活動に伴い当該投資先が連結対象に加わった場合、マイナスの影響が発生するなど、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループが投資時点においてその想定した通りに投資先が事業を展開できない場合、投資活動に伴い発生したのれん、有形固定資産、無形資産、株式などの金融資産の減損損失が発生するなど、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4. 全社に関わる事項その他

(1) 自然災害、事故等のリスクについて

当社の主要な事業拠点は、本社所在地である東京都であります。当該地区において大地震、台風等の自然災害及び事故、火災等により、業務の停止、設備の損壊や電力供給の制限等の不測の事態が発生した場合には、当社の事業活動に支障をきたす可能性があり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) 技術革新について

当社は、技術革新や顧客ニーズの変化のサイクルが極めて速いインターネット業界において、事業を行うにあたり、先端的な技術の知見やノウハウの蓄積、高度なスキルを有する優秀な技術者の採用等を積極的に推進する予定としております。しかしながら、これらの予定に何らかの困難が生じ、技術革新に対する適切な対応が遅れた場合、システム投資や人件費の増大、業界内における技術的優位性や競争力の低下が、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 会社組織に関するリスクについて

創業者への依存について

代表取締役である吉村英毅は、当社設立以来の最高経営責任者であり、経営方針や経営戦略の決定をはじめ、会社の事業推進に重要な役割を果たしております。同様に取締役会長である大石崇徳も設立当初から経営方針や経営戦略の決定等において重要な役割を果たしており、ツートップ体制により、互いに補完し合いながら、かつ互いに牽制が働く体制となっております。

また、当社では、取締役、執行役員を配置し、各々が参加する会議を開催し、意見等の吸い上げや情報共有などを積極的に進めております。適宜に権限移譲も行い、両氏に依存しない経営体質の構築を進めておりますが、何らかの理由により両氏とともに不測の事態が生じた場合、または、両氏が退任するような事態が発生した場合には、当社の業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

個人情報の管理について

当社は、事業の運営に際し、顧客その他の関係者の個人情報及び機密情報を大量に保有しております。当社では、個人情報の取扱と管理には細心の注意を払い、社内でのルール化やその手続きの明確化・徹底化を図っております。また、経済産業省の外郭団体である一般財団法人日本情報経済社会推進協会の発行するプライバシーマークを取得し、個人情報の管理を厳格にしております。

しかしながら、今後、第三者によるセキュリティ侵害、ハッキング、従業員の故意または過失等により、当社が保有する個人情報及び機密情報が外部に流出する又は不正に使用される等の事象が発生した場合、当社は顧客等に対する損害賠償責任を負うとともに、当局から業務改善命令を受ける可能性がある等、当社の業績、事業及び社会的信用に悪影響を与える可能性があります。

(4) ストック・オプション行使における株式価値の希薄化について

当社は、取締役、執行役員及び従業員に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。

今後につきましても、ストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加えて、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合には、保有株式の株式価値が希薄化する可能性があります。本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は3,440,200株であり、発行済株式総数18,025,000株の19.1%に相当します。

(5) システムリスクについて 当社は、アクセス過多によるサーバー停止やネットワーク機器の故障および自然災害や事故、火災等によるシステムトラブルの発生を回避するために、サーバーの負荷分散、稼働状況の常時監視、定期的バックアップ実施の手段を講じることで、システムトラブルの防止及び回避に努めております。しかしながら、顧客やコンテンツを管理しているサーバーや閲覧・予約システムにおいて何らかのトラブルが発生することで、顧客への情報提供や予約業務に障害が生じる可能性もあり、当該障害が生じた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(6) 関連当事者との取引について

当社は、当連結会計年度(自2017年10月1日 至2018年9月30日)において、当社役員である吉村英毅、大石崇徳、吉村英毅及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社である吉村ホールディングス株式会社との間に以下の取引があります。なお、関連当事者との重要な取引についての取引条件及び決定方針については、取締役会で承認を得ております。

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	吉村英毅	-	-	当社代表取締役	(被所有) 間接15.9	-	当社借入に対する債務被保証(注)1	53	-	-
							当社仕入債務に対する債務被保証(注)2	461	-	-
役員	大石崇徳	-	-	当社取締役会長	(被所有) 直接35.9	-	当社仕入債務に対する債務被保証(注)2	431	-	-
役員及び近親者が議決権の過半数を所有する会社	吉村ホールディングス株式会社(注)3	東京都港区	30	資産管理会社	(被所有) 直接15.9	役員の兼任1名	当社仕入債務に対する債務被保証(注)2	431	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社は銀行借入に対して、代表取締役である吉村英毅より債務保証を受けております。また、取引金額には被保証債務の第12期連結会計年度末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
2. 当社は仕入債務に対して、代表取締役である吉村英毅、取締役会長である大石崇徳、主要株主である吉村ホールディングス株式会社より債務保証を受けております。また、取引金額には被保証債務の第12期連結会計年度末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
3. 吉村ホールディングス株式会社は、当社役員吉村英毅及びその近親者が議決権の100%を所有している会社であります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループは当連結会計年度(2017年10月1日から2018年9月30日まで)より、従来の日本基準に替えてIFRSを適用しており、前連結会計年度の数値をIFRSに組み替えて比較分析を行っております。

(業績等の概要)

(1) 業績

当連結会計年度における世界経済は、世界経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意が必要としながらも、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな景気回復基調の中で推移いたしました。また、2020年の東京オリンピック開催を控え、国内需要の増加やインバウンド需要による後押しにより、引き続き堅調なペースで景気が拡大しております。

旅行業界におきましては、2018年1月から9月の日本人出国者数の累計は1,400万人で、前年同月時点の累計を約59万人上回っております。(出所：日本政府観光局(JNTO))また、訪日外国人観光客は2018年1月から9月で2,346万人を超え、2016年3月に決定した「明日の日本を支える観光ビジョン」における2020年の目標である4,000万人に向け、順調に推移しております。

このような状況のもと、当社はオンライン旅行代理店として、国内航空券販売を軸に、サービスラインの多角化を図り、業容を拡大し、当社ブランドであるエアトリの認知度向上や顧客獲得に取り組んで参りました。また、オンライン旅行事業におけるノウハウを活かし、訪日旅行者を対象としたサービスを引き続き推進しております。

2012年より開始したITオフショア開発事業においては、ベトナムにおけるラボ型開発を軸に、多業種にわたり順調に顧客先を獲得し、雇用エンジニア数を増加させ、2018年9月末現在は約1,000名規模まで成長しております。また、上場来本格化した投資事業においては、成長企業への投資を積極的に進め、2018年9月末現在、投資先を42社まで拡大しております。

このような環境の中、当社グループの当連結会計年度の売上収益は12,451百万円、営業利益1,229百万円、税引前利益1,216百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益は932百万円となりました。

セグメントごとの業績を示すと、次のとおりであります。

オンライン旅行事業

オンライン旅行事業では、以下4つのサービスを提供しております。

- ・BtoCサービス(PC、スマートフォンにて一般消費者向けの旅行商材の直販サイトの運営)

新規顧客獲得のためにマスマーケティング、SEM強化、基幹システム的大幅リニューアル、リピーター増加施策のためにUIの改善等を実施したことが寄与し、利用者が順調に増加致しました。

当社ブランドであるエアトリの認知度向上や顧客獲得を目的とする戦略的な価格設定やブランディングコストの積極的な投下を実施致しました。

- ・BtoBtoCサービス(提携先企業のブランドにて旅行コンテンツを提供する事業)

大手提携先の開拓強化、主要取引先のニーズに合致したサービスの提供、取引先とのコミュニケーションを強化したことが寄与し、利用額が増加致しました。また、BtoCサービスと同様に、顧客拡大に重点を置いたマーケティング施策や提携施策の推進を実施致しました。

- ・BtoBサービス(他社旅行会社に対するホールセール事業)

航空会社の業界動向や取引先の施策に影響を受ける部分があり、国内線運航数の増加にともない、国内航空券を取り扱うオンライン旅行代理店業界全体が活況となり、売上高は堅調に推移しました。

- ・BTMサービス(企業の出張に係る社内承認手続き及び手配を一元管理する事業)

基本的に顧客企業数の増加及び利用率の増加と連動して売上が増加するビジネスモデルであるため、営業人員の追加、及び既存顧客中の利用率が相対的に低い顧客の掘り起し等を実施したことにより成長しました。

以上の結果、当連結会計年度のオンライン旅行事業の売上収益は10,137百万円、セグメント利益は347百万円となりました。

ITオフショア開発事業

ITオフショア開発事業では、ベトナムのホーチミン、ハノイ及びダナンにて、主にEコマース・Webソリューション・ゲーム・システム開発会社等を顧客として、ラボ型の開発サービスを提供しております。

当社のラボ型開発モデルは、顧客ごとに専属のスタッフを都度新規採用してチームを組成する点にあります。また、顧客が随時ラボの開発状況を確認することが可能なスタイルとなっております。専属スタッフの中長期的なアサインを

前提としておりますので、採用段階でいかに顧客のニーズに合致した人材を採用するか、各エンジニアのモチベーションをいかに高めていくかが開発の成否を左右します。

また、基本的に人月単価×人員数によって顧客に請求を行うビジネスモデルであり、クライアントに提供するエンジニア数と人月単価が売上に大きく影響を与えます。当連結会計年度においてはエンジニアの人員数の増加と、開発の効率化にともなう単価の上昇が、売上の増加に寄与しました。

この結果、当連結会計年度のITオフショア開発事業の売上収益は2,383百万円、セグメント利益は148百万円となりました。

投資事業

投資事業では、既存事業とのシナジーを重視し、積極的なM&A、資本業務提携により、サービスラインの拡充とともに収益向上のために、成長企業への投資を推進しております。当連結会計年度末においては、投資先を42社まで拡大しております。

この結果、当連結会計年度の投資事業の売上収益は161百万円、セグメント利益は1,305百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は前連結会計年度末より3,241百万円増加し、5,320百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動により獲得した資金は、前連結会計年度末より309百万円増加し、527百万円となりました。この主な要因は、税引前利益を1,216百万円計上し、売上債権が946百万円減少し、仕入債務が894百万円増加した一方で、投資利益を1,288百万円計上したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動により使用した資金は、前連結会計年度末より301百万円減少し、1,010百万円となりました。この主な要因は、有形固定資産の取得による支出145百万円、無形資産の取得による支出952百万円、連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出355百万円、連結範囲の変更に伴う子会社株式の取得による収入459百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動により獲得した資金は、前連結会計年度末より2,721百万円増加し、3,662百万円となりました。この主な要因は、短期借入による収入1,988百万円、長期借入の借入による収入4,800百万円、長期借入の返済による支出2,960百万円によるものであります。

(生産、受注及び販売の実績)

当社はオンライン旅行事業、ITオフショア開発事業及び投資事業を主たる事業としているため、生産実績及び受注実績はありません。

(1) 仕入実績

当連結会計年度の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(百万円)	前年同期比(%)
オンライン旅行事業	70,714	205.1

(注) ITオフショア開発事業及び投資事業について、仕入れは該当がないため記載しておりません。

(2) 販売実績、取扱高実績

当連結会計年度の販売実績及び取扱高実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

販売実績

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
オンライン旅行事業	10,137	260.1
ITオフショア開発事業	2,153	129.6
投資事業	161	156.4
合計	12,451	225.0

(注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。

2. 主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合について、連結損益計算書の売上収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

取扱高実績

セグメントの名称	取扱高(百万円)	前年同期比(%)
オンライン旅行事業	82,282	213.9

(注) ITオフショア開発事業及び投資事業については、販売実績と取扱高実績は同数になります。

(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析)

当社の当連結会計年度における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は以下のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりましては、一定の会計基準の範囲内において、資産・負債及び収益・費用の金額に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りにつきましては、経営者が過去の実績や現在の取引状況ならびに入手可能な情報を総合的に勘案し、その時点で最も合理的と考えられる見積もりや仮定を継続的に使用しておりますが、見積り及び仮定には不確実性が伴うため、実際の結果と異なる可能性があります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度の売上高は12,451百万円となり、前連結会計年度に比べ6,918百万円(前連結会計年度比125.0%増)増加いたしました。旅行商材の比較サイトによる直販(BtoC)、他社媒体へ当社の検索予約エンジンを提供するOEM提供(BtoBtoC)、ホールセール(BtoB)、法人の出張手配を販路に、国内航空券や海外ホテルを中心に旅行商材の販売を行う「オンライン旅行事業」と、ベトナムにおけるラボ型システム開発を行う「ITオフショア開発事業」が順調に推移したことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は5,590百万円となり、前連結会計年度に比べ4,654百万円(同497.2%)増加いたしました。これは主に、旅行事業におけるツアー売上及びITオフショア開発事業の売上増加によるものであります。

この結果、当連結会計年度の売上総利益は6,861百万円となり、前連結会計年度に比べ2,265百万円(同49.2%)増加いたしました。

(販売費及び一般管理費、投資利益、営業利益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は7,244百万円となり、前連結会計年度に比べ3,395百万円(同88.2%)増加となりました。これは主に、広告宣伝費1,068百万円の増加、従業員給付費用1,112百万円の増加によるものであります。

また、当連結会計年度における投資利益は1,288百万円となり、前連結会計年度に比べ918百万円(同247.8%)増加となりました。これは主に、投資先の公正価値の増加によるものであります。この結果、当連結会計年度の営業利益は1,229百万円となり、前連結会計年度に比べ142百万円(同13.0%)増加いたしました。

(金融収益及び金融費用損益、税引前純利益及び親会社の所有者に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の金融収益は31百万円となり、前連結会計年度に比べ14百万円(同82.3%)増加となりました。これは主に、為替差益11百万円の増加によるものであります。

当連結会計年度の金融費用は45百万円となり、前連結会計年度に比べ34百万円(同338.2%)増加いたしました。これは主に、支払利息34百万円の増加によるものであります。

この結果、当連結会計年度の税引前純利益は1,216百万円となり、前連結会計年度に比べ121百万円(同11.1%)増加いたしました。また、当連結会計年度の親会社の所有者に帰属する当期純利益は932百万円となり、前連結会計年度に比べ230百万円(同32.8%)増加いたしました。

(3) 当連結会計年度の財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末における総資産につきましては、前連結会計年度末に比べ17,125百万円増加し24,929百万円となりました。これは主に、営業債権及びその他債権が2,874百万円増加したこと、のれんが4,342千円増加したこと、現金及び現金同等物が3,241百万円増加したこと、無形資産が1,661千円増加したことによるものであります。

(負債)

当連結会計年度末における負債につきましては、前連結会計年度末と比べ14,962百万円増加し、19,371百万円となりました。これは主に、有利子負債が9,406百万円増加したこと、営業債務及びその他の債務が2,287百万円増加したことによるものであります。

(資本)

当連結会計年度末の資本合計は、前連結会計年度末に比べ2,162百万円増加し、5,557百万円となりました。これは主に、資本剰余金が1,301百万円増加したこと、利益剰余金が813百万円増加したことによるものであります。

(4) 当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況の分析については、「第2[事業の状況] 3[経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析]の(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社オンライン旅行事業におきましては、業界全体の動向や取引先の施策に影響を受ける部分が大きく御座います。また、ITオフショア開発事業に関しましては、基本的に人月単価×人員数によって顧客に請求を行うビジネスモデルであるため、新規ラボの開発設数、既存ラボの増減員数が売り上げに大きく影響を与えます。

当社の経営成績に重要な影響を与える要因は、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載の内容となっております。当社は、これらのリスク要因について、リスク軽減策を講じるように取り組んで参ります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社は、今後の景気回復に伴ない旅行市場が更に成長し続けるものと見込んでおり、当社のオンライン旅行事業の成長を促進させております。また、ITオフショア開発を進めることにより競合他社との競争を優位に進めていくため、システム全般の強化を図って参ります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社が今後も成長するためには、自社直販サイト「エアトリ」のサービス改善を行うことによる利便性の向上およびマス広告を含めたブランディング及び事業規模の拡大に合わせて適宜人員拡充を進めるとともに、組織体制の整備を進めていくことが重要であると認識しております。このため、営業部門、システム開発部門等について事業規模や必要性に応じた採用を適宜行うとともに、内部管理体制の強化等の組織体制の構築を図って参ります。

並行開示情報

連結財務諸表規則(第7章及び第8章を除く。以下「日本基準」という。)により作成した要約連結財務諸表、要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更は、以下のとおりであります。

なお、日本基準により作成した要約連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

また、日本基準により作成した要約連結財務諸表については、百万円未満を切り捨てております。

要約連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年9月30日)	当連結会計年度 (2018年9月30日)
資産の部		
流動資産	5,158	14,263
固定資産		
有形固定資産	366	1,072
無形固定資産	1,334	6,962
投資その他の資産	619	1,130
固定資産合計	2,320	9,165
資産合計	7,478	23,428
負債の部		
流動負債	3,519	14,900
固定負債	733	4,118
負債合計	4,252	19,018
純資産の部		
株主資本	2,733	3,589
その他の包括利益累計額	39	375
新株予約権	48	50
非支配株主持分	404	394
純資産合計	3,226	4,410
負債純資産合計	7,478	23,428

要約連結損益計算書及び要約連結包括利益計算書

要約連結損益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
売上高	5,534	12,442
売上原価	936	5,491
売上総利益	4,597	6,950
販売費及び一般管理費	3,866	7,534
営業利益又は営業損失()	730	583
営業外収益	17	33
営業外費用	52	55
経常利益又は経常損失()	695	605
特別利益	-	365
特別損失	-	41
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失()	695	281
法人税等	162	30
当期純利益又は当期純損失()	533	251
非支配株主に帰属する当期純利益	113	146
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失()	420	398

要約連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
当期純利益又は当期純損失()	533	251
その他の包括利益合計	63	329
包括利益	596	77
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益又は 親会社株主に係る包括損失()	473	62
非支配株主に係る包括利益	123	140

要約連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本	その他の 包括利益累計額	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	2,289	13	0	94	2,371
当期変動額	443	53	48	309	855
当期末残高	2,733	39	48	404	3,226

当連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本	その他の 包括利益累計額	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	2,733	39	48	404	3,186
当期変動額	856	335	1	9	1,223
当期末残高	3,589	375	50	394	4,410

要約連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	216	658
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,312	1,003
財務活動によるキャッシュ・フロー	942	3,588
現金及び現金同等物に係る換算差額	5	2
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	146	3,241
現金及び現金同等物の期首残高	2,225	2,078
現金及び現金同等物の期末残高	2,078	5,320

要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
<p>(連結の範囲)</p> <p>前連結会計年度より、新たに設立したEVOLABLE ASIA GLOBAL VIETNAM COMPANY LIMITED及び株式会社AirTrip Exchange、株式を取得した株式会社東京マスターズ及び株式会社まぐまぐを連結の範囲に含めております。また、子会社のEVOLABLE ASIA CO., LTD.が株式取得により新たに子会社化した株式会社Evolable Asia Agent、株式会社Evolable Asia Solutions、PUNCH ENTERTAINMENT COMPANY LIMITED、GREVO CO., LTDを連結の範囲に含めております。</p> <p>(表示方法の変更)</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「減価償却費」に含めておりました「のれん償却額」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。</p>	<p>(連結の範囲)</p> <p>当連結会計年度より、新たに設立した株式会社エアトリステイ、株式を取得した株式会社EA1、株式会社エヌズ・エンタープライズ、株式会社エアトリ及びその子会社2社及び株式会社九州ホテルリゾートを連結の範囲に含めております。</p> <p>また、子会社のEVOLABLE ASIA CO., LTD.が株式取得により新たに子会社化したKAYAC HANOI CO., LTDを連結の範囲に含めております。</p>

経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異に関する情報

前連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
<p>第5 経理の状況 連結財務諸表注記「35. 初度適用」をご参照ください。</p>	<p>(投資事業の株式の評価)</p> <p>投資事業で行っている上場株式への投資にかかる評価差額について、日本基準においては貸借対照表の株主資本の部でその他有価証券評価差額金として計上しておりますが、IFRSにおいては損益計算書の投資利益として計上し、営業利益の構成要素としております。</p> <p>また、同事業で行っている非上場株式への投資について、日本基準においては取得価額で評価を行っておりますが、IFRSにおいては公正価値で評価を行い、取得価額との差額を損益計算書の投資利益として計上し、営業利益の構成要素としております。</p> <p>上記の影響により、IFRSでは日本基準に比べて営業利益が1,288百万円増加しております。</p> <p>(のれんの償却停止)</p> <p>日本基準において、その効果の及び期間を見積もり、その期間で償却することとしておりますが、IFRSにおいては移行日以降の償却を停止しております。</p> <p>上記の影響により、IFRSでは日本基準に比べて営業利益が314百万円増加しております。</p>

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の主な設備投資は、オンライン旅行事業に関わるシステムのため総額666,205千円の投資を実施しました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2018年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (名)
			建物附属 設備	車両運搬具	工具器具 備品	のれん	ソフト ウェア	その他	合計	
本社 (東京都 港区)	オンライ ン旅行事 業 IT オ フ ショア開 発事業 投資事業	本社機能	76	-	21	20	1,073	-	1,191	129

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 日本基準に基づく数値を記載しております。なお、上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 子会社

2018年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内 容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (名)
				建物附属 設備	車両運搬具	工具器具 備品	のれん	ソフト ウェア	その他	合計	
EVOLAB LE ASIA Co., Ltd.	ベトナム・オ フィス (ベトナム・ホ ーチミン 市)	IT オ フ ショア開 発事業	本 社 機 能	86	-	73	38	2	-	199	489
株式会 社イン パウン ドブ ラット フォー ム	船橋事業 所	オンライ ン旅行 事業	営業車 両	7	93	7	-	20	-	129	14
株式会 社エア トリ	東京都新 宿区	オンライ ン旅行 事業	旅行業 務	42	-	42	-	975	15	1,075	257
株式会 社九州 ホテル リゾート	新潟県柏 崎市	オンライ ン旅行 事業	旅行業 務	500	-	3	-	0	38	542	7

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 日本基準もしくはIFRSに基づく数値を記載しております。なお、上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出 会社	本社 (東京都港 区)	オンライン 旅行事業	ソフ ト ウェア	780	-	自己資金 借入金	平成30年 10月	平成31年 9月	(注) 2
				897	-	自己資金 借入金	平成31年 10月	平成32年 9月	(注) 2
				1,031	-	自己資金 借入金	平成32年 10月	平成33年 9月	(注) 2

(注) 1、上記の金額に消費税等は含まれておりません。
2、完成後の増加能力については、計数的把握が困難なため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	36,000,000
計	36,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2018年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2018年12月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	17,708,000	18,025,000	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	17,708,000	18,025,000		

(注) 提出日現在の発行数には、2018年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

平成23年9月30日の臨時取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は次のとおりであります。

第2回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成30年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年11月30日)
新株予約権の数(個)	134(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	120,600(注1、6)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	45(注2、6)	同左
新株予約権の行使期間	平成25年10月1日～ 平成33年8月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 45 資本組入額 23 (注6)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社の株主総会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、900株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、会社分割を行う場合、ならびに、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合も、必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に、時価を下回る価額で、当社が新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合を除く）には、次の算式により 1 株あたりの払込金額を調整するものとする（1 円未満の端数は切り上げる）。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権の付与を受けたものは、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。

当社又は当社の子会社の取締役又は使用人でない場合は、その権利行使に際して、当社の取締役会の承認を得るものとする。

租税特別措置法第29条の2に規定する税制の優遇措置を適用する新株予約権の行使に当たっては、以下の定めに従うものとする。

(i) 権利行使にかかる年間の払込金の合計額が1千2百万円を超えないこと

(ii) 権利行使により取得した株式が当社の指定する証券会社の本人名義の株式保護預り口座に保護預かりされること

株式が国内の証券取引所に上場されることを要する。

新株予約権者は、割り当てられた新株予約権について、上場後1年間はその2分の1について権利行使することができる。（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）また、上場から1年が経過した日からは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。

その他の権利行使条件は、当社の株主総会及び取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び無償取得の条件は、以下の通りであります。

新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合又は権利を喪失する要件に該当した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。

権利者が会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

(i) 当社の就業規則に規定する懲戒事項に該当した場合

(ii) 取締役としての忠実義務等の会社に対する義務に違反した場合

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社の株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社の株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる

5. 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。
- 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
 - 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
 - 権利行使に際して払い込むべき額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り捨てる。
 - 権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等
株式交換または株式移転に際して、当社の取締役会が決定する。
 - 取締役会による譲渡承認
新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。
6. 平成27年12月18日付で普通株式1株につき300株の株式分割を、また平成28年8月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成27年9月30日の臨時取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は次のとおりであります。

第3回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成30年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年11月30日)
新株予約権の数(個)	148(注1)	145(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	133,200(注1、6)	130,500(注1、6)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	636(注2、6)	同左
新株予約権の行使期間	平成29年10月1日～ 平成37年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 636 資本組入額 318 (注6)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社の株主総会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、900株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、会社分割を行う場合、ならびに、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合も、必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に、時価を下回る価額で、当社が新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く)には、次の算式により1株あたりの払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権の付与を受けたものは、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。

当社又は当社の子会社の取締役又は使用人でない場合は、その権利行使に際して、当社の取締役会の承認を得るものとする。

租税特別措置法第29条の2に規定する税制の優遇措置を適用する新株予約権の行使に当たっては、以下の定めに従うものとする。

- (i) 権利行使にかかる年間の払込金の合計額が1千2百万円を超えないこと
- (ii) 権利行使により取得した株式が当社の指定する証券会社の本人名義の株式保護預り口座に保護預かりされること

当社の株式が国内の証券取引所に上場されることを要する。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び無償取得の条件は、以下の通りであります。

新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合又は権利を喪失する要件に該当した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。

権利者が会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

- (i) 当社の就業規則に規定する懲戒事項に該当した場合
- (ii) 取締役としての忠実義務等の会社に対する義務に違反した場合

消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社の株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社の株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる

5. 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

権利行使に際して払い込むべき額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り捨てる。

権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等

株式交換または株式移転に際して、当社の取締役会が決定する。

取締役会による譲渡承認

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

6. 平成27年12月18日付で普通株式1株につき300株の株式分割を、また平成28年8月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成27年9月30日の臨時取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は次のとおりであります。

第4回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成30年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年11月30日)
新株予約権の数(個)	132(注1)	131(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	118,800(注1、6)	117,900(注1、6)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	636(注2、6)	同左
新株予約権の行使期間	平成28年3月31日～ 平成37年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 636 資本組入額 318 (注6)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社の株主総会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、900株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、会社分割を行う場合、ならびに、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合も、必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に、時価を下回る価額で、当社が新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く)には、次の算式により1株あたりの払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権の付与を受けたものは、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。

当社又は当社の子会社の取締役又は使用人でない場合は、その権利行使に際して、当社の取締役会の承認を得るものとする。

租税特別措置法第29条の2に規定する税制の優遇措置を適用する新株予約権の行使に当たっては、以下の定めに従うものとする。

- (i) 権利行使にかかる年間の払込金の合計額が1千2百万円を超えないこと
- (ii) 権利行使により取得した株式が当社の指定する証券会社の本人名義の株式保護預り口座に保護預かりされること

新株予約権者は、割り当てられた新株予約権について、上場後1年間はその2分の1について権利行使することができる。(権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)また、上場から1年が経過した日からは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。

株式が国内の証券取引所に上場されることを要する。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び無償取得の条件は、以下の通りであります。

新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合又は権利を喪失する要件に該当した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。

権利者が会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

- (i) 当社の就業規則に規定する懲戒事項に該当した場合
- (ii) 取締役としての忠実義務等の会社に対する義務に違反した場合

消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社の株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社の株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる

5. 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

権利行使に際して払い込むべき額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り捨てる。

権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等

株式交換または株式移転に際して、当社の取締役会が決定する。

取締役会による譲渡承認

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

6. 平成27年12月18日付で普通株式1株につき300株の株式分割を、また平成28年8月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成27年9月30日の臨時取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は次のとおりであります。

第5回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成30年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年11月30日)
新株予約権の数(個)	31(注1)	25(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,900(注1、6)	22,500(注1、6)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	636(注2、6)	同左
新株予約権の行使期間	平成28年3月31日～ 平成37年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 636 資本組入額 318 (注6)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社の株主総会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、900株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、会社分割を行う場合、ならびに、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合も、必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に、時価を下回る価額で、当社が新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く)には、次の算式により1株あたりの払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権の付与を受けたものは、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。

当社又は当社の子会社の取締役又は使用人でない場合は、その権利行使に際して、当社の取締役会の承認を得るものとする。

租税特別措置法第29条の2に規定する税制の優遇措置を適用する新株予約権の行使に当たっては、以下の定めに従うものとする。

- (i) 権利行使にかかる年間の払込金の合計額が1千2百万円を超えないこと
- (ii) 権利行使により取得した株式が当社の指定する証券会社の本人名義の株式保護預り口座に保護預かりされること

新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

ア．上場後1年間は、割当てられた新株予約権の4分の1について権利行使することができる。(権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

イ．上場から1年が経過した日からは、割当てられた新株予約権の4分の2について権利行使することができる(前記アにおいて権利行使することが可能になっている4分の1を含む。なお、権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

ウ．上場から2年が経過した日からは、割当てられた新株予約権の4分の3について権利行使することができる。(前記アにおいて権利行使することが可能になっている4分の2を含む。なお、権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

エ．上場から3年が経過した日からは、割当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。

株式が国内の証券取引所に上場されることを要する。

- 4．当社が新株予約権を取得することができる事由及び無償取得の条件は、以下の通りであります。

新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合又は権利を喪失する要件に該当した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。

権利者が会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

- (i) 当社の就業規則に規定する懲戒事項に該当した場合
- (ii) 取締役としての忠実義務等の会社に対する義務に違反した場合

消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社の株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社の株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる

- 5．当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

権利行使に際して払い込むべき額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り捨てる。

権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等

株式交換または株式移転に際して、当社の取締役会が決定する。

取締役会による譲渡承認

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

- 6．平成27年12月18日付で普通株式1株につき300株の株式分割を、また平成28年8月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成27年10月23日の臨時取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は次のとおりであります。

第6回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成30年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年11月30日)
新株予約権の数(個)	70(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	63,000(注1、6)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	636(注2、6)	同左
新株予約権の行使期間	平成29年10月24日～ 平成37年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 636 資本組入額 318 (注6)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社の株主総会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	(注5)

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、900株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、会社分割を行う場合、ならびに、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合も、必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に、時価を下回る価額で、当社が新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く)には、次の算式により1株あたりの払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、甲は必要と認める払込金額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権の付与を受けたものは、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。

当社又は当社の子会社の取締役又は使用人でない場合は、その権利行使に際して、当社の取締役会の承認を得るものとする。

租税特別措置法第29条の2に規定する税制の優遇措置を適用する新株予約権の行使に当たっては、以下の定めに従うものとする。

- (i) 権利行使にかかる年間の払込金の合計額が1千2百万円を超えないこと
- (ii) 権利行使により取得した株式が当社の指定する証券会社の本人名義の株式保護預り口座に保護預かりされること
株式が国内の証券取引所に上場されることを要する。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び無償取得の条件は、以下の通りであります。

新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合又は権利を喪失する要件に該当した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。

権利者が会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

- (i) 当社の就業規則に規定する懲戒事項に該当した場合
- (ii) 取締役としての忠実義務等の会社に対する義務に違反した場合
消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社の株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社の株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる

5. 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

権利行使に際して払い込むべき額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り捨てる。

権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等

株式交換または株式移転に際して、当社の取締役会が決定する。

取締役会による譲渡承認

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

6. 平成27年12月18日付で普通株式1株につき300株の株式分割を、また平成28年8月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成28年8月10日の臨時取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は次のとおりであります。

第7回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成30年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,662(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	498,600(注1、6)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,574(注2、6)	同左
新株予約権の行使期間	平成28年10月1日～ 平成33年11月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,574 資本組入額 787 (注6)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	(注5)

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の発行決議日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の発行決議日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の発行決議日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の発行決議日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権者は、権利行使期間中において次の各号に掲げる条件を満たした場合、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

(a) 権利行使期間中に、新株予約権者が当社に対して顧客を紹介したことにより、当該顧客と当社との間に当社が提供するサービス(BTMサービス、ITオフショア開発サービス及びオフショアBPOサービス)

に係る契約が成立し、権利行使期間における当社各事業年度（10月1日～9月末日）において、当該契約に係る取扱高（当社が提供するサービスに係る当社の顧客に対する総販売額をいう。以下同じ。）の合計が50億円以上になった場合：新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50パーセントを行使期間満了までに行使することができる。

(b)権利行使期間中に、新株予約権者が当社に対して顧客を紹介したことにより、当該顧客と当社との間に当社が提供するサービス（BTMサービスITオフショア開発サービス及びオフショアBPOサービス）に係る契約が成立し、権利行使期間における当社各事業年度（10月1日～9月末日）において、当該契約に係る取扱高の合計が100億円以上になった場合：新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100パーセントを行使期間満了までに行使することができる。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び無償取得の条件は、以下の通りであります。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件として定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記（注）3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記（注）4に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 平成28年8月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成28年8月10日の臨時取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

第8回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成30年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年11月30日)
新株予約権の数(個)	402(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	120,600(注1、6)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,574(注2、6)	同左
新株予約権の行使期間	平成28年10月1日～ 平成38年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,574 資本組入額 787 (注6)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	(注5)

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の発行決議日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の発行決議日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の発行決議日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の発行決議日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1)平成29年9月期、平成30年9月期、平成31年9月期のいずれかの連結会計年度にかかる連結損益計算書の営業利益が15億円を超過した場合において、割当てを受けた本新株予約権を行使することができる。
- (2)新株予約権者は以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。
 - (a)平成29年9月末日以降は、割当てられた新株予約権の3分の1について行使することができる。
 - (b)平成30年9月末日以降は、割当てられた新株予約権の3分の2について行使することができる。
 - (c)平成31年9月末日以降は、割当てられた新株予約権の全てについて行使することができる。

なお、権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」)は、当社または当社子会社の取締役、使用人(執行役員を含む。)または業務委託者の地位(以上を総称して以下、「権利行使資格」という。)をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

上記の規定にかかわらず、本新株予約権者が当社都合または当社子会社都合の退職等により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸搬の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

上記およびの規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合(本新株予約権者の死亡による場合を除く。)で、当社が諸搬の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

上記の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

上記およびの規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合で、当社が諸搬の事情を考慮の上、当該本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

上記及びに定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。

本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなる時、または、当社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなる時は、本新株予約権を行使することはできない。

本新株予約権者は、以下のア乃至カに掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

- ア 本新株予約権者が当社または当社子会社の使用人(執行役員を含む。)である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
- イ 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
- ウ 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
- エ 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号または第3号に規定する利益相反取引を行った場合
- オ 禁錮以上の刑に処せられた場合
- カ 当社または当社子会社もしくは関連会社の社会的信用を害する行為その他当社または当社子会社もしくは関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び無償取得の条件は、以下の通りであります。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件として定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記（注）3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記（注）4に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 平成28年8月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成29年7月7日の臨時取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

第11回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成30年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年11月30日)
新株予約権の数(個)	8,415個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注3)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	841,500株	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額(注2,5) 6,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成29年7月25日～ 平成31年7月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る割当株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

(a) 新株予約権の目的である株式の総数は確定しており、行使価額が修正されても変化しない(但し、注4「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、割当株式数は、調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

(b) 新株予約権の行使価額の修正基準：当社は、平成30年1月25日以降、平成31年7月23日まで(同日を含む。)の期間において、当社の資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の94%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。

(c) 行使価額の修正頻度：行使価額の修正は、6ヶ月に一度以下の頻度でのみ行うことができる。

(d) 行使価額の下限：当初2,918円(但し、注5「新株予約権の行使時の払込金額」(d)の規定を準用して調整されることがある。)

(e) 割当株式数の上限：新株予約権の目的である株式の総数は2,086,900株、割当株式数は100株で確定している。

- (f) 新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限((d)に記載の行使価額の下限にて新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額)：第9回1,697,889,060円、第10回1,979,746,560円、第11回2,460,461,850円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)
- (g) 本新株予約権には、当社の決定により新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、注6「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。

3. 新株予約権の目的となる普通株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。
4. 新株予約権の目的となる株式の数

- (a) 新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,086,900株とする(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。)。但し、(b)乃至(d)により割当株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

- (b) 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」(d)の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (c) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る注5「新株予約権の行使時の払込金額」欄(d)第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

- (d) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、注5「新株予約権の行使時の払込金額」欄(d)第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5. 新株予約権の行使時の払込金額

- (a) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

- (b) 新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初6,000円とする。

- (c) 行使価額の修正

- (1) 当社は、平成30年1月25日以降、平成31年7月23日まで(同日を含む。)の期間において、当社の資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の94%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。

- (2) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が2,918円(以下「下限行使価額」といい、本欄第4項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

- (3) 上記第(1)号にかかわらず、以下の各場合には、当社は、上記第(1)号に基づく行使価額の修正を行うことができない。

当社又はその企業集団(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第1号に定める企業集団をいう。)に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実(金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られない。)が存在する場合

直前になされた上記第(1)号に基づく行使価額の修正に係る通知が行われた日から6ヶ月が経過していない場合

- (d) 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第11回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
6. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件
- (a) 当社は、第11回新株予約権の取得が必要であるとして、平成30年1月25日以降に当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、新株予約権1個当たり4,930円(第9回)、2,280円(第10回)、590円(第11回)の価額で、新株予約権者(当社を除く。)の保有する新株予約権の全部を取得することができる。
- (b) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、新株予

約権 1 個当たり4,930円（第9回）、2,280円（第10回）、590円(第11回)の価額で、新株予約権者（当社を除く。）の保有する新株予約権の全部を取得する。

- (d)当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、新株予約権 1 個当たり4,930円（第9回）、2,280円（第10回）、590円(第11回)の価額で、新株予約権者（当社を除く。）の保有する新株予約権の全部を取得する。

株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第11回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

平成30年3月15日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

第12回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成30年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年11月30日)
新株予約権の数(個)	900(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	90,000(注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,199(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成32年1月1日～ 平成40年3月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,199 資本組入額 1,100	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	(注5)

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の発行決議日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の発行決議日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の発行決議日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の発行決議日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1)平成29年9月期、平成30年9月期、平成31年9月期のいずれかの連結会計年度にかかる連結損益計算書の営業利益が15億円を超過した場合において、割当てを受けた本新株予約権を行使することができる。
- (2)新株予約権者は以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。
 - (a)平成32年9月末日以降は、割当てられた新株予約権の3分の1について行使することができる。
 - (b)平成33年9月末日以降は、割当てられた新株予約権の3分の2について行使することができる。
 - (c)平成34年9月末日以降は、割当てられた新株予約権の全てについて行使することができる。

なお、権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」)は、当社または当社子会社の取締役、使用人(執行役員を含む。)または業務委託者の地位(以上を総称して以下、「権利行使資格」という。)をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

上記の規定にかかわらず、本新株予約権者が当社都合または当社子会社都合の退職等により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸搬の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

上記およびの規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合(本新株予約権者の死亡による場合を除く。)で、当社が諸搬の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

上記の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

上記およびの規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合で、当社が諸搬の事情を考慮の上、当該本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

上記及びに定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。

本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなる時、または、当社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなる時は、本新株予約権を行使することはできない。

本新株予約権者は、以下のア乃至カに掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

- ア 本新株予約権者が当社または当社子会社の使用人(執行役員を含む。)である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
- イ 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
- ウ 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
- エ 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号または第3号に規定する利益相反取引を行った場合
- オ 禁錮以上の刑に処せられた場合
- カ 当社または当社子会社もしくは関連会社の社会的信用を害する行為その他当社または当社子会社もしくは関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び無償取得の条件は、以下の通りであります。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件として定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記（注）3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記（注）4に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

平成30年8月14日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は次のとおりであります。

第13回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成30年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,743(注1)	1,435(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,743,000(注1)	1,435,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,484(注2、3)	同左
新株予約権の行使期間	平成30年9月7日～ 平成32年9月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,482 資本組入額 1,241 (注3、6)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	(注5)

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の発行決議日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の発行決議日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の発行決議日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の発行決議日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 行使価額は以下の通り修正される。

本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の 92%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が 1,490円を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び無償取得の条件は、以下の通りであります。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件として定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記（注）3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記（注）4に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2015年10月29日 (注) 1	577	15,827	165	380	165	185
2015年12月18日 (注) 2	4,732,273	4,748,100	-	380	-	185
2016年3月30日 (注) 3	620,000	5,368,100	513	893	513	698
2016年5月9日 (注) 4	149,500	5,517,600	123	1,017	123	822
2016年8月1日 (注) 5	11,118,000	16,635,600	-	1,017	-	822
2015年10月1日～ 2016年9月30日 (注) 6	46,800	16,680,600	2	1,019	2	824
2016年12月31日 (注) 6	1,800	16,682,400	0	1,019	0	824
2017年3月31日 (注) 6	47,700	16,684,200	2	1,022	2	827
2017年4月30日 (注) 6	98,100	16,830,000	2	1,024	2	829
2017年5月31日 (注) 6	2,700	16,832,700	0	1,024	0	829
2017年6月30日 (注) 6	21,600	16,854,300	2	1,027	2	832
2017年7月31日 (注) 6	35,100	16,889,400	0	1,028	0	833
2017年8月30日 (注) 6	22,500	16,911,900	1	1,029	1	834
2017年9月30日 (注) 6	7,200	16,919,100	1	1,031	1	836
2017年10月31日 (注) 6、7	182,700	17,101,800	2	1,033	2	838
2017年11月30日 (注) 6、8	190,500	17,292,300	0	1,033	0	838
2017年12月31日 (注) 6	32,400	17,324,700	1	1,035	1	839
2018年1月31日 (注) 6	5,400	17,330,100	0	1,036	0	839
2018年2月28日 (注) 6	1,800	17,331,900	0	1,037	0	840
2018年3月31日 (注) 6	9,900	17,341,800	3	1,040	3	843
2018年4月30日 (注) 6	900	17,342,700	0	1,040	0	843
2018年5月31日 (注) 6、9	332,300	17,675,000	25	1,066	25	868

2018年6月30日 (注)6	4,500	17,679,500	1	1,067	1	869
2018年7月31日 (注)6	4,500	17,684,000	1	1,069	1	870
2018年9月31日 (注)6	24,000	17,708,000	31	1,100	31	901

(注)1. 有償第三者割当増資、発行価格572,400円、資本組入額286,200円
割当先 Fenox Venture Company IX, L.P.、Fenox Venture Company III, L.P.、
Fenox Venture Company VIII, L.P.

2. 株式分割(1:300)によるものであります。

3. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,800円

引受価額 1,656円

資本組入額 828円

4. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 1,656円

資本組入額 828円

割当先 株式会社SBI証券

5. 株式分割(1:3)によるものであります。

6. 新株予約権の行使によるものであります。

7. 株式交換により、発行済株式総数が148,500株増加しております。

8. 株式交換により、発行済株式総数が189,600株増加しております。

9. 株式交換により、発行済株式総数が251,300株増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2018年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		18	40	85	41	10	10,808	11,002	-
所有株式数(単元)	-	10,652	7,800	31,787	7,068	571	119,157	177,035	4,500
所有株式数の割合(%)	-	6,016	4,405	17,955	3.992	0.32	67.30	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

2018年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
大石 崇徳	東京都港区	6,365	35.9
吉村ホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目1-34-3705	2,826	15.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	426	2.4
高橋 新	大阪府門真市	229	1.6
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111	272	1.5
株式会社ベクトル	東京都港区赤坂四丁目15-1 赤坂ガーデンシティ18階	229	1.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	191	1.0
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111	130	0.7
葦澤 正樹	東京都港区	121	0.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	104	0.5
計		10,966	61.9

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	426千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	191千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	104千株

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2018年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,703,500	177,035	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	4,500	-	-
発行済株式総数	17,708,000	-	-
総株主の議決権	-	177,035	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当項目はありません

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当項目はありません

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当項目はありません

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益配当金を含めた利益還元を経営の重要施策として位置付けており、財務体質と経営基盤の強化、並びに長期的な展望に立った投資への資金需要に備えるための内部留保を行いつつ、安定的に配当を行うことにより利益還元を図ることを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができるものとしておりますが、現状期末配当のみを実施しています。配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会としております。

前期において、当社は、2017年3月31日に東証第一部に市場変更を行い、安定した収益基盤確保が図られたとの判断から、株主の皆様への利益還元を一層重視することとし、配当方針の変更を決定し、1株当たり7円00銭を配当いたしました。当社の剰余金の配当は、連結利益を基礎とし、連結配当性向20%程度を目途にしており、積極的な事業展開に備えるための内部留保を重視しつつも、業績に応じた利益配分（高い利益成長と高い配当）を目指しております。

当期の剰余金の配当につきましては、株主の皆様への利益還元、経営体質の強化等を総合的に検討しました結果、9月30日を基準日として、上記の方針及び利益水準の見通しに基づく年間配当10円00銭を配当することを決議いたしました。

決議年月日	配当金の総額（円）	1株当たり配当額（円）
2018年12月21日 定時株主総会決議	177,080,000	10

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2014年9月	2015年9月	2016年9月	2017年9月	2018年9月
最高(円)			2,297 1,910	3,920	3,005
最低(円)			821 1,275	1,325	1,911

- (注) 1. 最高・最低株価は、2017年3月31日より東京証券取引所市場第一部における株価であり、それ以前は東京証券取引所マザーズ市場における株価を記載しております。
2. 当社株式は、2016年3月31日から東京証券取引所マザーズ市場に上場しております。それ以前については、該当事項はありません。
3. は、株式分割(2016年8月1日、1株 3株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2018年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	2,250	2,390	2,679	3,005	2,967	2,974
最低(円)	1,990	1,911	2,124	2,424	2,325	2,621

- (注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)における株価を記載しております。

5 【役員 の 状況】

男性14名女性0名（役員のうち女性の比率0%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		吉村 英毅	1982年5月23日	2003年5月 株式会社Valcom設立 代表取締役社長 (2009年10月当社と合併) 2007年3月 吉村ホールディングス株式会社設立、代 表取締役社長就任(現任) 2007年5月 当社設立 代表取締役社長就任(現任) 2015年8月 EVOLABLE ASIA CO., LTD.取締役就任(現 任) 2015年10月 EVOLABLE ASIA SOLUTION & BUSINESS CONSULTANCY COMPANY LIMITED設立、取締 役就任(現任) 2017年8月 株式会社かんざし取締役就任(現任) 2018年4月 株式会社BuyseII Technologies社外取締 役就任(現任) 2018年5月 株式会社エアトリ代表取締役就任(現任)	(注)3	
取締役会長		大石 崇徳	1972年11月19日	1995年11月 株式会社アイ・ブイ・ティ設立 代表取締 役社長(2011年10月当社と合併) 2000年8月 株式会社サイバークエスト設立、代表取締 役就任 2007年5月 当社設立 2007年8月 株式会社DTS設立、代表取締役社長就任 (2009年10月当社と合併) 2009年10月 当社取締役会長就任(現任) 2015年8月 EVOLABLE ASIA CO., LTD.取締役就任(現 任) 2017年5月 株式会社東京マスターズ代表取締役社長 就任(現任) 2018年5月 株式会社エアトリ取締役就任(現任)	(注)3	6,365,700
代表取締役 CFO	管理部、 企業戦略 部管掌	柴田 裕亮	1982年8月5日	2005年3月 監査法人トーマツ(現・有限責任監査法人 トーマツ)入社 2010年9月 野村證券株式会社に出向(2012年帰任) 2015年5月 当社取締役CFO就任 2016年8月 株式会社かんざし取締役就任(現任) 2018年5月 株式会社エアトリ取締役就任(現任) 2019年1月 当社代表取締役CFO就任(現任)	(注)3	1,000
取締役 CMO	マーケ ティン グーソ リユー ション室 管掌	松濤 徹	1972年5月10日	1995年4月 近畿日本ツーリスト株式会社入社 2000年7月 ヤフー株式会社入社 2012年10月 グーグル株式会社入社 2015年11月 当社執行役員CMO就任 2015年12月 当社取締役CMO就任(現任) 2016年8月 株式会社らくだ倶楽部代表取締役就任 (現任) 2017年9月 株式会社まぐまぐ取締役就任(現任) 2018年5月 株式会社エアトリ監査役就任(現任)	(注)3	5,500
取締役	経営企画 室管掌	王 伸	1987年4月11日	2010年4月 税理士法人トーマツ 移転価格戦略コン サルティング入社 2013年9月 KPMG税理士法人 国際事業アドバイザ リー入社 2014年11月 当社経営企画室室長就任(現任) 2015年4月 当社執行役員就任 2016年12月 当社取締役就任(現任) 2018年5月 株式会社エアトリ監査役就任(現任) 2018年8月 株式会社インバウンドプラットフォーム 代表取締役就任(現任)	(注)3	
取締役		森部 好樹	1948年12月5日	1972年4月 株式会社日本興業銀行入行 1997年12月 興銀証券株式会社取締役就任 1999年5月 株式会社ビックカメラ取締役就任 2000年4月 株式会社興和代表取締役社長就任 2002年12月 株式会社オンデーズ代表取締役社長就任 2008年6月 株式会社共同広告社代表取締役社長就任 2013年4月 有限会社ロッキングホース 代表取締役 社長就任(現任) 2016年12月 当社取締役就任(現任)	(注)3	

取締役		小俣 泰明	1977年10月10日	2003年1月 2005年12月 2009年6月 2010年5月 2012年8月 2016年1月 2016年12月	株式会社伊勢丹データーセンター入社 NTTコミュニケーションズ株式会社入社 クルーズ株式会社取締役就任 クルーズ株式会社 取締役 技術統括担当 執行役員就任 株式会社トライフォート 代表取締役 CVO/CTO就任 アルサーガパートナーズ株式会社代表取締役就任(現任) 当社取締役就任(現任)	(注)3	
取締役	グローバル展開事業部管掌	秋山 匡秀	1977年9月16日	2004年4月 2013年10月 2013年10月 2018年1月 2018年5月 2019年1月	株式会社アイ・バイ・ティ入社 (2011年10月株式会社旅キャピタルに吸収合併) 当社法人営業部GMに就任 当社執行役員に就任 株式会社エヌズ・エンタープライズ代表取締役就任(現任) 株式会社エアトリ取締役就任(現任) 当社取締役就任(現任)	(注)4	83,700
取締役	オンライン旅行事業部管掌	増田 武	1978年7月15日	2004年2月 2013年10月 2013年10月 2019年1月	株式会社アイ・バイ・ティ入社 (2011年10月株式会社旅キャピタルに吸収合併) 当社旅行営業部GMに就任 当社執行役員に就任 当社取締役就任(現任)	(注)4	16,000
取締役		大森 泰人	1958年7月2日	1981年 1997年 1998年 2001年 2002年 2003年 2007年 2009年 2011年 2012年 2013年 2015年 2018年 2019年	大蔵省入省 証券局市場改革推進室長就任 東京国税局調査第一部長就任 金融庁調査室長兼法務室長に就任 金融庁証券課長に就任 金融庁市場課長に就任 金融庁企画課長に就任 証券取引等監視委員会事務局次長に就任 内閣府震災支援機構設立準備室長に就任 復興庁審議官に就任 金融庁証券取引等監視委員会事務局長に就任 第一生命経済研究所顧問に就任 当社アドバイザーに就任 当社取締役就任(現任)	(注)4	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		若林 嗣弘	1947年10月27日	1971年4月 日清食品株式会社入社 1982年3月 Robert Bosch Japan入社 1989年5月 Jaguar Japan入社 1993年1月 Barclay Japan入社 2004年11月 モバイルキャスト株式会社入社 2006年8月 New City Property Service入社 2009年6月 当社入社 2010年6月 当社管理部ゼネラルマネージャー就任 2011年3月 当社内部監査室ゼネラルマネージャー就任 2011年8月 当社監査役就任(現任) 2016年8月 株式会社エルモンテRVジャパン(現・株式会社インバウンドプラットフォーム)監査役就任(現任) 2016年8月 株式会社かんざし監査役就任(現任) 2016年9月 株式会社らくだ倶楽部監査役就任(現任)	(注)5	4,500
監査役		岡田 雅仁	1952年3月25日	1970年4月 株式会社富士銀行(現・株式会社みずほ銀行)入社 2004年5月 株式会社すまい取締役就任 2008年7月 株式会社コスモライフ常務取締役就任 2008年8月 株式会社M&Eコンサルティング代表取締役(現任) 2010年10月 当社監査役(現任)	(注)5	9,600
監査役		天屯 吉明	1948年7月21日	1971年11月 株式会社伊勢善入社 1976年9月 大京化学株式会社入社 2000年6月 衆議院議員公設第一秘書就任 2008年1月 株式会社TKMC設立、代表取締役就任(現任) 2008年6月 当社社外取締役就任(2011年4月退任) 2010年8月 株式会社エレテックコーポレーション専務取締役就任 2011年4月 当社監査役(現任)	(注)5	6,500
監査役		森田 正康	1976年1月14日	1999年9月 株式会社スペースアルク取締役 2002年4月 NPO教育支援協会理事 2003年6月 株式会社アルク取締役 2005年5月 株式会社代々木高校取締役就任(現任) 2006年12月 株式会社ヒトメディア代表取締役(現任) 2009年4月 株式会社English Central取締役(現任) 2011年12月 株式会社トランネット取締役(現任) 2014年4月 Classi株式会社取締役(現任) 株式会社AMPLE 取締役(現任) 2014年12月 当社非常勤監査役(現任) 2015年5月 株式会社ヒトキインキュベーター代表取締役(現任) 2015年5月 株式会社GLOBAL EDUCATION PARTNERS取締役(現任) 2015年9月 English Central Inc.取締役(現任) 株式会社オープンエイト社外取締役(現任) 2016年6月 株式会社ポリグロツ取締役(現任) 2016年7月 ハイアス・アンド・カンパニー株式会社取締役(現任) 2017年9月 株式会社まぐまぐ監査役就任(現任)	(注)5	
計						6,487,100

- (注) 1. 取締役森部好樹及び小俣泰明は、社外取締役であります。
2. 監査役岡田雅仁及び森田正康は、社外監査役であります。
3. 2017年12月22日開催の定時株主総会終結の時から2019年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2018年12月21日開催の定時株主総会終結の時から2020年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 2015年12月18日開催の定時株主総会終結の時から2019年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 当社は、法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は以下の通りであります。

氏名	生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有株式数 (株)
大山 亨	1967年 8月24日	1991年 4月 1997年10月 1998年 4月	山一証券株式会社入社 株式会社関配（現株式会社キャプティ）入社 富士証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社	18,000
		2001年 3月 2002年 2月 2003年 7月	HSBC証券会社東京支店入社 株式上場コンサルタントとして独立 有限会社トラスティ・コンサルティング （現株式会社セイレーン）設立代表取締役就任 （現任）	
		2003年10月 2004年 6月 2005年 4月	ウインタスト株式会社監査役就任 フィンテックグローバル株式会社監査役就任 株式会社トラスティ・コンサルティング代表取締 役就任（現任）	
		2008年 1月 2013年 4月	アールエイジ株式会社監査役就任（現任） フィンテックグローバル株式会社監査 役就任（現任）	
		2014年 6月 2015年10月	株式会社イオレ監査役就任（現任） ウインタスト株式会社取締役（監査等委員）就 任（現任）	
		2005年 6月 2011年12月	株式会社クーピーアイ代表取締役就任 ネクストイノベーション株式会社代表取締役就 任（現任）	
		2012年 3月	ソーシャルゲームアカデミー株式会社代表取締 役就任（現任）	
		2015年 4月 2015年 4月	キッズブレイ株式会社取締役就任（現任） BLEA U.S.A., INC CEO就任（現任）	

7. 当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を行うため、執行役員制度を導入しております。

執行役員は以下のとおりであります。

役名	役職	氏名
執行役員	管理部兼企業戦略部 部長	豊田 裕文
執行役員	株式会社工アトリ FIT事業本部 本部長	田村 諭史
執行役員	株式会社工アトリ 法人事業本部 本部長	原 基記
執行役員	株式会社工アトリ IT戦略本部 本部長	酒井 和真

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

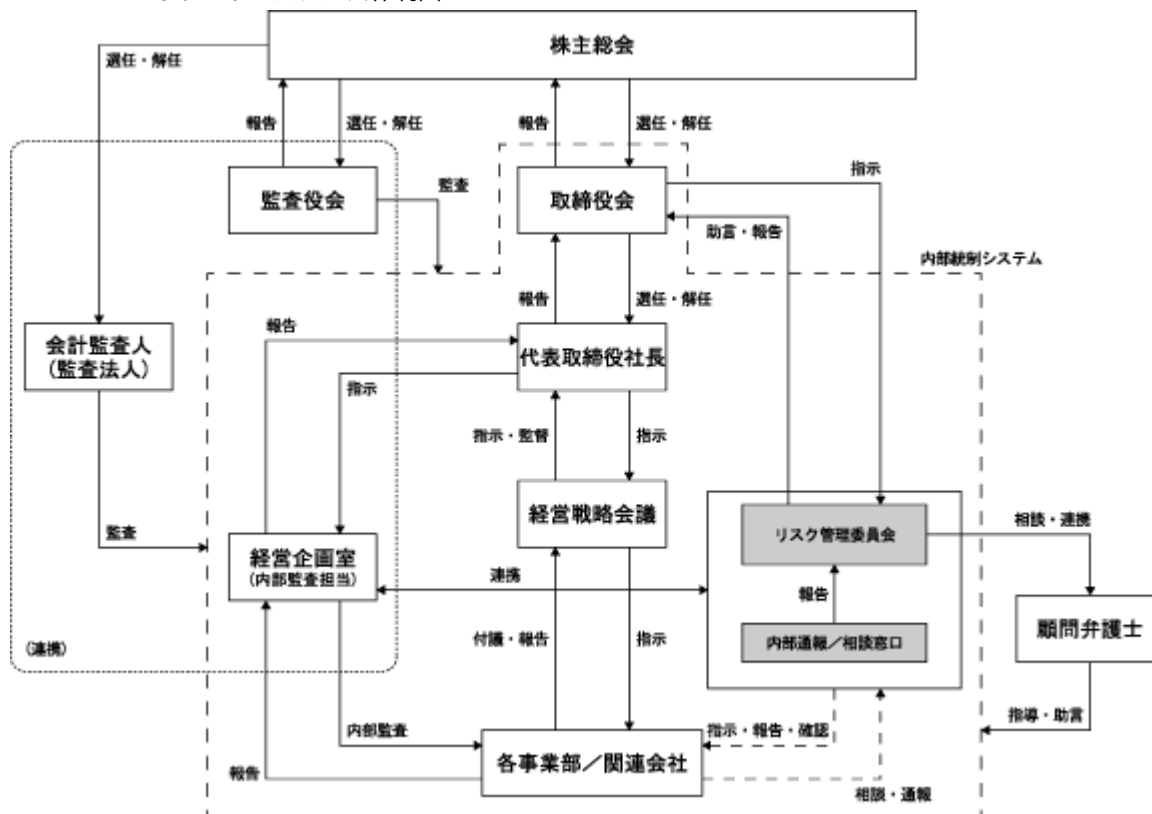
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、事業環境の変化に迅速に対応した意思決定、永続的な事業展開ならびにステークホルダー（利害関係者）からの信頼獲得を重要な経営課題と位置づけ、経営の健全性・透明性・効率性を高めるために、コーポレート・ガバナンス体制の強化、コンプライアンスの徹底とディスクロージャー（情報開示）の適時・適切性を重視し全社を挙げて取り組んでおります。

企業統治の体制

当社においては、代表取締役社長に直属する独立した経営企画室や監査役会の設置に加えて、社外取締役や社外監査役を選任することで社外の視点を取り入れた実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

コーポレートガバナンス体制図



イ) 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長をはじめとした取締役10名で構成されており、経営監督機能の強化を図るため、うち2名を社外取締役として選任しております。

また、毎月1回開催される定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会が開催され、取締役会規程に基づいて経営並びに業務執行に関する決定・報告が行われております。

ロ) 経営戦略会議

取締役、監査役、執行役員および各部門責任者で構成されております。経営戦略会議では、経営計画に関する事項、事業・販売計画に関する事項、予算に関する事項、財務に関する事項、人事労務に関する事項など幅広い経営課題について進捗状況を確認し議論を行うことで、業務執行の権限と責任を明確にし、迅速かつ適正な意思決定を図り、経営の透明性や効率性の向上に努めております。

ハ) 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役3名（うち社外監査役2名）で構成され、毎月1回の定例監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催し、法令、定款及び当社監査役会規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。

また、監査役は取締役会その他の重要会議に出席し、取締役会等の運営及び取締役の職務執行に関わる経営の監視を行っております。なお、監査役は会計監査人および内部監査責任者と緊密な連携を保ちながら、情報交換を行い、相互の連携を深めて、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。また、内部監査担当者と連携して適正な監査の実施に努めております。

二) 内部監査及び業務監査

・内部監査の状況

当社の内部監査は、経営企画室5名が担当しております。内部監査担当者及び監査役は、会計監査人と適時に情報交換を行い、内部監査及び業務監査に関わる監査方法や監査結果の妥当性などを確認しております。

内部監査担当者は、監査役会及び会計監査人との連携の下に、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施し、被監査部門である子会社及び各組織の監査結果ならびに改善点について、代表取締役社長に対して報告書をしております。改善指示がなされた場合には、その後の改善状況につき、フォローアップ監査を行い、改善状況の確認を行っております。

・業務監査の状況

当社の常勤監査役及び非常勤監査役は、監査方針に基づき取締役の職務執行、取締役会開催に関わる招集・運営・付議議案の適法性、意思決定過程の妥当性について監視するとともに、書類の閲覧やヒアリングを通じた内部統制システムの運用に関わる監査を適宜実施しております。その監査結果は、毎月開催される監査役会及び取締役会にて報告され、重要事項については取締役会で改善などの協議がなされております。

リスク管理体制の整備状況

当社は、業務上抱える各種リスクを総合的に評価・分析して、それらを未然に防止・軽減し適切な対処を行うべく継続的にリスク管理体制の強化に取り組んでおります。全社的なリスク管理体制の整備については、管理部を管轄する取締役を管轄役員とし、管理部を責任部署としております。また、個人情報の管理についても、「プライバシーマーク」を取得し、その管理を徹底する体制を構築しております。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を責任者とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努めております。

コンプライアンス体制の整備状況

当社は、事業を営むにあたって法令・定款・社会規範を遵守した行動をとるために、コンプライアンス規程を定めて全従業員に対してその周知・徹底を図っております。また、その下位規程として、公益通報者保護規程、インサイダー取引規程、反社会的勢力対策に関する規程などを定めて、全社にそれらを周知し組織一丸となってコンプライアンスのために適切な措置を講じています。

内部統制システムの整備状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針を定めております。本方針に基づき、監査役及び当社内部監査担当者を中心に、内部統制システムが有効に機能する体制の構築をしております。また、当社子会社の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営状況をモニタリングするとともに、定期的又は必要に応じて随時開催するグループ経営会議において情報の共有を行っております。なお、基本方針の概要は以下の通りであります。

イ) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに業務の適正を確保するため「コンプライアンス規程」等を定める。
- ・当社の取締役は、当社及びその子会社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
- ・当社の監査役は、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
- ・当社は、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「公益通報者保護規程」を定め、社内通報窓口を設置する。当社及びその子会社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。

ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は、法令、定款及び「文書管理規程」、「個人情報取扱規程」、「情報セキュリティ管理規程」等の社内規程に則り、文書を作成し、情報の保存及び管理に関する体制を整備する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとする。

ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、「リスク管理規程」に基づき、当社グループのリスクを横断的に管理する「リスク管理委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
- ・当社は、経営戦略会議等において定期的実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社及びその子会社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
- ・当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当社及びその子会社におけるリスク管理の実施状況について監査を行う。

二) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、経営の効率化と責任の明確化を図るため、「執行役員規程」に基づき、執行役員制度を導入する。
- ・当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役及び執行役員の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役及び執行役員の職務の執行について監視・監督を行う。
- ・当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ・当社は、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営戦略会議を毎月1回以上開催する。

ホ) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
- ・当社は、「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
- ・当社は、「公益通報者保護規程」に基づき社内通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
- ・当社の内部監査部門は、社内規程に基づき内部監査を実施し、当社及びその子会社の使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。

ヘ) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、グループとしての統一的な事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、経営管理責任を明確化する。
- ・子会社の業務執行上重要な事項は、「関係会社管理規程」に基づき、当社の取締役会等の決定機関において事前承認を得たうえで執行する。また、子会社において業務執行上発生した重要な事実については、定期的又は必要に応じて随時開催するグループ経営会議において、当社及び当社の関連部門に報告するものとする。
- ・当社内部監査部門は、各子会社に対しても定期的な監査を行う。

ト) 監査役職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役は、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。
- ・監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- ・監査役補助者は、業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

チ) 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。
- ・当社グループは、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

リ) その他当社の監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・当社の監査役は、当社グループの取締役会、経営戦略会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べる事ができる。
- ・当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行う。
- ・当社の監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- ・当社の監査役は、会計監査人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。

ヌ) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

- ・当社は、当社の監査役職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

ル)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

- ・当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を宣言する。
- ・反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

情報セキュリティ管理体制の整備状況

当社は、顧客の氏名・生年月日・住所等の個人情報保有しておりますので、適切な情報資産の保護・管理を行うことが重要な社会的責任であると認識しています。当社は一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）より登録番号第17001067(03)号のプライバシーマークの使用許可の認証取得を受けております。

個人情報保護法（「個人情報の保護に関する法律」）及び個人情報に関するJIS規格（JIS Q 15001:2006個人情報保護マネジメントシステムの要求事項）に適合した個人情報保護方針を策定し、PMS（個人情報保護のマネジメントシステム）運営規程、情報セキュリティ環境規程・個人情報取扱規程などを定めて個人情報保護体制の整備を図るとともに、入退室管理とデータ管理等に関して継続的な見直しや改善並びに社内教育を通じて運用面での充実を図っています。

また、適時に監査を実施し是正勧告を行うことで情報セキュリティ体制の実効性を高めています。

コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの最近一年間における実施状況

当社では、コンプライアンス体制の構築・強化を推進するため、管理体制の強化を中心に体制整備を行ってまいりました。管理体制としては、2015年7月開催の取締役会において、コンプライアンス規程の改訂及びリスク管理委員会の立ち上げを決定し、併せて内部統制システム構築に関する決議を行っております。

また、全社員が参加して月一回行われる「全体会」において常に周知・徹底、法令遵守に対する意識の向上及び状況の把握に努めております。

会計監査の状況

当社は三優監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けておりますが、同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。当事業年度における会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務にかかる補助者の構成は下記のとおりです。

イ) 業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士 業務執行社員 岩田巨人
公認会計士 業務執行社員 川村啓文

当社の財務諸表について、継続監査年数が7年超にわたっている公認会計士はおりません。

ロ) 監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士 7名
その他 3名

社外取締役および社外監査役の状況

本書提出日現在において、当社は社外取締役を2名、社外監査役を2名選任しております。

当社の社外取締役は、森部好樹及び小俣泰明の2名であります。森部好樹と当社の間には、当社の新株予約権を100個付与していることを除き、人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。小俣泰明と当社の間には、システム開発業務委託の契約があること、当社の新株予約権を15個付与していることを除き、人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。

また、当社の社外監査役は、岡田雅仁及び森田正康の2名であります。岡田雅仁は、当社の新株予約権を20個付与しており、その新株予約権の行使により「5 役員の状況」の通り当社株式を保有しておりますが、当該付与及び行使による株式の保有以外に、当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。森田正康は、当社株式9,000株を間接的に保有していること及び森田正康本人に当社の新株予約権を5個付与していることを除き、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社では社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する明確な基準はないものの、当社と特別な利害関係がなく、当社の経営に対する適切な監督及び助言を行うことができる者を候補者として選任しております。

役員報酬の内容

イ) 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	基本報酬 (百万円)	対象となる 役員の員数 (人)
取締役(社外取締役を除く)	95	95	5
監査役(社外監査役を除く)	7	7	2
社外取締役	4	4	2
社外監査役	4	4	2
合計	112	112	11

ロ) 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額

当社では、報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役及び監査役の報酬は、株主総会で総枠の決議を得ております。各役員の報酬額については、取締役については取締役会にて決議し、監査役については監査役間の協議にて決定しております。

取締役の定数

当社の取締役の定数は10名以下とし、社外取締役を1名以上とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、および累積投票によらない旨を、定款で定めております。

株主総会の特別決議要件の変更

当社は、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

中間配当の決定機関

当社では、取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にすることを目的とするものであります。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約(以下、責任限定契約)を締結できる旨定款に定めております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

また、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

株式の保有状況

イ) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 2 銘柄
貸借対照表計上額の合計額 3,900千円

ロ) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

ハ) 保有目的が純投資目的である投資株式

	前事業年度 (百万円)		当事業年度 (百万円)		
	貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	受取配当金の 合計額	売却損益の 合計額	評価損益の 合計額
非上場株式	642	1,421	-	-	-
非上場株式以外の株式	458	1,018	-	-	-

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	16		21	25
連結子会社	1		3	
計	18		24	25

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、IFRSの導入に関する助言業務であります。

【監査報酬の決定方針】

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針については、監査時間の見積りに基づく監査報酬を基に、各連結会計年度毎に当該監査公認会計士等と協議を行い、決定し、監査役会の同意を得ております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年(昭和51年)大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)第93条の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年(昭和38年)大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 本報告書の金額の表示は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2017年10月1日から2018年9月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2017年10月1日から2018年9月30日まで)の財務諸表について、三優監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりであります。

(1) 会計基準の変更等に的確に対応することができる体制を整備するために、IFRSに関する十分な知識を有した従業員を配置するとともに、公益財団法人財務会計基準機構の組織に加入し、研修等に参加することによって、専門知識の蓄積に努めております。

(2) IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計処理指針を作成し、これに基づいて会計処理を行っております。グループ会計処理指針は、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握及び当社への影響の検討を行った上で、適時に内容の更新を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	移行日 (2016年10月1日)	前連結会計年度 (2017年9月30日)	当連結会計年度 (2018年9月30日)
資産				
流動資産				
現金及び現金同等物	8,28	2,225	2,078	5,320
営業債権及びその他の債権	9,28	1,233	1,567	4,442
その他の金融資産	11,28	173	1,491	3,889
棚卸資産	10	274	45	87
未収法人所得税		-	-	132
その他の流動資産	17	137	209	1,331
流動資産合計		4,044	5,391	15,202
非流動資産				
有形固定資産	12	63	393	1,111
のれん	13	102	748	5,091
無形資産	13	202	641	2,302
その他の金融資産	11,28	411	542	1,055
その他の非流動資産	17	8	51	83
繰延税金資産	18	40	33	82
非流動資産合計		830	2,411	9,726
資産合計		4,874	7,803	24,929
負債及び資本				
負債				
流動負債				
営業債務及びその他の債務	15	1,604	2,045	4,333
有利子負債	14,16,28	244	782	6,802
その他の金融負債	16,28	13	156	428
未払法人所得税		134	188	80
その他の流動負債	17	322	411	3,281
流動負債合計		2,319	3,585	14,926
非流動負債				
有利子負債	14,16,28	82	622	4,009
その他の金融負債	16,28	102	122	61
引当金	19	23	28	76
繰延税金負債	18	-	44	288
その他の非流動負債	17	-	5	8
非流動負債合計		207	823	4,444
負債合計		2,527	4,408	19,371
資本				
資本金	20	1,019	1,031	1,100
資本剰余金	20	804	815	2,117
利益剰余金		436	1,139	1,953
その他の資本の構成要素		2	5	5
親会社の所有者に帰属する持分合計		2,258	2,992	5,176
非支配持分		88	402	380
資本合計		2,347	3,394	5,557
負債及び資本合計		4,874	7,803	24,929

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
売上収益	21	5,533	12,451
売上原価		936	5,590
売上総利益		4,596	6,861
販売費及び一般管理費	22	3,849	7,244
投資損益(は損失)		370	1,288
その他の収益	23	2	371
その他の費用	23	32	47
営業利益		1,087	1,229
金融収益	24	17	31
金融費用	24	10	45
税引前利益		1,094	1,216
法人所得税費用	18	279	146
当期利益		814	1,069
当期利益の帰属			
親会社の所有者		702	932
非支配持分		112	137
		814	1,069
1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益(円)	26	41.88	53.53
希薄化後1株当たり当期利益(円)	26	39.72	51.58

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)		当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	
当期利益		814		1,069
その他の包括利益（税引後）				
純損益に振り替えられる可能性のある項目				
在外営業活動体の換算差額	25	10		6
キャッシュ・フロー・ヘッジ	25	3		0
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計		13		5
その他の包括利益（税引後）合計		13		5
包括利益		828		1,063
包括利益の帰属				
親会社の所有者		710		929
非支配持分		117		134
		828		1,063

【連結持分変動計算書】

前連結会計年度(自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)

(単位：百万円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分				合計	非支配 持分	資本 合計
		資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	その他の資本 の構成要素			
2016年10月1日現在		1,019	804	436	2	2,258	88	2,347
当期利益		-	-	702	-	702	112	814
その他の包括利益		-	-	-	8	8	5	13
包括利益		-	-	702	8	710	117	828
剰余金の配当	20	-	-	-	-	-	-	-
新株発行	20	11	10	-	-	21	-	21
非支配株主との取引に係る親会 社の持分変動			0			0		0
非支配持分の取得		-	-	-	-	-	196	196
振替及びその他の変動に よる増加(減少)		-	-	-	0	0	-	0
所有者との取引額等合計		11	10	-	0	21	196	218
2017年9月30日現在		1,031	815	1,139	5	2,992	402	3,394

当連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

(単位：百万円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分				合計	非支配 持分	資本 合計
		資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	その他の資本 の構成要素			
2017年10月1日現在		1,031	815	1,139	5	2,992	402	3,394
当期利益		-	-	932	-	932	137	1,069
その他の包括利益		-	-	-	2	2	3	5
包括利益		-	-	932	2	929	134	1,063
剰余金の配当	20			118	-	118	27	145
新株発行	20	69	67	-	-	137	-	137
企業結合による変動			44	-	-	44	16	60
子会社の増資による持分の増減			7			7	27	35
株式交換による変動	20		1,309			1,309	112	1,197
非支配株主との資本取引	20	-	126	-	-	126	56	183
振替及びその他の変動に よる増加(減少)		-	-	-	2	2	4	2
所有者との取引額等合計		69	1,301	118	2	1,255	156	1,098
2018年9月30日現在		1,100	2,117	1,953	5	5,176	380	5,557

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前利益	1,094	1,216
減価償却費及び償却費	115	439
投資損益	370	1,288
営業債権及びその他の債権の増減額 (は増加)	13	946
営業債務及びその他の債務の増減額 (は減少)	342	894
営業投資有価証券の増加額 (は増加)	1,003	849
その他	218	567
小計	384	790
利息及び配当金の受取額	4	5
利息の支払額	9	46
法人所得税の支払額	160	222
営業活動によるキャッシュ・フロー	218	527
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	294	145
無形資産の取得による支出	467	952
敷金の差入による支出	78	68
定期預金の払戻による収入	109	26
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	7	20
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	7	567
その他	33	24
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,312	1,010
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (は減少)	31	416
長期借入れによる収入	31	514
長期借入れの返済による支出	31	26
株式の発行による収入		21
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出		-
親会社所有者への配当金の支出	20	-
その他		15
財務活動によるキャッシュ・フロー	941	3,662
現金及び現金同等物に係る換算差額	5	0
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	146	3,179
現金及び現金同等物の期首残高	8	2,225
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額		-
現金及び現金同等物の期末残高	8	2,078

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社エボラブルアジア(以下「当社」という。)は日本国に所在する企業であります。当社の登記されている本社及び主要な事業所の所在地は、ホームページ(<http://www.evolableasia.com/>)で開示しております。

当社及び連結子会社(以下「当社グループ」という。)の主な活動はオンライン旅行事業、ITオフショア開発事業、投資事業などであります。各事業の内容については、「注記6.セグメント情報」に記載しております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨及び初度適用に関する事項

当社グループの連結財務諸表は、国際会計基準審議会によって公表されたIFRSに準拠して作成しております。

当社グループは、連結財務諸表規則第1条の2の「指定国際会計基準特定会社」の要件をすべて満たすことから、連結財務諸表規則第93条の規定を適用しております。

当社グループは2016年10月1日を移行日として、2018年9月30日に終了する連結会計年度からIFRSを初めて適用しております。当社グループはIFRSへの移行にあたり、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」(以下、「IFRS第1号」)を適用しております。IFRSへの移行日及び比較年度において、IFRSへの移行が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に与える影響、及び適用したIFRS第1号における免除規定は、注記「35.初度適用」に記載の通りであります。

(2) 連結財務諸表の承認

連結財務諸表は2018年12月27日に代表取締役社長 吉村英毅によって承認されております。

(3) 測定の基礎

連結財務諸表は、注記「3.重要な会計方針」に記載されているとおり、公正価値で測定されている特定の資産、負債及び金融商品を除き、取得原価を基礎として、作成しております。

(4) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、単位を百万円としております。また、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(5) 重要な判断及び不確実性の見積りの主要な源泉

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが義務付けられております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しており、その影響は、見積りを見直した期間及び将来の期間において認識しております。見積り及び仮定のうち、当社グループの連結財務諸表で認識する金額に重要な影響を与える見積り及び仮定は以下のとおりであります。

- ・企業結合により取得した資産及び引き受けた負債の公正価値の見積り(注記7)
- ・のれんの減損(注記13)
- ・金融商品の公正価値の測定方法(注記28)
- ・繰延税金資産の回収可能性(注記18)
- ・株式報酬の公正な評価単価(注記27)

3. 重要な会計方針

(1) 連結の基礎

子会社

当社グループの連結財務諸表は、当社及び子会社の財務諸表を含めております。

子会社とは、当社グループにより支配されている企業(組成された事業体を含む)であります。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに晒されている、又は変動リターンに対する権利を有している場合で、その企業に対するパワーにより、当該変動リターンに影響を与えることができる場合には、当社グループはその企業を支配しております。子会社の財務諸表は、支配獲得日から支配を喪失する日までの間、当社グループの連結財務諸表に含まれております。

子会社の財務諸表は親会社と統一された会計方針を適用しております。当社グループ内の債権債務残高及び取引、並びに当社グループ内取引によって発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。決算日が異なる子会社の財務諸表は、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。子会社持分を一部処分した際、支配が継続する場合には、資本取引として会計処理しております。非支配持分の調整額と対価の公正価値との差額は、親会社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識されております。子会社の包括利益は非支配持分が負となる場合であっても親会社の所有者と非支配持分に帰属させております。

関連会社

関連会社とは、当社グループが重要な影響力を有しているが、支配又は共同支配をしていない企業であります。関連会社については、当社グループが重要な影響力を有することとなった日から重要な影響力を喪失する日まで、持分法を適用しております。なお、議決権の20%以上を保有している場合でも、連結会社が重要な影響力を保持しないと判断した場合には関連会社を含めておりません。

(2) 企業結合

当社グループは、取得法を適用して各企業結合を会計処理しております。企業結合で移転された対価は、移転した資産、取得企業に発生した被取得企業の旧所有者に対する負債及び取得企業が発行した資本持分の取得日の公正価値の合計額として測定され、該当する場合は条件付対価を含めております。企業結合により取得した識別可能な資産及び引き受けた負債を、取得日の公正価値で測定しております。企業結合における取得関連費用は発生時に費用処理しております。

取得日時点における移転された対価、すべての非支配持分の金額及び以前に保有していた被取得企業の資本持分の総額が、識別可能な資産及び引き受けた負債の取得日における正味の金額を超過した差額を、のれんとして認識しております。一方、この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益で認識しております。

企業結合の当初の会計処理が連結決算日までに完了しない場合、当社グループは、完了していない項目については暫定的な金額で報告しております。その後、新たに入手した支配獲得日時点に存在していた事実と状況について、支配獲得日時点で把握していたとしたら企業結合処理の認識金額に影響を与えていたと判断される場合、測定期間の修正として、支配獲得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正します。測定期間は支配獲得日から最長で1年間としております。

(3) 外貨換算

当社グループの連結財務諸表は、各社の機能通貨に基づく財務諸表を基礎に作成しております。

外貨建取引

外貨建取引は、取引日における直物為替レートを適用することにより、当社グループの各機能通貨に換算しております。外貨建の貨幣性資産及び負債は、決算日の為替レートにより機能通貨に換算しております。取得原価で測定している外貨建非貨幣性項目は、取引日における為替レートで機能通貨に換算しております。公正価値で測定している外貨建非貨幣性項目は、当該公正価値の測定日における直物為替レートで機能通貨に換算しております。当該換算及び決済により生じる換算差額はその期間の純損益として認識しております。ただし、取得後の公正価値変動をその他の包括利益に計上する資本性金融資産については、換算差額をその他の包括利益に計上しています。

在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債は、決算日の直物為替レートにより、収益及び費用は、為替レートが著しく変動している場合を除き、期中の平均為替レートで換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額はその他の包括利益として認識しております。在外営業活動体が処分された場合には、当該営業活動体に関連する累積換算差額を処分時に純損益として認識しております。

(4) 金融商品

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」(2014年7月改訂)を早期適用しております。金融資産および金融負債は、当社が金融商品の契約上の当事者となった時点で認識しております。

非デリバティブ金融資産

当社グループは、通常の方法によるすべての非デリバティブ金融資産の売買は、原則として約定日に認識及び認識の中止を行っております。通常の方法による売買とは、関係する市場における規則又は慣行により一般に定められている期間内での資産の引渡しを要求する契約による、金融資産の購入又は売却をいいます。

ア．非デリバティブ金融資産の分類及び測定

当社グループは、すべての非デリバティブ金融資産を当初認識時に公正価値で測定し、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産(FVTOCI金融資産)又は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産(FVTPL金融資産)に分類しております。

a．償却原価で測定する金融資産

当社グループは、以下の条件を満たす金融資産を、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収を保有目的とする事業モデルに基づいて、金融資産を保有していること
- ・ 金融資産の契約条件により、特定の日に元本及び元本残高に対する利息の支払いのみのキャッシュ・フローが生じること

償却原価で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値にその取引に直接起因する取引費用を加算して測定し、当初認識後は実効金利法による償却原価で測定しております。また、利息収益及び認識の中止に係る利得又は損失は当期の純損益として測定しております。

b．FVTOCI金融資産

・ FVTOCI負債性金融資産

当社グループは、以下の条件を満たす負債性金融資産を、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するFVTOCI負債性金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成する事業モデルに基づいて、金融資産を保有していること
- ・ 金融資産の契約条件により、特定の日に元本及び元本残高に対する利息の支払いのみのキャッシュ・フローが生じること

FVTOCI負債性金融資産は、当初認識後の公正価値の変動(減損損失を除く。)をその他の包括利益において認識し、その累計額は認識の中止を行う際に純損益に振り替えております。また、利息収益、認識の中止に係る利得又は損失及び減損損失は当期の純損益として認識しております。

・ FVTOCI資本性金融資産

当社グループは、公正価値で測定する金融資産のうち、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択をした資本性金融資産については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するFVTOCI資本性金融資産に指定、分類しております。

FVTOCI資本性金融資産は、当初認識時に公正価値にその取引に直接起因する取引費用を加算して測定しております。当初認識後の公正価値の変動はその他の包括利益として認識し、その他の資本の構成要素に計上しております。また、当該金融資産の認識を中止した場合には、その他の包括利益累計額を直ちに利益剰余金に振り替えております。

FVTOCI資本性金融資産に係る受取配当金は、当該配当金が明らかに投資の取得原価の回収を示している場合を除いて、配当受領権が確定した時点で金融収益として認識しております。

c．FVTPL金融資産

当社グループは、上記の償却原価で測定する金融資産又はFVTOCI金融資産に分類されない金融資産を、FVTPL金融資産に分類しております。

FVTPL金融資産は、当初認識時に公正価値で測定し、当初認識後の公正価値の変動から生じる評価損益、配当収益及び利息収益は純損益として認識しております。

イ．金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産又はFVTOCI負債性金融資産について、予想信用損失に基づき損失評価引当金を認識しております。

当社グループは、報告期間の末日ごとに、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかを評価しております。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。信用リスクが著しく増加しているか否かは、信用情報の変化や債権の期日経過情報等を反映する方法で見積っております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの増減にかかわらず、全期間の予想信用損失を測定しております。

ウ．認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅したか、あるいは、金融資産が譲渡され、その金融資産の所有に係るリスク及び経済価値のほとんどすべてが移転した場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

移転した金融資産に関して当社グループが創出した又は当社グループが引き続き保有する持分については、別個の資産及び負債として認識しております。

非デリバティブ金融負債

ア．非デリバティブ金融負債の分類及び測定

当社グループは、非デリバティブ金融負債を償却原価で測定する金融負債又は純損益を通じて公正価値で測定する金融負債(FVTPL金融負債)に分類しております。

ア．償却原価で測定する金融負債

当社グループは、以下のものを除くすべての金融負債を、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

- ・ FVTPL金融負債(デリバティブ負債を含む。)
- ・ 金融保証契約
- ・ 企業結合において認識した条件付対価

償却原価で測定する金融負債は、当初認識時に公正価値に当該金融負債に直接起因する取引費用を減算して測定し、当初認識後は実効金利法による償却原価で測定しております。

b．FVTPL金融負債

FVTPL金融負債は、当初認識時に公正価値で測定し、当初認識後の変動はヘッジ会計の要件を満たしている場合を除き、純損益として認識しております。

イ．認識の中止

当社グループは、金融負債の義務が履行されたか、免責、取消し、又は失効した場合に当該金融負債の認識を中止しております。

デリバティブ及びヘッジ会計

ア．デリバティブ

当社グループは、為替レートの変動によるリスクに対処するため、先物為替予約等のデリバティブ契約を締結しております。

デリバティブは、デリバティブ取引契約が締結された日の公正価値で当初認識しております。当初認識後は、期末日の公正価値で測定しております。デリバティブの公正価値の変動額は、ヘッジ手段として指定していないまたはヘッジが有効でない場合は、直ちに純損益で認識しております。ヘッジ指定していないデリバティブ金融資産は「FVTPL金融資産」に、ヘッジ指定していないデリバティブ金融負債は「FVTPL金融負債」にそれぞれ分類しております。

イ．ヘッジ会計

当社グループは、一部のデリバティブ取引についてヘッジ手段として指定し、キャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理しております。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係ならびにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的および戦略について、正式に指定および文書化を行っております。また、ヘッジ手段がヘッジ対象期間において関連するヘッジ対象の公正価値やキャッシュ・フローの変動に対して高度に相殺効果を有すると見込まれるかについて、ヘッジ開始時とともに、その後も継続的に評価を実施しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定され、かつその要件を満たすデリバティブの公正価値の変動の有効部分はその他の包括利益で認識し、その他の包括利益累計額に累積しております。その他の包括利益累計額は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を与えるのと同じ期間に、ヘッジ対象に関連する連結損益計算書の項目で純損益に振り替えております。デリバティブの公正価値の変動のうち非有効部分は直ちに純損益で認識しております。

当社がヘッジ指定を取消した場合、ヘッジ手段が失効、売却、終結または行使された場合、ならびにヘッジがヘッジの有効性の要件を満たさなくなった場合には、ヘッジ会計を中止しております。

ヘッジ会計を中止した場合、その他の包括利益累計額は引き続き資本で計上し、予定取引が最終的に純損益に認識された時点において純損益として認識しております。予定取引がもはや発生しないと見込まれる場合には、その他の包括利益累計額は直ちに純損益で認識しております。

金融商品の相殺

金融資産と金融負債は、当社グループが認識された金額を相殺する強制可能な法的権利を有し、かつ純額ベースで決済する又は資産を実現すると同時に負債を決済する意図が存在する場合にのみ相殺し、連結財政状態計算書において純額で認識しております。

金融商品の公正価値

各報告日現在で活発な金融市場において取引されている金融商品の公正価値は、市場における公表価格で測定しております。

活発な市場が存在しない金融商品の公正価値は、適切な評価技法を使用して公正価値を測定しております。

(5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許預金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(6) 棚卸資産

主として商品からなる棚卸資産は、原価と正味実現可能価額とのいずれか低い額で測定しております。棚卸資産の原価は先入先出法により算定しております。正味実現可能価額は、通常の営業過程における見積売価から販売に要するコストを控除して算定しております。

(7) 有形固定資産

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除却及び原状回復費用の当初見積額を含めております。

減価償却費は、取得原価から残存価額を控除した償却可能額を各構成要素の見積耐用年数にわたり定額法により算定しております。減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は各年度末に見直しを行い、変更がある場合には、会計上の見積りの変更として、見積りを変更した期間及び将来に向かって適用しております。

主な見積耐用年数は、以下のとおりであります。

- ・建物 : 6年～20年
- ・車両運搬具 : 10年
- ・器具及び備品 : 3年～20年

(8) のれん及び無形資産

のれん

のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

のれんは、企業結合によるシナジーから便益を享受できると期待される資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しております。

のれんが配分される資金生成単位又は資金生成単位グループについては、のれんが内部管理目的で監視される単位に基づき決定し、集約前のセグメントの範囲内となっております。

減損については、「(10) 減損 のれん」に記載の通りです。

無形資産

無形資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。個別に取得した無形資産は、当初認識時に資産の取得に直接起因する費用を含む取得原価で測定しております。また、のれんとは別に企業結合で取得した識別可能な無形資産は、支配獲得日の公正価値で測定しております。自己創設無形資産は、資産化の要件を満たすものを除き、関連する支出は発生時に費用処理しております。

耐用年数を確定できる無形資産の償却費は、償却可能額を見積耐用年数にわたり定額法により算定しております。償却方法及び見積耐用年数は各年度末に見直しを行い、変更がある場合には、会計上の見積りの変更として、見積りを変更した期間及び将来に向かって適用しております。なお、見積耐用年数を確定できない無形資産はありません。

減損については、「(10) 減損 有形固定資産及び無形資産の減損」に記載の通りです。

主な見積耐用年数は、以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア : 5年
- ・顧客関連資産 : 3年～5年

(9) リース

リースの対象

当社では、契約がリースであるか否か、またはその契約にリースが含まれているか否かについて、契約開始日における契約の実質を基に判断しております。

リース取引は、資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを借手に移転する場合、ファイナンス・リース取引に分類し、他のリース取引はオペレーティング・リース取引に分類しております。リース期間が資産の経済的耐用年数の大部分を占めている場合や最低リース料総額の現在価値が資産の公正価値のほとんどすべてとなる場合などは、資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてが移転していると判断しています。リース期間は、解約不能期間に加え、リース開始日において更新オプションの行使が合理的に確実視されている期間を合計した期間としております。

ファイナンス・リース（借手）

リース資産およびリース債務は公正価値または最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い額で当初認識しております。

リース資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたり、定額法で減価償却を行っております。また、最低支払リース料総額をリース債務元本相当分と利息相当分とに区分し、支払リース料の利息相当部分への各期の配分額は、実効金利法により算定しております。

オペレーティング・リース取引（借手）

オペレーティング・リースにおける支払額は、リース期間にわたって定額法により純損益で認識しております。

(10) 減損

有形固定資産及び無形資産の減損

当社グループでは、決算日に有形固定資産及び耐用年数が確定できる無形資産が減損している可能性を示す兆候の有無を判定し、減損の兆候がある場合には、当該資産の回収可能価額に基づき減損テストを実施しております。

耐用年数が確定できない無形資産及び未だ利用可能でない無形資産は、償却を行わず、減損の兆候の有無にかかわらず年に一度、又は減損の兆候がある場合はその都度、減損テストを実施しております。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方で測定しております。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及びその資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しております。

個々の資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を純損益に認識しております。

過年度に減損損失を認識した有形固定資産及び無形資産については、決算日において、減損の戻入れの兆候の有無を判定しております。

減損の戻入れを示す兆候があり、個々の資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を上回る場合には、回収可能価額と過年度に減損損失が認識されていなかった場合の償却又は減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失の戻入れを認識しております。

のれん

当社グループでは、各年度の一定の時期及び配分された資金生成単位又は資金生成単位グループに減損の兆候がある場合にはその時点で、減損テストを実施しております。

減損テストにおいて資金生成単位又は資金生成単位グループの回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その差額を減損損失として純損益に認識します。減損損失は、資金生成単位又は資金生成単位グループに配分されたのれんの帳簿価額から減額し、次に資金生成単位又は資金生成単位グループにおけるその他の資産の帳簿価額の比例割合に応じて各資産の帳簿価額から減額しております。

のれんの減損損失は純損益に認識し、その後の期間に戻入れは行っていません。

(11) 売却目的保有で保有する非流動資産

継続的使用ではなく、売却により回収が見込まれる資産又は資産グループのうち、1年以内に売却する可能性が非常に高く、かつ現況で直ちに売却可能で、当社グループの経営者が売却計画の実行を確約している場合にのみ、売却目的で保有する非流動資産又は処分グループとして分類しております。

売却目的で保有する非流動資産は減価償却又は償却を行わず、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のうち、いずれか低い方の金額で測定しております。

(12) 引当金

当社グループは、過去の事象の結果として現在の債務(法的債務又は推定的債務)を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼できる見積りが可能である場合に引当金を認識しております。

貨幣の時間価値が重要な場合には、決済のために要すると見積もられた支出額の現在価値で測定しております。現在価値の算定には、貨幣の時間価値とその負債に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いております。

当社グループは、引当金として、主に資産除去債務を認識しております。引当金の内容は、注記「19. 引当金」をご参照ください。

(13) 資本

資本金及び資本剰余金

当社が発行した普通株式は、発行価額を資本金及び資本剰余金に計上し、その発行に直接起因する取引費用(税効果考慮後)は資本剰余金から控除しております。

自己株式

自己株式を取得した場合は、その取得に直接起因する取引費用(税効果考慮後)を含む支払対価を、資本の控除項目として認識しております。自己株式を売却した場合、受取対価を資本の増加として認識しております。

(14) 従業員給付

短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行われず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を負っており、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

株式に基づく報酬

当社グループは、持分決済型の株式に基づく報酬として、ストック・オプション制度を導入しております。

ストック・オプションは、付与日における公正価値で測定しております。ストック・オプションの公正価値を決定するための詳細は、注記「27. 株式報酬制度」に記載しております。

付与日に決定した公正価値は、最終的に権利が確定すると予想されるストック・オプションの数の見積りに基づき、権利確定期間にわたって費用として認識し、同額を資本の増加として認識しております。

(15) 収益認識

当社グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を早期適用しております。

顧客との契約について、以下のステップを適用することにより収益を認識しております。(IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等やIAS第17号「リース」に基づく受取りース料を除く。)

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する。

当社グループは、顧客との契約に含まれる別個の財またはサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しています。

履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行っており、自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で連結損益計算書に表示しており、それらの財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を手数料又は報酬の額若しくは対価の純額で連結損益計算書に表示しております。

取引価格は、顧客への約束した財又はサービスの移転と交換に連結会社が権利を得ると見込んでいる対価の金額であり、収益の認識時点において対価の金額が未確定である場合には、契約で定められた一定の算式などに基づいて合理的に対価を見積っています。不確実性が高い、又は合理的な見積りが困難な場合には、取引価格には含めていません。不確実性が低減し、かつ合理的な見積りが可能となる時点で取引価格を見直しております。

当社グループは、主な収益を以下のとおり認識しております。

オンライン販売による手数料収入

当社グループは、航空券等の旅行商材を代理人として手配、提供することで、顧客より販売手数料等を得ております。これらのサービス提供は、サービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務であるため、純額で収益を認識しております。

販売手数料等は、航空券の発券時に顧客への履行義務を充足したと判断し、収益を認識しております。なお、レポート及び事後的な値引き等、対価の変動を含む取引契約については、見積と実績に重要な差異が生じない範囲で当該変動価格を考慮し、過去の実績等に基づく最頻値法により取引価格を決定しています。

なお、販売時にポイントを付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムでの販売については、当該ポイントの公正価値を見積り、これを控除した収益を認識しております。

オフショアサービス提供による収益

当社グループは、オフショア開発サービスを提供することで、顧客より労務提供サービス料を得ております。

オフショアサービス提供による収益は、サービス提供期間における稼働実績に応じて認識しております。

投資事業による収益

当社グループは、投資先への投資育成・再生を行うことで、キャピタルゲインやインカムゲインを得ております。

投資事業による収益は、投資(金融資産)を公正価値で当初認識し、当初認識後の公正価値の変動を投資損益として認識しております。また、投資の売却時点において、売却価額を収益として認識しております。

なお、当社グループは、製品又はサービスの顧客への移転と顧客による支払の間の期間が1年を超えることが予想される契約はないため、取引価格について貨幣の時間価値は調整しておりません。

(16) 金融収益及び金融費用

金融収益は、主として受取利息、受取配当金、為替差益及びFVTPL金融資産・負債の公正価値の変動から構成されております。受取利息は、実効金利法により発生時に認識しております。受取配当金は、配当を受ける権利が確定した時点で認識しております。

金融費用は主として支払利息、為替差損及びFVTPL金融資産・負債の公正価値の変動から構成されております。支払利息は、実効金利法により発生時に認識しております。

(17) 法人所得税

法人所得税は、当期税金及び繰延税金で構成されており、その他の包括利益に計上される項目から生じる場合又は企業結合から生じる場合を除き、純損益に含めております。

当期税金は、各報告日時点において制定又は実質的に制定されている税率を乗じて算定する当期の課税所得又は損失に係る納税見込額あるいは還付見込額に過年度の納税調整額を加味したものであります。

繰延税金資産及び負債は、資産負債法により、会計上の資産及び負債の帳簿価額と税務上の資産及び負債金額との一時差異に対して認識しております。なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を認識しておりません。

- ・のれんの当初認識から生じる将来加算一時差異
- ・会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えない取引(企業結合取引を除く)によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合
- ・子会社に対する投資に係る将来減算一時差異で、予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合、又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合

繰延税金資産及び負債は、決算日までに制定又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、資産が実現する又は負債が決済される時に適用されると予想される税率を使用して算定しております。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産及び負債を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合に相殺しております。

繰延税金資産は、未使用の税務上の欠損金、税額控除及び将来減算一時差異のうち、将来課税所得に対して利用できる可能性が高いものだけに限り認識しております。繰延税金資産は各報告日に見直し、税務便益が実現する可能性が高くなった部分について減額しております。

(18) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期利益を、その期間の自己株式を調整した普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。

希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在的普通株式の影響を調整して計算しております。

4. 基準書及び解釈指針の早期適用

当社グループは、IFRS移行日(2016年10月1日)より、IFRS第9号「金融商品」(2014年7月改訂)及びIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(2014年5月公表、2016年4月改訂)を早期適用しております。

5. 未適用の新たな基準書及び解釈指針

連結財務諸表の承認日までに新設又は改訂が行われた新基準及び新解釈指針のうち、当連結会計年度において当社グループが早期適用していない主なものは、以下のとおりであります。

IFRS第16号の適用が当社グループの連結財務諸表に与える影響については検討中であり、現時点では見積することはできません。

基準書	基準名	強制適用時期 (以降開始年度)	当社グループ 適用年度	新設・改訂の概要
IFRS第16号	リース	2019年1月1日	2020年9月期	リースに関する会計処理を改訂

6. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループでは、「One Asia」をビジョンに掲げ、アジアの様々なチャンスやエンジニアを繋ぐ架け橋となることを目指し、「オンライン旅行事業」「ITオフショア開発事業」「投資事業」と3つの事業を柱に独自性が高いビジネスモデルを事業として主な報告セグメントとして区分し、グループ戦略を立案・決定しております。

なお、各報告セグメントに含まれる事業と主要製品は、以下のとおりであります。

オンライン旅行事業：オンライン総合旅行サービス

ITオフショア開発事業：ラボ型オフショア開発サービス、BPOサービス

投資事業：成長・再生企業への投資

(2) セグメント収益及び業績の算定方法

報告されているセグメントの会計処理の方法は「3. 重要な会計方針」における記載と同一であります。

なお、報告セグメント間の取引は、外部顧客と同様の一般的な取引条件に基づいております。

当社グループでは報告セグメントに資産及び負債を配分しておりません。

(3) セグメント収益及び業績に関する情報

前連結会計年度(自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結合計
	オンライン 旅行事業	IT オフショア 開発事業	投資事業	計				
外部売上収益	3,893	1,534	103	5,531	1	5,533	-	5,533
セグメント間収益		126		126		126	126	-
売上収益合計	3,893	1,661	103	5,657	1	5,659	126	5,533
セグメント利益又は 損失()	945	160	438	1,544	0	1,544	457	1,087
金融収益								17
金融費用								10
税引前利益								1,094
その他の項目								
減価償却費及び 償却費	77	29	7	114	1	115	-	115

(注1) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、広告収益などの事業を含んでおりません。

(注2) 「調整額」の区分は、主に各報告セグメントに帰属しない全社費用及びセグメント間取引であります。

(注3) セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結合計
	オンライン 旅行事業	IT オフショア 開発事業	投資事業	計				
外部売上収益	10,137	2,153	161	12,451	0	12,451	-	12,451
セグメント間収益		229		229	-	229	229	-
売上収益合計	10,137	2,383	161	12,681	0	12,681	229	12,451
セグメント利益又は 損失()	347	148	1,305	1,801	0	1,801	571	1,229
金融収益								31
金融費用								45
税引前利益								1,216
その他の項目								
減価償却費及び 償却費	366	62	7	436	2	439	-	439

(注1) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、広告収益などの事業を含んでおりません。

(注2) 「調整額」の区分は、主に各報告セグメントに帰属しない全社費用及びセグメント間取引であります。

(注3) セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(4) 製品及びサービスに関する情報

製品及びサービスの区分が報告セグメントと同一であるため、記載を省略しております。

(5) 地域別に関する情報

外部顧客への売上収益

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
日本	3,998	10,176
ベトナム	1,534	2,153
その他	-	121
合計	5,533	12,451

(注)売上収益は、事業拠点の所在地に基づき分類しております。

非流動資産(金融資産及び繰延税金資産を除く。)

(単位：百万円)

	移行日 (2016年10月1日)	前連結会計年度 (2017年9月30日)	当連結会計年度 (2018年9月30日)
日本	345	1,673	8,386
ベトナム	33	161	199
その他	-	-	2
合計	378	1,835	8,588

(注)非流動資産は、資産の所在地に基づき分類しております。

(6) 主要な顧客に関する情報

前連結会計年度及び当連結会計年度において、外部顧客への売上収益のうち、連結損益計算書の売上収益の10%以上を占める単一の外部顧客が存在しないため、記載を省略しております。

7. 企業結合

前連結会計年度及び当連結会計年度に行った企業結合は以下のとおりであります。

なお、個別にも全体としても重要性が乏しい企業結合については記載を省略しております。

前連結会計年度(自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)

株式会社まぐまぐの取得

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称 株式会社まぐまぐ
被取得企業の事業の内容 メールマガジンプラットフォーム事業、Webメディア事業

企業結合を行った主な理由

当社の旅行事業における戦略を加速するべく、メールマガジンやウェブサイトを利用した広告メディアの企画・制作や運用を行う株式会社まぐまぐ(以下、まぐまぐ社)を子会社化することを決議いたしました。当社グループとまぐまぐ社の事業シナジーとして、まぐまぐ社の有する広いユーザ基盤へエアトリを訴求してまいります。さらに、まぐまぐ社及び当社の得意分野を掛け合わせ、旅行特化型メディアの運営開始も検討してまいります。

支配獲得日 2017年9月29日
結合後企業の名称 株式会社まぐまぐ
取得した議決権比率 59.6%(従前の議決権比率0.0%)
被取得企業の支配の獲得方法 現金を対価とする株式取得

(2) 移転された対価の公正価値

現金及び現金同等物 800百万円
移転された対価合計 800百万円

なお、当該企業結合契約に規定される条件付対価契約及び補償資産はありません。

(3) 取得関連費用の金額

該当事項はありません。

(4) 支配獲得日における資産及び負債の公正価値、のれん等

支配獲得日における資産及び負債の公正価値		
現金及び現金同等物		296百万円
営業債権及びその他の債権		177百万円
その他の流動資産		33百万円
無形資産		40百万円
その他の非流動資産		78百万円
資産合計		626百万円
預り金		97百万円
その他の流動負債		66百万円
非流動負債		17百万円
負債合計	1	181百万円
純資産		444百万円
非支配持分	2	173百万円
のれん	3	529百万円
合計		800百万円

- 1 偶発負債はありません。
- 2 非支配持分は、取得日における被取得企業の識別可能純資産額に、非支配株主の持分比率を乗じて測定しております。

- 3 のれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果及び超過収益力であります。なお、税務上損金算入を見込んでいるのれんの金額はありません。2018年9月期において、支払対価の配分が完了したことにより暫定的な金額を修正しております。当該修正による影響額に重要性はありません。

(5) 企業結合に係る支配獲得日以降の損益情報

当該企業結合に係る支配獲得日以降の損益情報は、連結財務諸表に対する影響額に重要性がないため開示していません。

(プロフォーマ情報(非監査情報))

上記の企業結合が前連結会計年度期首に完了したと仮定した場合のプロフォーマ情報は連結売上収益6,099百万円、連結当期利益934百万円です。

プロフォーマ情報には、実際の支配獲得日に認識した無形資産の償却費の増加等が反映されています。

当連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

簡易株式交換による株式会社EA1の子会社化

当社は、2017年9月11日開催の取締役会において、株式会社エヌ・エイチ・シー・フィフティーン(現株式会社EA1、以下、EA1社)を完全子会社とする簡易株式交換を行うことを決議し、2017年10月6日付で本株式交換を実施しました。

なお、EA1社は、まぐまぐ社の株式を28,682株保有しており、本株式交換はまぐまぐ社の株式の取得を目的とするものであります。

本株式交換後、当社はまぐまぐ社の株式を合計で85.7%保有することになります。

(1) 被取得企業の取得原価

支配獲得日に交付した当社の普通株式の公正価値 349百万円

(2) 株式の種類及び交換比率並びに交付予定の株式数

	当社 (株式交換完全親会社)	EA1社 (株式交換完全子会社)
当該株式交換に係る割当比率	1	4.21
当該株式交換により交付する株式数	148,500	

なお、当社は、本株式交換による株式の交付に際し、新たに普通株式を発行しました。

株式交換比率の算定方法

株式交換完全子会社となるEA1社については、まぐまぐ社の株式保有のみを目的とした特別目的会社(SPC)であり、他の資産負債を有しておらず、事業も行っていないことから、株式価値算定に際しては、EA1社の株式価値は保有するまぐまぐ社の株式価値と同額と判断しております。

(3) 取得関連費用の金額

該当事項はありません。

(4) 支配獲得日における資産及び負債の公正価値、のれん等

支配獲得日における資産及び負債の公正価値

現金及び現金同等物	0百万円
投資有価証券	349百万円
資産合計	349百万円
流動負債	百万円
非流動負債	百万円
負債合計	1 百万円
純資産	349百万円

非支配持分	2	112百万円
のれん	3	237百万円
合計		349百万円

- 1 偶発負債はありません。
- 2 非支配持分は、取得日における被取得企業の識別可能純資産額に、非支配株主の持分比率を乗じて測定しております。
- 3 のれんは、今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります、なお、税務上損金算入を見込んでいるのれんの金額はありません。

(5) 企業結合に係る支配獲得日以降の損益情報

当該企業結合に係る支配獲得日以降の損益情報は、連結財務諸表に対する影響額に重要性がないため開示しておりません。

株式会社エヌズ・エンタープライズの取得

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称 株式会社エヌズ・エンタープライズ(以下、エヌズ社)
被取得企業の事業の内容 旅行業
企業結合を行った主な理由

当社の総合旅行プラットフォームであるエアトリにて航空券と宿泊施設をセットにした国内旅行商品(パッケージ商品)の取り扱いを強化すべく、日本航空株式会社の専売認可代理店であり、日本航空株式会社の国内線の仕入れに大きな強みを持つエヌズ社を子会社化することといたしました。また、同社は、ジェットスター・ジャパンの認可代理店契約も有しております。

この度の子会社化により、当社は国内旅行商品(パッケージ商品)領域へ本格参入いたします。

支配獲得日 現金を対価とする株式取得 2017年10月10日、株式交換 2017年11月6日
結合後企業の名称 株式会社エヌズ・エンタープライズ
取得した議決権比率 100%(従前の議決権比率0.0%)
被取得企業の支配の獲得方法
現金を対価とする株式取得及び当社を親会社とし、エヌズ社を完全子会社とする株式交換

(2) 移転された対価の公正価値

取得価額は相手方と秘密保持契約を締結しているため非公表とさせていただきます。
なお、当該企業結合契約に規定される条件付対価契約及び補償資産はありません。

(3) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

株式の種類別の交換比率

当社の普通株式189,600株：エヌズ社の普通株式328株

株式交換比率の算定方法

第三者算定機関から提出を受けた株式価値評価レポート等を参考に、当事者間で協議の上、算定しております。

交付した株式数

当社株式 189,600株

(4) 支配獲得日における資産及び負債の公正価値、のれん等

支配獲得日における資産及び負債の公正価値

現金及び現金同等物	84百万円
営業債権及びその他の債権	202百万円
その他の流動資産	38百万円
有形固定資産	71百万円
その他の非流動資産	72百万円
資産合計	468百万円
営業債務及びその他の債務	184百万円
有利子負債	232百万円
その他の流動負債	137百万円
非流動負債	1百万円
負債合計	556百万円
純資産	87百万円
のれん	986百万円
合計	899百万円

1 偶発負債はありません。

2 のれんは、今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります、なお、税務上損金算入を見込んでいるのれんの金額はありません。

(5) 企業結合に係る支配獲得日以降の損益情報

当連結損益計算書に認識されている当該支配獲得日以降における被取得企業の売上収益は1,379百万円、当期損失は72百万円であります。

なお、当期損失には、支配獲得日に認識した無形資産の償却費等が含まれております。

簡易株式交換による株式会社Destination Japanの子会社化

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称 株式会社Destination Japan(以下、Destination Japan社)

被取得企業の事業の内容 訪日外国人向けWi-fiレンタル、メディア運営

企業結合を行った主な理由

当社は、インバウンド領域でのさらなる事業拡大を目指すべく、訪日外国人向けWi-fiレンタルサービス「Japan Wireless」を展開するDestination Japan社を子会社化することといたしました。

なお、2018年8月1日付けでDestination Japan社は当社子会社であるエルモンテRVジャパン社と、エルモンテRVジャパン社を存続会社、Destination Japan社を消滅会社とする吸収合併方式による合併を行い、同日付で社名を株式会社インバウンドプラットフォームに変更しております。

支配獲得日 2018年5月16日

結合後企業の名称 株式会社Destination Japan

取得した議決権比率 100.0%(従前の議決権比率0.0%)

被取得企業の支配の獲得方法 当社を親会社とし、Destination Japan社を完全子会社とする株式交換

(2) 移転された対価の公正価値

取得価額は相手方と秘密保持契約を締結しているため非公表とさせていただきます。

なお、当該企業結合契約に規定される条件付対価契約及び補償資産はありません。

(3) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

株式の種類別の交換比率

当社の普通株式1株: Destination Japan社の普通株式251.26株

株式交換比率の算定方法

第三者算定機関から提出を受けた株式価値評価レポート等を参考に、当事者間で協議の上、算定しております。

交付した株式数
当社株式 251,300株

(4) 取得関連費用

当該企業結合に係る取得関連費用は20百万円であり、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(5) 支配獲得日における資産及び負債の公正価値、のれん等

支配獲得日における資産及び負債の公正価値

現金及び現金同等物	111百万円
その他の流動資産	25百万円
その他の非流動資産	31百万円
資産合計	168百万円
前受金	12百万円
その他の流動負債	32百万円
長期未払金	32百万円
その他の非流動負債	1百万円
負債合計 1	79百万円
純資産	88百万円
のれん 2	393百万円
合計	482百万円

1 偶発負債はありません。

2 のれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果及び超過収益力であります。なお、税務上損金算入を見込んでいるのれんの金額はありません。また、当連結会計年度において、支払対価の配分が完了したことにより暫定的な金額を修正しております。当該修正による影響額に重要性はありません。

(6) 企業結合に係る支配獲得日以降の損益情報

当連結損益計算書に認識されている当該支配獲得日以降における被取得企業の売上収益は123百万円、当期利益は28百万円であります。

なお、当期利益には、支配獲得日に認識した無形資産の償却費等が含まれております。

株式会社DeNAトラベルの子会社化

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称 株式会社DeNAトラベル（以下、DeNAトラベル社）

被取得企業の事業の内容 旅行商品・サービスの提供等

企業結合を行った主な理由

当社はこれまで国内航空券での強みを生かしオンライン旅行事業を行ってまいりました。

一方、DeNAトラベル社は海外旅行分野での強みを中心に、総合旅行サイトを運営しており、海外旅行分野では国内最大手のオンライン旅行会社となります。

この度、旅行市場における互いの強みを生かし、更なるシナジーを創出するため、子会社化を決定するに至りました。

支配獲得日 2018年5月31日

結合後企業の名称 株式会社エアトリ

取得した議決権比率 100%（従前の議決権比率0.0%）

被取得企業の支配の獲得方法 現金を対価とする株式取得

(2) 移転された対価の公正価値

現金及び現金同等物 1,200百万円

移転された対価合計 1,200百万円

なお、当該企業結合契約に規定される条件付対価契約及び補償資産はありません。

(3) 取得関連費用

当該企業結合に係る取得関連費用は3百万円であり、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(4) 支配獲得日における資産及び負債の公正価値、のれん等

支配獲得日における資産及び負債の公正価値

現金及び現金同等物	1,543百万円
営業債権及びその他債権	3,183百万円
前渡金	1,127百万円
その他の流動資産	176百万円
無形資産 1	1,038百万円
その他の非流動資産	409百万円
資産合計	7,479百万円
営業債務及びその他債務	1,101百万円
有利子負債(流動)	5,200百万円
前受金	2,258百万円
その他の流動負債	302百万円
その他の非流動負債	142百万円
負債合計 2	9,004百万円
純資産	1,525百万円
のれん 3	2,725百万円
合計	1,200百万円

- 1 顧客関連資産が182百万円が含まれております。
- 2 偶発負債はありません。
- 3 のれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果及び超過収益力であります。なお、税務上損金算入を見込んでいるのれんの金額はありません。
- 4 取得対価は、支配獲得日における公正価値を基礎として、取得した資産および引き受けた負債に配分しております。上記金額は現時点での最善の見積もりによる公正価値であるため、支配獲得日時点に存在していた事実や状況に関する追加的な状況が得られ評価される場合には、支配獲得日から1年間は修正することがあります。なお、当初の会計処理が完了していない資産は無形資産です。

(5) 企業結合に係る支配獲得日以降の損益情報

連結損益計算書に認識している当該支配獲得日以降における被取得企業の売上収益は3,644百万円、当期利益は149百万円です。

なお、当期利益には、支配獲得日に認識した無形資産の償却費等が含まれております。

株式会社九州ホテルリゾートの子会社化

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称 株式会社九州ホテルリゾート（以下、九州ホテルリゾート社）

被取得企業の事業の内容 ホテルの管理・運営等

企業結合を行った主な理由

当社はこれまで国内航空券販売を主軸に、業容を拡大し、当社の総合旅行プラットフォーム「エアトリ」の認知度向上や顧客獲得に取り組んで参りました。この度、サービスラインの多角化を目的として、ホテル事業を営む九州ホテルリゾート社の子会社化を決定するに至りました。

支配獲得日 2018年8月31日

結合後企業の名称 株式会社九州ホテルリゾート

取得した議決権比率 100% (従前の議決権比率0.0%)

被取得企業の支配の獲得方法 現金を対価とする株式取得

(2) 移転された対価の公正価値

現金及び現金同等物	58百万円
移転された対価合計	58百万円

なお、当該企業結合契約に規定される条件付対価契約及び補償資産はありません。

(3) 取得関連費用

当該企業結合に係る取得関連費用は24百万円であり、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(4) 支配獲得日における資産及び負債の公正価値、のれん等

支配獲得日における資産及び負債の公正価値

現金及び現金同等物	62百万円
その他の流動資産	39百万円
有形固定資産	559百万円
その他の非流動資産	17百万円
資産合計	677百万円
営業債務及びその他の負債	112百万円
その他の流動負債	59百万円
有利子負債(非流動)	91百万円
その他の非流動負債	1百万円
負債合計	265百万円
純資産	412百万円
負ののれん	2 353百万円
合計	58百万円

1 偶発負債はありません。

2 公正価値で測定された純資産が支払対価を上回ったため割安購入益が発生しており、連結損益計算書の「その他の収益」に含めて表示しております。

(5) 当社グループの業績に与える影響

連結損益計算書に与える金額の重要性が乏しいため、記載は省略しております。

(プロフォーマ情報(非監査情報))

上記の企業結合が当連結会計年度期首に完了したと仮定した場合のプロフォーマ情報は連結売上収益20,077百万円、連結当期損失403百万円です。

プロフォーマ情報には、実際の支配獲得日に認識した無形資産の償却費の増加等が反映されています。

8. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2016年10月1日)	前連結会計年度 (2017年9月30日)	(単位：百万円) 当連結会計年度 (2018年9月30日)
現金及び預金	2,225	2,078	5,320
合計	2,225	2,078	5,320

(注) 負債の担保として抵当権が設定された現金及び現金同等物については注記「16. 有利子負債及びその他の金融負債」に記載しております。

9. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2016年10月1日)	前連結会計年度 (2017年9月30日)	(単位：百万円) 当連結会計年度 (2018年9月30日)
売掛金	1,221	1,531	3,993
未収入金	12	35	452
損失評価引当金	0	0	3
合計	1,233	1,567	4,442

10. 棚卸資産

棚卸資産の内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2016年10月1日)	前連結会計年度 (2017年9月30日)	(単位：百万円) 当連結会計年度 (2018年9月30日)
商品	274	45	50
仕掛品	-	-	36
合計	274	45	87

期中に費用に認識した棚卸資産の額、費用として認識された棚卸資産の評価減の金額は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	(単位：百万円) 当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
期中に費用に認識した棚卸資産の額	477	408

(注)費用として認識された棚卸資産の評価減の金額はありません。

11. その他の金融資産

(1) その他の金融資産の内訳

その他の金融資産の内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2016年10月1日)	前連結会計年度 (2017年9月30日)	(単位：百万円) 当連結会計年度 (2018年9月30日)
償却原価で測定する金融資産			
定期預金 (預入期間が3ヶ月超)	131	60	84
貸付金	-	3	34
預け金	2	9	318
敷金及び差入保証金	407	508	971
その他	38	31	52
損失評価引当金	37	25	33
FVTPL金融資産			
有価証券	39	1,411	3,460
FVTOCI金融資産			
有価証券	3	32	49
その他の投資	0	0	5
ヘッジ手段として指定した金融資産			
デリバティブ資産	-	0	1
合計	585	2,033	4,945
流動資産	173	1,491	3,889
非流動資産	411	542	1,055
合計	585	2,033	4,945

(注) 一部の有価証券については、議決権の20%以上となる非上場株式を保有しておりますが、投資事業としての純投資を目的としているため、重要な影響力を保持しないと判断しており、IFRS第9号「金融商品」に基づきFVTPL金融資産に分類し、損益を通じて公正価値で測定しております。

株式等の資本性金融資産は、主に投資先との取引関係の維持強化、経営参加等を目的として保有しており、FVTOCI金融資産に指定しております。

FVTOCI金融資産の内容及びそれらの公正価値は以下のとおりであります。

移行日(2016年10月1日)

項目	(単位：百万円) 公正価値
有価証券	3
その他投資	0
合計	3

前連結会計年度(2017年9月30日)

項目	(単位：百万円) 公正価値
有価証券	32
その他投資	0
合計	33

当連結会計年度(2018年9月30日)

項目	(単位：百万円) 公正価値
有価証券	49
その他投資	5
合計	54

12.有形固定資産

(1) 増減表

有形固定資産の帳簿価額の増減、取得原価並びに減価償却累計額及び減損損失累計額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

帳簿価額	建物	車両運搬具	器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計
2016年10月1日残高	41	0	19	-	2	63
取得	135	106	69	-	4	315
企業結合による取得	14	-	30	-	-	45
減価償却費	16	1	23	-	-	40
その他	5	0	4	-	-	10
2017年9月30日残高	180	105	100	-	7	393
取得	69	-	79	-	-	148
企業結合による取得	571	14	71	87	-	745
建設仮勘定からの振替	7	-	-	-	7	-
減価償却費	35	6	57	-	-	99
処分	17	-	10	31	-	58
その他	15	1	0	-	-	17
2018年9月30日残高	759	111	183	56	-	1,111

(単位：百万円)

取得原価	建物	車両運搬具	器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計
2016年10月1日残高	88	0	87	-	2	179
2017年9月30日残高	235	106	208	-	7	558
2018年9月30日残高	922	112	625	56	-	1,716

(単位：百万円)

減価償却累計額及び 減損損失累計額	建物	車両運搬具	器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計
2016年10月1日残高	46	0	68	-	-	115
2017年9月30日残高	54	1	108	-	-	164
2018年9月30日残高	162	1	441	-	-	605

減価償却費は、主に連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

なお、当社グループの有形固定資産には、所有権に制約が付されているものや、抵当が付されているものはありません。

(2) リース

各年度の有形固定資産の帳簿価額の中には、以下のリース資産の帳簿価額が含まれております。

(単位：百万円)

帳簿価額	器具 及び備品	合計
2016年10月1日残高	-	-
2017年9月30日残高	18	18
2018年9月30日残高	28	28

(注) リース資産の内容は、当社及び当社子会社における設備機器であります。

13. のれん及び無形資産

(1) 増減表

のれん及び無形資産の帳簿価額の増減、取得原価並びに償却累計額及び減損損失累計額は以下のとおりであります。なお、耐用年数を確定できない無形資産は認識しておりません。

(単位：百万円)

帳簿価額	のれん	耐用年数を確定できる無形資産			
		ソフト ウェア	顧客関連 資産	その他	合計
2016年10月1日残高	102	202	-	-	202
取得	-	110	-	-	110
内部開発	-	355	-	-	355
企業結合による取得	645	17	31	0	49
償却費	-	76	-	-	76
その他	-	0	-	-	0
2017年9月30日残高	748	609	31	0	641
取得	-	88	-	-	88
内部開発	-	852	-	-	852
企業結合による取得	4,342	876	182	2	1,061
償却費	-	313	27	-	340
その他	-	0	-	-	0
2018年9月30日残高	5,091	2,113	187	2	2,302

(単位：百万円)

取得原価	のれん	耐用年数を確定できる無形資産			
		ソフト ウェア	顧客関連 資産	その他	合計
2016年10月1日残高	102	267	-	-	267
2017年9月30日残高	748	747	31	0	779
2018年9月30日残高	5,091	6,515	214	2	6,731

(単位：百万円)

償却累計額及び減損損失累計額	のれん	耐用年数を確定できる無形資産			
		ソフトウェア	顧客関連資産	その他	合計
2016年10月1日残高	-	64	-	-	64
2017年9月30日残高	-	137	-	-	137
2018年9月30日残高	-	4,401	27	-	4,428

ソフトウェアは主に内部利用目的のソフトウェアであります。顧客関連資産は株式会社まぐまぐ、及び株式会社エアトリの企業結合により取得した資産であります。株式会社まぐまぐ、及び株式会社エアトリの企業結合の詳細については、注記7「企業結合」を参照ください。

無形資産の償却費は、主に連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

無形資産に含まれている自己創設無形資産の帳簿価額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2016年10月1日)	前連結会計年度 (2017年9月30日)	当連結会計年度 (2018年9月30日)
ソフトウェア	180	488	1,899

(2) 重要なのれん

当社グループの連結財政状態計算書に認識されているのれんは、主として、オンライン旅行事業に関するものであります。

2018年9月末における重要なのれんの内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2018年9月30日)
株式会社まぐまぐ	529
株式会社エヌズ・エンタープライズ	986
株式会社エアトリ	2,725

(3) のれんの減損テスト

のれんの回収可能価額は使用価値により算定しており、のれんの使用価値の見積りには、税引前の加重平均資本コストを基礎として算出した割引率(前連結会計年度8.26%、当連結会計年度8.25%)を使用しております。

使用価値の算定には、資金生成単位又は資金生成単位グループにおいて経営者によって承認された事業計画に基づき、5年間の税引前キャッシュ・フロー予測等を使用しており、事業計画が対象としている期間を超える期間については、継続価値を算定しております。事業計画は、業界の将来の趨勢に関する経営者の評価と過去のデータを反映したものであり、外部情報及び内部情報に基づき作成しております。継続価値の算定には、各資金生成単位の成長率(前連結会計年度1.83%、当連結会計年度1.83%)を使用しております。

のれんを配分した資金生成単位又は資金生成単位グループにおいて、減損テストに用いた主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変化したとしても、重要な減損が発生する可能性は低いと判断しております。

14. リース取引

(1) ファイナンス・リース債務(借手側)

ファイナンス・リース債務の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2016年 10月1日)	前連結 会計年度 (2017年 9月30日)	当連結 会計年度 (2018年 9月30日)
最低支払リース料総額			
1年以内		5	8
1年超5年以内		14	20

5年超		-	3
合計	-	19	32
控除-将来金融費用	-	0	1
ファイナンス・リース債務の現在価値	-	19	31

ファイナンス・リース債務の現在価値の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2016年 10月1日)	前連結 会計年度 (2017年 9月30日)	当連結 会計年度 (2018年 9月30日)
1年以内		5	8
1年超5年以内		14	20
5年超		-	3
合計	-	19	31

サブリース契約、未払変動リース料、更新又は購入選択権及びエスカレーション条項(リース契約金額の引き上げを定めた条項)並びにリース契約によって課された制限(配当、追加借入及び追加リースに関する制限など)はありません。

(2) オペレーティング・リース債務

当社グループは、借手として、建物などの資産を賃借しております。

当社グループの解約不能オペレーティング・リースに係る将来の最低支払リース料総額は以下のとおりです。

	移行日 (2016年10月1日)	前連結会計年度 (2017年9月30日)	(単位：百万円) 当連結会計年度 (2018年9月30日)
1年内	92	180	193
1年超5年以内	170	426	365
5年超	-	319	240
合計	262	926	799

各期の費用として認識したオペレーティング・リース契約の最低リース料総額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	(単位：百万円) 当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
最低リース料総額	124	267

15. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2016年10月1日)	前連結会計年度 (2017年9月30日)	(単位：百万円) 当連結会計年度 (2018年9月30日)
仕入債務	1,293	1,558	3,044
未払金	311	487	1,288
合計	1,604	2,045	4,333
流動負債	1,604	2,045	4,333
非流動負債	-	-	-
合計	1,604	2,045	4,333

(注) 営業債務及びその他の債務は、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

16. 有利子負債及びその他の金融負債

(1) 有利子負債の内訳

有利子負債の内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2016年10月1日)	前連結会計年度 (2017年9月30日)	当連結会計年度 (2018年9月30日)	平均利率 (%) (注2)	返済期限 (注3)
短期借入金	225	655	5,615	0.54	-
長期借入金	101	730	5,165	0.72	2018年10月～ 2027年3月
リース債務	-	19	31	1.44	2018年10月～ 2024年10月
合計	326	1,405	10,811		
流動負債	244	782	6,802		
非流動負債	82	622	4,009		
合計	326	1,405	10,811		

(注1) 有利子負債は、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

(注2) 平均利率は、2018年9月30日の残高に対する加重平均利率を記載しております。

(注3) 返済期限は、2018年9月30日の残高に対する返済期限を記載しております。

当社の長期借入金500百万円には、財務制限条項が付されております。主な財務制限条項は以下の通りです。

- 2018年9月決算期以降、各年度の本決算期の末日における債務者の連結および買収対象会社の単体のグロス・レバレッジ。レシオ(有利子負債/EBITDA)を5.0倍以下に維持すること。
- 2018年9月決算期以降(2018年9月中間期を含む。)、各年度の本決算期および中間期の末日において、買収対象会社を債務超過にさせないこと
- 2018年9月決算期以降(2018年9月中間期を含む。)、各年度の本決算期および中間期の末日における債務者の連結及び単体(試算表ベース)ならびに買収対象会社の単体(試算表ベース)の損益計算書に記載される経常利益を2期連続して損失としないこと。

当社は2018年9月期及び中間期に経常損失を計上し、財務制限条項に定められた上記cに抵触し、2018年9月30日においても抵触した状態にあります。なお、当社は2018年11月に、当該借入の全額を返済しております。

当社の子会社である株式会社エアトリの長期借入金2,000百万円には、財務制限条項が付されており、株式会社エアトリはこの財務制限条項に抵触しておりません。主な財務制限条項は以下の通りです。

- 2019年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を正の値に維持すること
- 2019年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること

(2) その他の金融負債の内訳

その他の金融負債の内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2016年10月1日)	前連結会計年度 (2017年9月30日)	当連結会計年度 (2018年9月30日)
預り金	9	156	428
預り保証金	102	81	15
為替予約	4	-	-
その他	-	41	45
合計	116	279	490
流動負債	13	156	428

非流動負債	102	122	61
合計	116	279	490

(注) その他の金融負債は、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ金融負債である為替予約を除いて、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

(3) 担保資産及び担保付債務の内訳

担保に供している担保差入資産は、以下のとおりであります。

	移行日 (2016年10月1日)	前連結会計年度 (2017年9月30日)	当連結会計年度 (2018年9月30日)
定期預金	30	60	78
合計	30	60	78

(注) 上記の定期預金は、営業債務に対する金融機関の支払保証等に対して、担保に供しております。

17. その他の資産・負債

その他の資産の内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2016年10月1日)	前連結会計年度 (2017年9月30日)	(単位：百万円) 当連結会計年度 (2018年9月30日)
前渡金	35	41	1,010
前払費用	57	107	297
未収消費税	45	101	68
その他	7	10	38
合計	146	261	1,414
流動資産	137	209	1,331
非流動資産	8	51	83
合計	146	261	1,414

その他の負債の内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2016年10月1日)	前連結会計年度 (2017年9月30日)	(単位：百万円) 当連結会計年度 (2018年9月30日)
未払費用	87	155	163
前受金	53	67	2,786
未払消費税	66	45	33
未払従業員給付	85	117	247
その他	30	30	59
合計	322	416	3,290
流動負債	322	411	3,281
非流動負債	-	5	8
合計	322	416	3,290

18. 法人所得税

(1) 繰延税金

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2016年10月1日)	前連結会計年度 (2017年9月30日)	(単位：百万円) 当連結会計年度 (2018年9月30日)
繰延税金資産			
損失評価引当金	16	13	13
未払有給休暇	9	15	17
減価償却費超過額	0	12	3
繰越欠損金	-	25	304
その他	27	65	31
繰延税金資産 合計	53	131	368
繰延税金負債			
資本性金融資産評価益	-	114	480
顧客関連資産	-	9	64
その他	13	17	29
繰延税金負債 合計	13	142	574
繰延税金資産(負債)純額	40	10	206

(注) 当社グループは、繰延税金資産の認識に当たり、将来減算一時差異又は繰越欠損金の一部又は全部が将来課税所得に対して利用できる可能性を考慮しております。繰延税金資産の回収可能性の評価においては、予定される繰延税金負債の取崩し、予測される将来課税所得及びタックスプランニングを考慮しております。なお、認識された繰延税金資産については、課税所得水準及び繰延税金資産が認識できる期間における将来課税所得の予測に基づき、税務便益が実現する可能性は高いと判断しております。

繰延税金資産及び繰延税金負債の増減の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	(単位：百万円) 当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
繰延税金資産(負債)の純額の期首残高	40	10
純損益を通じて認識	83	120
その他の包括利益において認識	0	0
企業結合による取得	33	74
繰延税金資産(負債)の純額の期末残高	10	206

(2) 連結財政状態計算書上で繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異等

繰延税金資産を認識していない繰越欠損金及び将来減算一時差異は以下のとおりであります。

	移行日 (2016年10月1日)	前連結会計年度 (2017年9月30日)	当連結会計年度 (2018年9月30日)
繰越欠損金	22	347	1,998
将来減算一時差異	-	48	217

繰延税金資産を認識していない繰越欠損金の繰越期限は以下のとおりであります。

	移行日 (2016年10月1日)	前連結会計年度 (2017年9月30日)	当連結会計年度 (2018年9月30日)
1年目	-	-	196
2年目	-	-	-
3年目	-	-	-
4年目	-	-	-
5年目超	22	347	1,635
合計	22	347	1,832

(3) 法人所得税費用

	前連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
当期税金費用	197	25
繰延税金費用	81	120
合計	279	146

当期税金費用には、従前は未認識であった税務上の欠損金、税額控除又は過去の期間の一時差異から生じた便益の額が含まれております。これに伴う当期税金費用の減少額は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ0百万円、26百万円であります。

繰延税金費用には、従前は未認識であった税務上の欠損金、税額控除又は過去の期間の一時差異から生じた便益の額が含まれております。これに伴う繰延税金費用の減少額は、当連結会計年度において、54百万円であります。

(4) 法定実効税率と実際負担税率の調整表

	前連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
法定実効税率	30.9%	30.6%
未認識の繰延税金資産	1.4%	4.5%
子会社との税率差異	5.0%	4.4%
負ののれん	-	8.9%
その他	1.7%	0.8%
実際負担税率	25.6%	12.0%

(注) 当社は、主に法人税、住民税及び損金算入される事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率は前連結会計年度は30.9%、当連結会計年度において30.6%となっております。但し、海外子会社についてはその所在地における法人税等が課されております。

19. 引当金

引当金の内訳及び増減は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	資産除去債務	合計
2016年10月1日残高	23	23
企業結合 時の経過による増加	5 0	5 0
2017年9月30日残高	28	28
繰入 企業結合 時の経過による増加	3 44 0	3 44 0
2018年9月30日残高	76	76
流動負債 非流動負債	- 76	- 76
合計	76	76

資産除去債務は、当社グループが使用するオフィスの賃貸借契約等に伴う原状回復義務に備えて、過去の実績及び第三者の見積り等に基づき将来支払うと見込まれる金額を計上しております。原状回復に係る支出は、主に1年以上経過した後になることが見込まれておりますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

20. 資本及びその他の資本項目

(1) 資本金

	授権株式数 (無額面 普通株式)	発行済株式数 (無額面 普通株式)	資本金 (百万円)	資本剰余金 (百万円)
2016年10月1日残高	36,000,000	16,682,400	1,019	804
増減	-	236,700	11	10
2017年9月30日残高	36,000,000	16,919,100	1,031	815
増減	-	788,900	69	1,301
2018年9月30日残高	36,000,000	17,708,000	1,100	2,117

前連結会計年度における発行済株式数の増加理由は、全て新株予約権の行使による増加であります。

また、当連結会計年度における発行済株式数の増加理由は、2017年10月6日の株式交換により148,500株増加、2017年11月6日の株式交換により189,600株の増加及び2018年5月16日の株式交換により251,300株増加しております。また新株予約権の行使により199,500株増加しております。

(2) 資本剰余金

資本剰余金は、資本準備金及びその他資本剰余金から構成されております。日本における会社法（以下、「会社法」という）では、株式の発行に対しての払込み又は給付の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれている資本準備金に組み入れることが規定されております。また、資本準備金は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

(3) 利益剰余金

利益剰余金には、法定準備金である利益準備金を含んでおります。会社法では、剰余金の配当として支出する金額の10分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されております。積み立てられた利益準備金は、欠損補填に充当できます。また、株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができることとされております。

(4) 配当

配当は、中間配当及び期末配当の年2回の配当が可能であります。当社グループが成長過程にあり、積極的な事業展開を図る目的として、期末配当のみ実施することを基本方針としております。

各年度における配当金支払額は次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議年月日	配当の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年12月22日 定時株主総会決議	118	7.00	2017年9月30日	2017年12月25日

当連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

(1) 配当金支払額

決議年月日	配当の総額(百万円)	1株当たりの配当額(円)
2017年12月22日 定時株主総会決議	118	7.00

(2) 配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議年月日	配当の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年12月21日 定時株主総会決議	177	10.00	2018年9月30日	2018年12月25日

21. 売上収益

(1) 収益の分解

当社グループは、オンライン旅行事業、ITオフショア開発事業、投資事業の3つの事業ユニットを基本として構成されており、また、事業活動を行う地域を基礎としたエリア別の収益を用いることが適していることから、当社の取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象としております。これらのサービスから生じる収益は顧客企業との契約に従い計上しております。

分解した収益とセグメント収益との関連は以下の通りであります。

前連結会計年度(自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)

	オンライン 旅行事業	ITオフショア 開発事業	投資事業	その他	合計
日本	3,893	-	103	1	3,998
ベトナム	-	1,534	-	-	1,534
その他	-	-	-	-	-
合計	3,893	1,534	103	1	5,533

当連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

	オンライン 旅行事業	ITオフショア 開発事業	投資事業	その他	合計
日本	10,015	-	161	0	10,176
ベトナム	-	2,153	-	-	2,153
その他	121	-	-	-	121
合計	10,137	2,153	161	0	12,451

なお、オンライン旅行事業においては、各顧客との取引開始時点でサービスの対価を決定しておりますが、一定期間の取引数量等に応じたりべト収受する形態の取引があり、これらの変動対価の金額は契約条件等に基づき取引価格を調整しております。当該取引価格においては、収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲内でのみ、変動対価を取引価格に含めております。当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益に重要性はありません。

(2) 顧客との契約から生じた負債

	移行日 (2016年10月1日)	前連結会計年度 (2017年9月30日)	当連結会計年度 (2018年9月30日)
前受金	53	67	2,786
その他	3	4	14
合計	56	71	2,800

(注1) 各連結会計年度の期首現在の前受金残高はすべて、各連結会計年度の収益として認識しております。

(注2) 当連結会計年度に株式会社エアトリを取得したことから、前受金が増加しております。旅行商材を手配、提供するサービスのうち、履行義務が期末時点で充足されていないサービスについては、対価を契約負債として計上しております。

(注3) 「その他」は、カスタマー・ロイヤリティ・プログラムに基づく契約負債です。

22. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の内訳は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
広告宣伝費	1,896	2,964
従業員給付費用	792	1,905
業務委託費	428	681
支払手数料	255	662
減価償却費及び償却費	88	383
その他	387	646
合計	3,849	7,244

23. その他の収益及びその他の費用

(1) その他の収益の内訳は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
負ののれん発生益	-	362
その他	2	8
合計	2	371

(2) その他の費用の内訳は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
その他	32	47
合計	32	47

24. 金融収益及び金融費用

金融収益及び金融費用の内訳は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
受取利息	5	8
受取配当金	0	0
為替差益	11	22
合計	17	31

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
支払利息	10	45
合計	10	45

(注) 「受取配当金」は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係るものであります。

25. その他の包括利益

各連結会計年度のその他の包括利益に含まれている、各包括利益項目別の当期発生額及び損益への組替調整額、並びに税効果の影響は、以下のとおりであります。

前連結会計年度(自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)

(単位：百万円)

	当期発生額	組替調整額	税効果前	税効果	税効果後
純損益に振り替えられる可能性のある項目					
在外営業活動体の換算差額	10	-	10	-	10
キャッシュ・フロー・ヘッジ	4	-	4	1	3
合計	15	-	15	1	13
その他包括利益合計	14	-	14	0	13

当連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

(単位：百万円)

	当期発生額	組替調整額	税効果前	税効果	税効果後
純損益に振り替えられる可能性のある項目					
在外営業活動体の換算差額	6	-	6	-	6
キャッシュ・フロー・ヘッジ	0	-	0	0	0
合計	5	-	5	0	5
その他包括利益合計	5	-	5	0	5

26. 1株当たり当期利益

	前連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
基本的1株当たり当期利益(円)	41.88	53.53
希薄化後1株当たり当期利益(円)	39.72	51.58

基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
基本的1株当たり当期利益		
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	702	932
親会社の普通株主に帰属しない当期利益(百万円)	-	-
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益(百万円)	702	932
発行済普通株式の期中平均株式数(株)	16,763,493	17,416,911
希薄化後1株当たり当期利益		
当期利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	908,643	660,434
(うち新株予約権)	908,643	660,434

希薄化効果を有しないため、希薄化後1株当たり当期利益の算定に含めなかった株式の概要	新株予約権3種類 (新株予約権の数 20,869個)	新株予約権1種類 (新株予約権の数 8,415個)
---	-------------------------------	------------------------------

27. 株式報酬制度

当社グループでは、当社及び当社子会社の役員、従業員等に対して、その当社グループの利益に対する貢献に報いるとともに、当社の株価とそれらの者の受ける利益を連動化させることで、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を一層高め、株主の皆様の利益を重視した業務展開を強化し株主価値を高めることを目的として、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を発行しております。

(1) ストック・オプション制度内容

株式報酬型（有償）ストック・オプション（第7回、第8回、第12回新株予約権）

株式報酬型ストック・オプションは、当社及び当社子会社の役員、従業員等に対して、ストック・オプションとして新株予約権を有償として付与するものであります。当該ストック・オプションは、付与対象者へのインセンティブと当社の業績及び株式価値の連動性を一層高めることによって、付与対象者の会社業績や株式価値の向上への意欲や士気を高めるとともに、付与対象者と当社株主の利害の共有化により、当社の企業価値の一層の増大を図ることを目的としております。

従来型ストック・オプション（第1回～第6回新株予約権）

従来型ストック・オプションは、当社及び当社子会社が、役員、従業員等に対して、上場を目的にインセンティブとして付与するものであります。当該ストック・オプションは、付与対象者と当社株主の利害の共有化により、当社の企業価値の一層の増大を図ることを目的としております。

当連結会計年度における新株予約権の種類及び権利確定条件、権利行使期間等の制度条件は、下記の通りであります。

ア．当社

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
株式の種類及び付与数	当社普通株式 -株(注1)	当社普通株式 120,600株(注1)	当社普通株式 133,200株(注1)	当社普通株式 118,800株(注1)
付与日	2011年9月30日	2011年9月30日	2015年9月30日	2015年9月30日
決済方法	持分決済	持分決済	持分決済	持分決済
権利確定条件	(注3)	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)
権利行使期間	自 2013年10月1日 至 2021年8月23日	自 2013年10月1日 至 2021年8月23日	自 2017年10月1日 至 2025年9月29日	自 2016年3月31日 至 2025年9月29日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
株式の種類及び付与数	当社普通株式 27,900株(注1)	当社普通株式 63,000株(注1)	当社普通株式 498,600株(注1)	当社普通株式 120,600株(注1)
付与日	2015年9月30日	2015年10月23日	2016年8月10日	2016年8月10日
決済方法	持分決済	持分決済	持分決済	持分決済
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)
権利行使期間	自 2016年3月31日 至 2025年9月29日	自 2017年10月24日 至 2025年9月29日	自 2016年10月1日 至 2021年11月30日	自 2016年10月1日 至 2026年9月30日

	第12回新株予約権
株式の種類及び付与数	当社普通株式 90,000株(注1)
付与日	2018年3月15日
決済方法	持分決済
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	(注2)
権利行使期間	自 2020年1月1日 至 2028年3月29日

(注1) 付与数のうち、当連結会計年度末時点の残高を記載しております。なお、2016年8月1日に1株を3株とする株式分割を行っているため、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(注2) 権利確定条件には勤務条件を付しており、権利行使条件には上場後からの経過期間及び一定の業績要件を付しております。また、勤務条件は付与日以降、本新株予約権の行使時までの間、継続して当社または当社子会社の取締役、従業員等であることとしております。

(注3) 新株予約権の行使の条件は、以下の通りであります。

新株予約権の権利を行使する時において、当社又は当社子会社の役員及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

上場後1年間においてはその二分の一を、それ以後においては全数行使出来るものとする。

相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとする時は、当社の取締役会の承認を得るものとする。

当社子会社の取締役又は使用人でない場合は、その権利行使に際して、当社の取締役会の承認を得るものとする。

租税特別措置法第29条の2に規定する税制の優遇措置を適用する新株予約権の行使に当たっては、以下の定めに従うものとする。

- (i) 権利行使にかかる年間の払込金の合計額が1千2百万円を超えないこと
- (ii) 権利行使により取得した株式が当社の指定する証券会社の本人名義の株式保護預り口座に保護預かりされること

移行日より前に権利確定しているストック・オプション制度

当社の第1回新株予約権、第2回新株予約権、第4回新株予約権及び第5回新株予約権のうち、移行日より前に権利確定したストック・オプションについては、IFRS第2号「株式報酬」を適用しておりません。

イ. まぐまぐ社

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
株式の種類及び付与数	まぐまぐ社普通株式 600株(注1)	まぐまぐ社普通株式 10,600株(注1)
付与日	2014年3月24日	2016年3月30日
決済方法	持分決済	持分決済
権利確定条件	(注2)	(注2)
対象勤務期間	(注3)	(注3)
権利行使期間	自 2016年3月25日 至 2024年3月24日	自 2018年12月21日 至 2026年1月31日

(注1) 付与数のうち、当連結会計年度末時点の残高を記載しております。また、株式数に換算して記載していません。

(注2) 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当日において発行会社の取締役、監査役又は従業員の地位にある本新株予約権者は、発行会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合、その後、本新株予約権を行使することができない。
- (2) 次の各号に掲げる場合は、(1)の規定にかかわらず本新株予約権を行使することができる。
取締役又は監査役の任期満了による退任。
定年による退職。
発行会社の都合により取締役、監査役又は従業員としての地位を失った場合。
顕著な業績があり、取締役会において承認された場合。

(3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権を行使することができない。ただし、発行会社取締役会が特に認めた場合にはこの限りではない。

(4) 本新株予約権者は、発行会社の普通株式が日本国内の証券取引所に上場された後1か月が経過するまで、本新株予約権を行使することができない。

(注3) 権利確定条件には勤務条件を付しており、権利行使条件には上場後からの経過期間を付しております。また、勤務条件は付与日以降、本新株予約権の行使時までの間、継続してまぐまぐ社の取締役、従業員等であることとしております。

ウ. エボラブルアジアソリューションズ社

	第1回新株予約権
株式の種類及び付与数	エボラブルアジア ソリューションズ社 普通株式 1,013,800株(注1)
付与日	2018年6月19日
決済方法	持分決済
権利確定条件	(注2)
対象勤務期間	(注3)
権利行使期間	自 2020年6月1日 至 2028年5月31日

(注1) 付与数のうち、当連結会計年度末時点の残高を記載しております。また、株式数に換算して記載していません。

(注2) 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、行使期間中にエボラブルアジアソリューションズ社が提出した営業報告書又は、有価証券報告書に記載される監査済みの発行会社連結損益計算書において、以下の算式に基づく発行会社時価総額が5億円以上に到達している場合、もしくは上場後の時価総額が5億円に達している場合に、本新株予約権を行使することができる。また、国際財務基準の適用等により参照すべき業績の指数の概念重要な変更があった場合には、エボラブルアジアソリューションズ社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を過半数の取締役が定めるものとする。

$$\text{時価総額} = \text{EBITDA} \times 8 - \text{有利子負債} + \text{現預金}$$

エボラブルアジアソリューションズ社が、非上場の場合、下記の算定に基づく一株あたり時価により、エボラブルアジアソリューションズ社による自社株買い、もしくは既存株主、エボラブルアジアソリューションズ社関係会社による引き受けを行うものとする。

$$\text{一株あたり時価} = (\text{EBITDA} \times 8 - \text{有利子負債} + \text{現預金}) \div \text{既発行株式数}$$

- (2) 本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」）は、発行会社または発行会社子会社の取締役、使用人（執行役員を含む。）、または顧問の地位（以上を総称して以下「権利行使資格」）をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
- (3) 上記の規定にかかわらず、本新株予約権者が発行会社都合または発行会社子会社都合の退職等により権利行使資格を喪失した場合で、発行会社が諸搬の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (4) 上記及びの規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合（本新株予約権者の死亡による場合を除く。）で、発行会社が諸搬の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (5) 上記の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (6) 上記に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。
- (7) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、発行会社の発行済株式総数が当該時点における発行会社の発行可能株式総数を超過することとなる時、または、発行会社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における発行会社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなる時は、本新株予約権を行使することはできない。
- (8) 本新株予約権者は、以下のア乃至カに掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

本新株予約権者が発行会社または発行会社子会社の使用人（執行役員を含む。）である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合

本新株予約権者が発行会社または発行会社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合

本新株予約権者が発行会社または発行会社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合

本新株予約権者が発行会社または発行会社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号または第3号に規定する利益相反取引を行った場合

禁錮以上の刑に処せられた場合

発行会社または発行会社子会社もしくは関連会社の社会的信用を害する行為その他発行会社または発行会社子会社もしくは関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

- (注3) 権利確定条件には勤務条件を付しており、権利行使条件には業績条件を付しております。また、勤務条件は付与日以降、本新株予約権の行使時までの間、継続してエボラブルアジアソリューションズ社の取締役、従業員等であることとしております。

(2) ストックオプションの数及び加重平均行使価格
当社

	前連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)		当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	
	株式数(株)	加重平均 行使価格(円)	株式数(株)	加重平均 行使価格(円)
期首未行使残高	1,495,800	867.9	1,258,200	1,012.9
付与	-	-	90,000	2,199.0
行使	236,700	94.6	175,500	434.9
失効	900	1,574.0	-	-
期末未行使残高	1,258,200	1,012.9	1,172,700	1,190.5
期末行使可能残高	594,000	456.6	441,000	474.4

(注1) 期中に行使されたストックオプションの行使日における加重平均株価は、前連結会計年度において2,735.99円、当連結会計年度において2,259.88円であります。

(注2) 期末時点で未行使のストック・オプションの加重平均残存契約年数は、前連結会計年度において5.4年、当連結会計年度において5.7年であります。

期末時点での未行使のストック・オプションの行使価格及び残存契約年数は以下のとおりです。

移行日(2016年10月1日)

種類	行使価格(円)	株式数(株)	残存期間(年)
第1回新株予約権	12	117,000	1.44
第2回新株予約権	45	273,600	4.90
第3回新株予約権	636	175,500	9.00
第4回新株予約権	636	156,600	9.00
第5回新株予約権	636	90,000	9.00
第6回新株予約権	636	63,000	9.00
第7回新株予約権	1,574	498,600	5.17
第8回新株予約権	1,574	121,500	10.00

前連結会計年度(2017年9月30日)

種類	行使価格(円)	株式数(株)	残存期間(年)
第1回新株予約権	12	54,000	0.44
第2回新株予約権	45	123,300	3.90
第3回新株予約権	636	175,500	8.00
第4回新株予約権	636	133,200	8.00
第5回新株予約権	636	90,000	8.00
第6回新株予約権	636	63,000	8.00
第7回新株予約権	1,574	498,600	4.17
第8回新株予約権	1,574	120,600	9.01

当連結会計年度(2018年9月30日)

種類	行使価格(円)	株式数(株)	残存期間(年)
第2回新株予約権	45	120,600	2.90
第3回新株予約権	636	133,200	7.00
第4回新株予約権	636	118,800	7.00

第5回新株予約権	636	27,900	7.00
第6回新株予約権	636	63,000	7.00
第7回新株予約権	1,574	498,600	3.17
第8回新株予約権	1,574	120,600	8.01
第12回新株予約権	2,199	90,000	9.50

まぐまぐ社

	前連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)		当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	
	株式数(株)	加重平均 行使価格(円)	株式数(株)	加重平均 行使価格(円)
期首未行使残高	-	-	11,200	7,500
付与	-	-	-	-
企業結合	11,200	7,500	-	-
行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
期末未行使残高	11,200	7,500	11,200	7,500
期末行使可能残高	-	-	-	-

(注) 期末時点で未行使のストック・オプションの行使価格は、全て7,500円であり、加重平均残存契約年数は、前連結会計年度において8.2年、当連結会計年度において7.2年であります。

エポラブルアジアソリューションズ社

	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	
	株式数(株)	加重平均 行使価格(円)
期首未行使残高	-	-
付与	1,013,800	30.7
行使	-	-
失効	-	-
期末未行使残高	1,013,800	30.7
期末行使可能残高	-	-

(注) 期末時点で未行使のストック・オプションの行使価格は、全て30.7円であり、加重平均残存契約年数は、当連結会計年度において9.6年であります。

(3) 期中に付与されたストック・オプションの公正価値及び仮定

当社

第12回ストック・オプションの公正価値は、オプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって、以下の仮定を適用して算出し、評価したものであります。

基礎数値	
株価	2,199円
株価変動性	59.29%

配当利回り	0.32%
無リスク利率	0.05%
行使価額	2,199円

(注1) 予想ボラティリティは、予想残存期間10年に対応する直近の株価実績に基づき算定しております。

エポラブルアジアソリューションズ社

第1回ストック・オプションの公正価値は、ブラック・ショールズ・オプション価格決定モデルを用い、以下の仮定を適用して算出し、評価したものであります。

	基礎数値
株価	30.65円
株価変動性	68.86%
配当利回り	-
無リスク利率	0.08%
権利行使価格	30.65円

(注1) スtock・オプションの対象株式は付与日現在において非上場株式であるため、対象会社のEBITDAに基づく将来収益により評価額を算定しております。

(注2) 予想ボラティリティは、上場類似会社の市場株価データを基に上場類似会社のボラティリティを算定し、算定されたそれぞれのボラティリティをもって算出しております。なお、当該予想ボラティリティは、予想残存期間5.96年に対応する期間に基づき算定しております。

(4) 株式に基づく報酬費用

連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含まれている株式報酬費用計上額は、前連結会計年度において - 百万円、当連結会計年度において0百万円であります。

28. 金融商品

(1) 資本リスク管理

当社グループは、持続的な成長を実現し、企業価値を最大化するために資本管理をしております。

持続的成長の実現には、今後、外部資源の獲得等の事業成長に向けた事業投資機会や成長企業への投資を通じて投資先企業との協業等によるシナジー機会が生じた際に、機動的な投資を実施するため、十分な資金調達余力の確保が必要であると認識しております。そのため、当社グループは将来の事業投資に対する財務の健全性・柔軟性の確保、及び資本収益性のバランスある資本構成の維持を目指しております。

なお、当社グループの主要な借入金について、資本に関する規制を含む財務制限条項が付されており、前連結会計年度及び当連結会計年度において当該財務制限条項を遵守しております。当該財務制限条項に抵触した場合には、貸付人の請求によって契約上の期限の利益を失い、ただちに債務の弁済をしなければなりません（財務制限条項については、注記「16. 有利子負債及びその他の金融負債」に記載しております）。

(2) 重要な会計方針

各金融資産、金融負債、資本性金融商品に関する認識基準、測定的基础、損益認識に関する重要な会計方針は、注記「3. 重要な会計方針」で開示しております。

(3) 財務上のリスク管理

当社グループは、営業活動を行う過程において、財務上のリスク(信用リスク・流動性リスク・為替リスク・市場価格の変動リスク)に晒されており、当該リスクを回避または軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

デリバティブは、為替変動リスクを軽減するために為替予約を利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(4) 市場リスク管理

当社グループは、アジアにおいて事業展開を行っており、為替変動リスクに晒されております。また、投資事業において資本性金融商品への投資を行っており、資本性金融商品の価格変動リスクに晒されております。

外部資源獲得による事業目的及び投資事業おける株式を取得する際に、一部、変動金利による資金調達を行っているため、金利リスクに晒されております。

為替変動リスク

1) 為替変動リスク管理

当社グループは外貨建取引を行っているため、主に米ドルレートの変動により生じる為替リスクに晒されておりますが、当該リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しています。

当社グループが締結している為替予約契約の残高は、2018年9月30日現在で36百万円であります。

なお、当社グループが保有する外貨建金融商品について、他の全ての変数が一定であると仮定した上で、日本円が米ドルに対して1%高くなった場合の連結損益計算書の税引前利益および連結包括利益計算書のその他の包括利益(税効果考慮前)に与える影響は非常に軽微なため、為替感応度分析の開示は省略しております。

2) 通貨デリバティブ及びヘッジ

当社グループは、外貨建取引に係る将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引を利用しており、ヘッジの要件を満たすものについてはヘッジ会計を適用しております。また、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジとは、将来キャッシュ・フローの変動リスクを回避するためのヘッジであります。当社は予定取引に関するキャッシュ・フローの変動をヘッジするために為替予約を利用しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブ取引の公正価額の変動はその他の包括利益として認識し、その他の資本の構成要素に含まれており、ヘッジ対象が当期利益に認識された時点で当期利益へ振り替えております。

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

区分	移行日 (2016年10月1日)		前連結会計年度 (2017年9月30日)		当連結会計年度 (2018年9月30日)	
	契約額	公正価値	契約額	公正価値	契約額	公正価値
為替予約取引						
買建	85	4	54	0	36	1
合計	85	4	54	0	36	1

金利変動リスク管理

当社グループは資金調達の際に、借入額及び借入の諸条件について、契約締結時及び将来の経済状況を十分に考慮しており、更に契約締結後もその有効性を継続的に検証することにより金利リスクを管理しております。

金利感応度分析

当社グループが保有する金利変動の影響を受ける金融商品について、他の全ての変数が一定であると仮定した上で、金利が1%上昇した場合の連結損益計算書の税引前利益に与える影響は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
税引前利益への影響額(は減少額)	5	60

資本性金融商品の価格変動リスク管理

当社グループは、事業戦略上の目的及び投資事業の一環として上場株式等の資本性金融商品を保有しており、市場価格の変動リスクに晒されています。また、市場価格の変動リスクを管理するため、発行体の財務状況や市場価格の継続的モニタリングを行っています。

価格感応度分析

当社グループが保有する活発な市場で取引される有価証券について、他の全ての変数が一定であると仮定した上で、市場価格が10%下落した場合の連結損益計算書の税引前利益に与える影響は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
税引前利益への影響額(は減少額)	45	101

(5) 信用リスク管理

当社グループの事業活動から生ずる債権である営業債権等は、顧客の信用リスクに晒されております。また、当社グループの保有する有価証券に関しては発行体の信用リスクに晒されております。

当社グループでは、債権の発生を伴う継続的取引を開始する時は取引先ごとに、与信限度額、及び必要に応じて与信期間を設定し、財務部門が管理しております。当社グループは、定期的取引先の信用調査を行っており、必要な場合には担保取得などの保全措置も講じております。

当社グループは、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーは有していません。

当社グループは、各連結会計年度末において個別に重要な金融資産は回収不能な金額、個別に重要でない金融資産は、過去の実績率等に基づく金額により減損損失を認識し、損失評価引当金を計上しております。当該金融資産に係る損失評価引当金は、連結財政状態計算書上、「営業債権」及び「その他の金融資産」に含まれております。

予想信用損失の金額は、以下のように算定しています。

・売上債権

単純化したアプローチに基づき、全期間の予想信用損失を過去の信用損失の実績率に将来の経済状況等の予測を加味した引当率を乗じる等により算定しています。

・売上債権以外の債権等

原則的なアプローチに基づき、信用リスクが著しく増加していると判定されていない債権等については、同種の資産の過去の信用損失の実績率に将来の経済状況等の予測を加味した引当率を帳簿価額に乗じて12か月の予想信用損失に等しい金額を算定しています。信用リスクが著しく増加していると判定された資産及び信用減損金融資産については、全期間における予想信用損失に等しい金額を見積将来キャッシュ・フローを当該資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値の額と、帳簿価額との間の差額をもって算定しています。

全期間の予想損失に等しい金額で測定した損失評価引当金の増減は、以下のとおりであります。

なお、貸付金等にかかる12か月予想信用損失と全期間の予想信用損失に重要な相違はありません。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
期首残高	37	25
期中増加額	0	5
期中減少額(目的使用)	12	0
期中減少額(戻入)	-	-
企業結合	0	5
期末残高	25	36

当連結会計年度において、損失評価引当金の変動に影響を与えるような、総額での帳簿価額の著しい増減はありません。

金融資産の信用リスクに係る最大エクスポージャーは、連結財政状態計算書に表示されている減損後の帳簿価額であります。

(6) 流動性リスク管理

当社グループは、適時に資金計画を作成、更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

また、流動性リスクを管理する究極的な責任は、取締役会から委任を受けたCFOにあります。CFOの指示を受け、当社グループの財務部門が中心となり、適切に余剰金及び銀行からのコミットメントライン及び当座貸越による借入枠を維持し、予算とキャッシュ・フローをモニタリングし、流動性リスクを管理しております。

1) 金融負債の期日別残高

各連結会計年度末における金融負債の期日別残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿残高	契約上の キャッ シュ・ フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
2016年10月1日								
営業債務及びその他の債務	1,604	1,604	1,604					
短期借入金	225	226	226					
長期借入金(1年以内返済 予定を含む)	101	109	19	19	19	9	8	30
リース債務(1年以内支 払予定を含む)	-	-						
その他の金融負債	116	115	13					102
2017年9月30日								
営業債務及びその他の債務	2,045	2,045	2,045					
短期借入金	655	658	658					
長期借入金(1年以内返済 予定を含む)	730	745	122	183	141	141	134	21
リース債務(1年以内支 払予定を含む)	19	19	5	5	5	3		
その他の金融負債	279	279	156	41				81

(単位：百万円)

	帳簿残高	契約上の キャッシュ・ フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
2018年9月30日								
営業債務及びその他の債務	4,333	4,333	4,333					
短期借入金	5,615	5,645	5,645					
長期借入金(1年以内返済 予定を含む)	5,165	5,181	1,178	1,264	1,113	955	589	79
リース債務(1年以内支 払予定を含む)	31	32	8	8	7	3	3	3
その他の金融負債	490	490	428	46				16

(注) 保証債務は履行可能性が高くないため、上記に含めておりません。

2) 借入コミットメントおよびその他の信用枠

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2016年10月1日)	前連結会計年度 (2017年9月30日)	当連結会計年度 (2018年9月30日)
当座貸越極度額及び貸出コミ ットメントの総額	1,700	3,550	9,790
借入実行残高	200	550	7,140
差引額	1,500	3,000	2,650

(7) 償却原価により測定された金融商品

(単位：百万円)

	移行日 (2016年10月1日)		前連結会計年度 (2017年9月30日)		当連結会計年度 (2018年9月30日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
短期借入金	225	225	655	655	5,615	5,615
長期借入金(注)	101	107	730	745	5,165	5,175
リース債務(注)	-	-	19	19	31	31
合計	326	332	1,405	1,419	10,811	10,822

(注) 長期借入金及びリース債務は、1年内返済予定の残高を含んでおります。

償却原価で測定する短期金融資産については、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、一年超の金融資産については、想定される保有期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

償却原価で測定する短期金融負債については、公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金及び長期のリース債務の公正価値は、一定の期間ごとに区分した債務毎に、債務額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 連結財政状態計算書において認識された公正価値の測定

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いた評価技法へのインプットの観察可能性に応じて算定した公正価値を以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1：活発に取引される市場で公表価格により測定された公正価値
- レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接、又は間接的に使用して算出された公正価値
- レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値測定の全体において重要な最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しています。公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各連結会計年度末において認識しております。なお、前連結会計年度及び当連結会計年度において、レベル1とレベル2の間の振替、およびレベル2とレベル3の間の振替はありません。

公正価値により測定された金融商品

公正価値で測定される金融商品の公正価値ヒエラルキーは、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

2016年10月1日(移行日)	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
資本性金融商品	-	-	39	39
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産				
資本性金融商品	-	-	3	3
合計	-	-	43	43
金融負債				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融負債				
デリバティブ契約負債				
為替予約	-	4	-	4
合計	-	4	-	4

2017年9月30日	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
資本性金融商品	458	-	953	1,411
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産				
資本性金融商品	-	-	32	32
デリバティブ契約資産				
為替予約	-	0	-	0
合計	458	0	986	1,444

2018年9月30日	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
資本性金融商品	1,018	-	2,441	3,460
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産				
資本性金融商品	-	-	49	49
デリバティブ契約資産				
為替予約	-	1	-	1
合計	1,018	1	2,490	3,510

レベル1に分類される市場性のある株式の公正価値は、同一の資産又は負債の活発な市場における無調整の公表価格によっております。

レベル2のデリバティブ金融商品の評価は、取引金融機関から提示された価格等の観察可能なインプットに基づき算定しております。

レベル3に分類される活発な市場における公表価格が入手できない非上場株式の公正価値は、合理的に入手可能なインプットにより、割引キャッシュ・フロー法および類似会社の相場価格などを使用して測定しています。

非上場株式の公正価値は、当社グループの担当部門がグループ会計方針等に従って、四半期ごとに入手可能な直前の数値を用いて測定し、公正価値の変動の根拠と併せて経営者に報告がなされております。なお、当該公正価値の評価については、外部評価機関の利用が含まれております。

レベル3に分類された金融商品の期首から期末までの変動は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2017年9月30日)	当連結会計年度 (2018年9月30日)
期首残高	43	986
利得(損失)	312	798
購入	624	863
売却	1	113
上場によるレベル1への振替	-	70
その他変動	7	26
期末残高	986	2,490

(注) 利得又は損失のうち、各報告期間の末日時点の純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に関するものの利得又は損失は連結損益計算書の「投資損益」に認識されております。

29. 関連当事者情報

(1) 主要な経営幹部に対する報酬

当社グループの主要な経営幹部に対する報酬は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
短期従業員給付	93	99
合計	93	99

(2) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	吉村英毅	-	-	当社代表 取締役	(被所有) 間接17.7	-	当社借入に 対する債務 被保証 (注)1	61,324	-	-
							当社仕入債 務に対する 債務被保証 (注)2	409,279	-	-
役員	大石崇徳	-	-	当社取締役 会長	(被所有) 直接37.6	-	当社仕入債 務に対する 債務被保証 (注)2	394,330	-	-
役員及び 近親者が 議決権の 過半数を 所有する 会社	吉村ホール ディングス 株式会社 (注)3	東京都 港区	30,000	資産管理 会社	(被所有) 直接17.7	役員の兼任1名	当社仕入債 務に対する 債務被保証 (注)2	394,330	-	-

- (注) 1. 当社は銀行借入に対して、代表取締役である吉村英毅より債務保証を受けております。また、取引金額には被保証債務の第11期連結会計年度末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
2. 当社は仕入債務に対して、代表取締役である吉村英毅、取締役会長である大石崇徳、主要株主である吉村ホールディングス株式会社より債務保証を受けております。また、取引金額には被保証債務の第11期連結会計年度末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
3. 吉村ホールディングス株式会社は、当社役員吉村英毅及びその近親者が議決権の100%を所有している会社であります。

当連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	吉村英毅	-	-	当社代表 取締役	(被所有) 間接15.9	-	当社借入に 対する債務 被保証 (注)1	53,320	-	-
							当社仕入債 務に対する 債務被保証 (注)2	461,231	-	-
役員	大石崇徳	-	-	当社取締役 会長	(被所有) 直接35.9	-	当社仕入債 務に対する 債務被保証 (注)2	431,523	-	-
役員及び 近親者が 議決権の 過半数を 所有する 会社	吉村ホール ディングス 株式会社 (注)3	東京都 港区	30,000	資産管理 会社	(被所有) 直接15.9	役員の兼任1名	当社仕入債 務に対する 債務被保証 (注)2	431,523	-	-

- (注) 1. 当社は銀行借入に対して、代表取締役である吉村英毅より債務保証を受けております。また、取引金額には被保証債務の第12期連結会計年度末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

2. 当社は仕入債務に対して、代表取締役である吉村英毅、取締役会長である大石崇徳、主要株主である吉村ホールディングス株式会社より債務保証を受けております。また、取引金額には被保証債務の第12期連結会計年度末残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。
3. 吉村ホールディングス株式会社は、当社役員吉村英毅及びその近親者が議決権の100%を所有している会社であります。

30. 他の企業への関与の開示

(1) 主要な子会社

主要な子会社の状況は以下のとおりであります。

名称	報告セグメント	住所	資本金	議決権の所有割合(%)		
				2016年 10月1日	2017年 9月30日	2018年 9月30日
EVOLABLE ASIA CO., LTD.	ITオフショア開 発事業	ベトナム	200千米ドル	51.0	51.0	51.0
株式会社エアトリ	オンライン 旅行事業	東京都	100百万円	-	-	100
株式会社エヌズ・エン タープライズ	オンライン 旅行事業	大阪府	124百万円	-	-	100
株式会社エアトリステイ	訪日旅行事業	東京都	50百万円	-	-	65.0
株式会社らくだ倶楽部	オンライン旅行 事業	東京都	15百万円	100	100	100
株式会社インバウンドプ ラットフォーム	訪日旅行事業	東京都	81百万円	100	100	95.3
EVOLABLE ASIA GLOBAL VIETNAM COMPANY LIMITED	オンライン旅行 事業	ベトナム	1,000百万ベト ナムドン	-	100	100
株式会社東京マスターズ	オンライン旅行 事業	東京都	80百万円	-	100	100
株式会社まぐまぐ	オンライン旅行 事業	東京都	100百万円	-	59.6	96.0

- (注) 1. 株式会社エヌズ・エンタープライズ及び株式会社エアトリは、当連結会計年度において株式を取得したこと
から連結子会社になりました。
2. 株式会社エアトリステイは、当連結会計年度において新たに設立したことから連結子会社になりました。
3. 当連結会計年度において、株式会社Destination Japanの株式を取得し連結子会社としております。なお、当
社の子会社である株式会社エルモンテ RV ジャパンと合併したことにより、株式会社インバウンドプラット
フォームに社名を変更しております。また、第三者割当増資を行ったことにより、非支配株主持分が27百万
円増加しております。

(2) 重要な非支配持分がある子会社

当社は重要な非支配持分がある子会社を有しており、これらの子会社に関する情報は以下のとおりであります。

EVOLABLE ASIA CO., LTD. (EVOLABLE ASIA CO., LTD.及びその傘下の会社)

一般的情報

	移行日 (2016年10月1日)	前連結会計年度 (2017年9月30日)	当連結会計年度 (2018年9月30日)
非支配持分が保有する所有持分の割合(%)	51.0	51.0	51.0
子会社グループの非支配持分の累積額(百万円)	94	404	379

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自2016年10月1日 至2017年9月30日)	当連結会計年度 (自2017年10月1日 至2018年9月30日)
子会社グループの非支配持分に配分された純損益	113	138

要約連結財務諸表

(単位：百万円)

	移行日 (2016年10月1日)	前連結会計年度 (2017年9月30日)	当連結会計年度 (2018年9月30日)
流動資産	380	630	983
非流動資産	50	263	307
流動負債	147	358	697
非流動負債	87	96	10
資本	196	439	583

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
売上収益	1,637	2,400
当期利益	196	138

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー（純額）	2	266
投資活動によるキャッシュ・フロー（純額）	15	93
財務活動によるキャッシュ・フロー（純額）	58	7
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	2
現金及び現金同等物の増減額（は減少額）	71	164

(注)2018年9月30日に終了した1年間において、EVOLABLE ASIA CO., LTD.から非支配持分に支払われた配当金は、27百万円であります。

31. キャッシュ・フロー情報

当連結会計年度の財務活動から生じた負債の変動は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	2017年 10月1日 残高	キャッシュ・フ ローを伴う変動	キャッシュ・フローを 伴わない変動		2018年 9月30日 残高
			企業結合 による変動	その他	
短期借入金	655	1,988	2,973	1	5,615
長期借入金	730	1,839	2,596	1	5,165
リース債務	19	6	18	-	31
合計	1,405	3,821	5,588	3	10,811

(注) 長期借入金は、1年内返済及び償還予定の残高を含んでおります。

32. 支出に関するコミットメント

開示すべき重要な事項はありません。

33. 偶発債務

前連結会計年度(自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)

当社グループにおいて、重要な偶発債務はありません。

当連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

当社グループにおいて、重要な偶発債務はありません。

34. 重要な後発事象

該当事項はありません。

35. 初度適用

当社グループは、当連結会計年度からIFRSに準拠した連結財務諸表を開示しております。日本基準に準拠して作成された直近の連結財務諸表は、2017年9月30日に終了した1年間に関するものであり、移行日は2016年10月1日であります。

日本基準からIFRSへの移行が、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に及ぼす影響は、以下の調整表及び調整に関する注記に記載しております。なお、調整表の「表示組替」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼさない項目を、「認識及び測定の違い」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼす項目を含めて表示しております。

(1) IFRS第1号の免除規定

IFRS第1号では、IFRSを初めて適用する会社(以下、初度適用企業)に対して、原則として、IFRSで要求される基準を遡及して適用することを求めています。ただし、「見積り」、「金融資産及び金融負債の認識の中止」、「ヘッジ会計」、「非支配持分」、及び「金融資産の分類及び測定」等については、IFRSの遡及適用を禁止しております。また、任意に適用できる免除規定も定められており、当社グループが日本基準からIFRSへ移行するにあたり、採用した免除規定は以下のとおりであります。

・企業結合

初度適用企業は、IFRS移行日前行われた企業結合に対して、IFRS第3号「企業結合」(以下、IFRS第3号)を遡及適用しないことを選択することが認められております。当社グループは、当該免除規定を適用し、移行日前行われた企業結合に対して、IFRS第3号を遡及適用しないことを選択しております。この結果、移行日前の企業結合から生じたのれんの額については、日本基準に基づく移行日時点での帳簿価額によっております。

・株式に基づく報酬

IFRS第1号では、2002年11月7日以後に付与され、IFRS移行日より前に権利確定した株式報酬に対して、IFRS第2号を適用することを奨励しておりますが、要求はされておられません。当社グループは、移行日より前に権利確定した株式報酬に対しては、IFRS第2号を適用しないことを選択しております。

・在外営業活動体の換算差額

IFRS第1号では、全ての在外営業活動体に係る換算差額累計額をIFRS移行日現在でゼロとみなすことを選択することが認められております。当社グループは、この免除規定を適用し、全ての在外営業活動体に関する換算差額累計額をIFRS移行日現在でゼロとみなし、全額を利益剰余金に振り替えております。

・以前に認識した金融商品の指定

IFRS第1号では、IFRS移行日時点で存在する事実及び状況に基づき、金融資産の指定を行うことが認められております。当社グループでは、個々の資本性金融商品ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかの取消し不能な指定をしております。

(2) IFRS第1号の強制的な例外規定

IFRS第1号では、「見積り」、「金融資産及び金融負債の認識の中止」、「ヘッジ会計」、「非支配持分」、「金融資産の分類及び測定」及び「金融資産の減損」について、IFRSの遡及適用を禁止しています。当社グループは、これらの項目についてIFRS移行日より将来に向かって適用しています。

(3) 初度適用における調整表

IFRS第1号にて求められる調整表は次のとおりです。なお、調整表の「表示組替」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼさない調整を、「認識及び測定の違い」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼす調整を含めています。なお、当社グループは2017年9月29日に株式会社まぐまぐの株式取得(子会社化)を行いました。当連結会計年度において、取得対価の配分が完了したため、当初の暫定的な金額からの修正による影響額を前連結会計年度の日本基準の連結財務諸表に遡及的に反映しております。

移行日(2016年10月1日)の資本に対する調整

(単位:百万円)

日本基準 表示科目	日本基準	表示組替	認識及び 測定の差異	IFRS	注記	IFRS 表示科目
資産の部						資産
流動資産						流動資産
現金及び預金	2,356	131		2,225		現金及び現金同等物
受取手形及び売掛金	1,104	129		1,233		営業債権及びその他の債権
		134	39	173	A	その他の金融資産
商品及び製品	274			274		棚卸資産
繰延税金資産	19	19				
未収入金	129	129				
その他	140	3		137		その他の流動資産
貸倒引当金	0	0				
流動資産合計	4,024	19	39	4,044		流動資産合計
固定資産						非流動資産
有形固定資産	40		23	63	D	有形固定資産
無形固定資産	305	305		102		のれん
		102		202		無形資産
投資その他の資産	470	470		411	C,D	その他の金融資産
		452	40	40		繰延税金資産
		19	21	8		その他の非流動資産
		12	3			
固定資産合計	817	13	0	830		非流動資産合計
資産合計	4,841	6	39	4,874		資産合計
負債の部						負債及び資本
流動負債						負債
流動負債						流動負債
支払手形及び買掛金	1,293	311		1,604		営業債務及びその他の債務
短期借入金	225	19		244		有利子負債
未払金	311	311				
未払費用	87	87				
未払法人税等	134	134				
賞与引当金	46	46				
ポイント引当金	3	3				
株主優待引当金	15	15				
1年内返済予定の長期借入金	19	19				
為替予約	4	4				
		13		13		その他の金融負債
		134		134		未払法人所得税
その他	140	143	38	322	E	その他の流動負債
流動負債合計	2,280	-	38	2,319		流動負債合計
固定負債						非流動負債
長期借入金	87		5	82	F	有利子負債
長期預り保証金	102	102		102		
		102		23	D	その他の金融負債
			23	23		引当金
固定負債合計	189	-	18	207		非流動負債合計
負債合計	2,470	-	56	2,527		負債合計

(単位:百万円)

日本基準 表示科目	日本基準	表示組替	認識及び 測定の差異	IFRS	注記	IFRS 表示科目
純資産の部						資本
資本金	1,019			1,019		資本金
資本剰余金	824		20	804	F	資本剰余金
利益剰余金	444		7	436	H	利益剰余金
その他の包括利益累計額	13	13				
新株予約権	0	0				
		13	10	2	A,G	その他の資本の構成要素

	2,276	-	17	2,258	親会社の所有者に帰属する持分合計
非支配株主持分	94	-	6	88	非支配持分
純資産合計	2,371	-	23	2,347	資本合計
負債純資産合計	4,841	-	33	4,874	負債及び資本合計

前連結会計年度(2017年9月30日)の資本に対する調整

(単位:百万円)

日本基準 表示科目	日本基準	表示組替	認識及び 測定の差異	IFRS	注記	IFRS 表示科目
資産の部						資産
流動資産						流動資産
現金及び預金	2,139	60		2,078		現金及び現金同等物
受取手形及び売掛金	1,386	181		1,567		営業債権及びその他の債権
営業投資有価証券	1,100	1,100				
		1,179	312	1,491	A	その他の金融資産
商品及び製品	45			45		棚卸資産
繰延税金資産	78	78				
未収入金	181	181				
その他	227	18		209		その他の流動資産
貸倒引当金	0	0				
流動資産合計	5,158	78	312	5,391		流動資産合計
固定資産						非流動資産
有形固定資産	366		27	393	D	有形固定資産
無形固定資産	1,334	1,334				
		702	45	748	B	のれん
		641		641		無形資産
投資その他の資産	619	619				
		582	39	542	C,D	その他の金融資産
		90	57	33		繰延税金資産
		25	26	51		その他の非流動資産
固定資産合計	2,320	78	2	2,411		非流動資産合計
資産合計	7,478	-	314	7,803		資産合計

(単位：百万円)

日本基準 表示科目	日本基準	表示組替	認識及び 測定の差異	IFRS	注記	IFRS 表示科目
負債の部						負債及び資本
流動負債						負債 流動負債
支払手形及び買掛金	1,558	487		2,045		営業債務及びその他の債務
短期借入金	655	127		782		有利子負債
未払金	487	487				
未払費用	155	155				
未払法人税等	188	188				
賞与引当金	46	46				
ポイント引当金	4	4				
株主優待引当金	26	26				
1年内返済予定の長期借 入金	122	122				
リース債務	5	5				
				156		その他の金融負債
				188		未払法人所得税
その他	268	77	65	411	E	その他の流動負債
流動負債合計	3,519	-	65	3,585		流動負債合計
固定負債						非流動負債
長期借入金	622	14	14	622	F	有利子負債
長期預り保証金	81	81				
退職給付に係る負債	5	5				
リース債務	14	14				
				122		その他の金融負債
				28	D	引当金
繰延税金負債	19	5	25	44		繰延税金負債
				5		その他の非流動負債
固定負債合計	742	-	80	823		非流動負債合計
負債合計	4,261	-	145	4,408		負債合計
純資産の部						資本
資本金	1,031			1,031		資本金
資本剰余金	837		21	815	F	資本剰余金
利益剰余金	865		274	1,139	H	利益剰余金
その他の包括利益累計額	39	39				
新株予約権	48	48				
				5	A	その他の資本の構成要素
	2,821		175	2,992		親会社の所有者に帰属す る持分合計
非支配株主持分	404		6	402		非支配持分
純資産合計	3,226	-	168	3,394		資本合計
負債純資産合計	7,488	-	314	7,803		負債及び資本合計

前連結会計年度(自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)の包括利益に対する調整

(単位：百万円)

日本基準 表示科目	日本基準	表示組替	認識及び 測定の差異	IFRS	注記	IFRS 表示科目
売上高	5,534		1	5,533		売上収益
売上原価	936			936		売上原価
売上総利益	4,597	-	1	4,596		売上総利益
販売費及び一般管理費	3,866	2	19	3,849	B, E, F A	販売費及び一般管理費
			370	370		投資損益
		2		2		その他の収益
		40	8	32		その他の費用
営業利益	730	40	396	1,087		
営業外収益	17	17				
営業外費用	52	52				
		15	1	17	C	金融収益
		10		10		金融費用
税金等調整前当期純利益	695	-	398	1,094		税引前利益
法人税等合計	162		117	279		法人所得税費用
当期純利益	533	-	281	814		当期利益
親会社株主に帰属する 当期純利益	420		281	702		親会社の所有者
非支配株主に帰属する 当期純利益	113		0	112		非支配持分

(単位：百万円)

日本基準 表示科目	日本基準	表示組替	認識及び 測定の差異	IFRS	注記	IFRS 表示科目
当期純利益	533		281	814		当期利益
その他の包括利益						その他の包括利益(税引後)
						純損益に振り替えられる可能性のある項目
その他有価証券評価差額金	39		39	-	A	純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の純変動
為替換算調整勘定	20		10	10	G	在外営業活動体の換算差額
繰延ヘッジ損益	3			3		キャッシュ・フロー・ヘッジ
その他包括利益合計	63	-	50	13		その他の包括利益(税引後)合計
包括利益	596		232	828		包括利益
親会社株主に係る 包括利益	473		237	710		親会社の所有者
非支配株主に係る 包括利益	123		6	117		非支配持分

調整に関する注記

「認識・測定の差異」

A 金融商品

日本基準では、非上場株式等について、取得原価により評価しておりましたが、IFRSでは、公正価値により評価を行ったため、その他の金融資産が変動しております。

また、日本基準では、「その他有価証券」に区分していた一部の資本性金融商品について、純損益を通じて公正価値評価する金融商品に分類し、公正価値の変動額は純損益を通じて認識しております。

B のれんに対する調整

日本基準では「のれん」について償却しますが、IFRSでは移行日以降非償却であるため、移行日以降の既償却額を修正しております。

C 実効金利法による償却原価法の適用による調整

IFRS適用にあたり、債権及び借入金について実効金利法を用いた償却原価で測定しております。

D 資産除去債務に対する調整

日本基準では「敷金及び保証金」から控除していた資産除去債務について、IFRSでは資産除去債務に係る除去費用と両建てして計上したうえで、資産除去債務は「引当金」に組替えて表示しております。

E 有給休暇に係る債務の調整

日本基準では未消化の有給休暇について負債として認識しておりませんでした。IFRSでは負債として認識しております。

F 財務関連費用に対する調整

日本基準では主に投資その他の資産として計上している借入費用について、IFRSでは借入金から控除して償却原価に反映しております。

また、日本基準では発生時の費用としていた株式発行費用について、IFRSでは資本剰余金から控除しており、資本剰余金及び利益剰余金の金額を調整しております。

G 在外営業活動体の累積換算差額の取り崩し

IFRS第1号に規定されている免除規定を採用し、在外子会社に係る累積換算差額のIFRS移行日時点の残高を、IFRS移行日においてすべて利益剰余金へ振り替えています。

H 利益剰余金に対する調整

利益剰余金の認識及び測定の違い調整の主な項目は以下のとおりであります。

	移行日 (2016年10月1日)	(単位：百万円) 前連結会計年度 (2017年9月30日)
金融商品	-	255
のれんに対する調整	-	31
従業員給付	23	30
その他	30	17
利益剰余金に対する調整合計	7	274

「表示組替」

当社グループは、上記の他、IFRSの規定に準拠するために表示組替を行っており、主なものは以下のとおりであります。

- ・日本基準においては、現金及び預金に含めて表示していた預入期間が3ヶ月を超える定期預金等を、その他の金融資産（流動資産）として表示しております。
- ・日本基準においては、区分掲記していた営業投資有価証券を、IFRSでは、その他の金融資産に含めて表示しております。
- ・IFRSの表示規定に基づき、金融資産及び金融負債を別掲しております。
- ・日本基準においては、流動項目として区分掲記していた繰延税金資産・負債は、IFRSでは、全額を非流動項目として表示しております。また、IFRSの適用に伴い、全ての繰延税金資産の回収可能性を再検討しております。
- ・日本基準においては、区分掲記している短期借入金、1年内返済予定の長期借入金及びリース債務を、有利子負債（流動負債）に含めて表示しております。また、長期借入金及びリース有利子負債（非流動負債）に含めて表示しております。
- ・日本基準においては、区分掲記していた新株予約権について、IFRSにおいてはその他の資本の構成要素に含めて表示しています。
- ・日本基準において、営業外収益、営業外費用、特別利益及び特別損失に表示していた項目について、IFRSにおいては財務関連項目を金融収益及び金融費用に、それ以外の項目をその他の営業収益及びその他の営業費用に表示しております。

前連結会計年度（自 2016年10月 1日 至 2017年 9月30日）に係る連結キャッシュ・フローに対する調整

日本基準に準拠し開示していた連結キャッシュ・フロー計算書とIFRSに準拠し開示している連結キャッシュ・フロー計算書に、重要な相違点はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	1,606	3,437	6,319	12,442
税金等調整前四半期 (当期)純利益金額又は 税金等調整前四半期 (当期)純損失金額() (百万円)	86	127	469	281
親会社株主に帰属する四 半期(当期)純利益金額又 は親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失金額 () (百万円)	39	147	466	398
1株当たり四半期(当期) 純利益金額又は1株当 り四半期(当期)純損失金 額() (円)	2.27	8.52	26.92	22.85

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 金額又は1株当たり四半 期純損失金額() (円)	2.27	8.77	18.30	3.87

(注) 1. 当連結会計年度における四半期情報については、日本基準により作成しております。

2. 当連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)及び第4四半期連結会計期間(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査又はレビューを受けておりません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2017年9月30日)	当事業年度 (2018年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 1,525	2 1,733
売掛金	4 1,017	4 1,683
営業投資有価証券	1,100	2,440
商品及び製品	43	44
前渡金	29	28
前払費用	29	152
繰延税金資産	53	-
未収入金	4 154	4 257
その他	4 21	4 200
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	3,974	6,539
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	73	76
工具、器具及び備品（純額）	21	21
有形固定資産合計	94	98
無形固定資産		
のれん	36	20
ソフトウェア	591	1,073
無形固定資産合計	628	1,093
投資その他の資産		
投資有価証券	3	3
関係会社株式	921	4,448
関係会社出資金	14	14
関係会社長期貸付金	90	50
繰延税金資産	-	13
差入保証金	4 460	4 583
リース投資資産	105	-
破産更生債権等	25	27
その他	20	22
貸倒引当金	25	27
投資その他の資産合計	1,616	5,135
固定資産合計	2,339	6,327
資産合計	6,313	12,867

(単位：百万円)

	前事業年度 (2017年9月30日)	当事業年度 (2018年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,511	4 2,154
短期借入金	1 550	1 2,973
1年内返済予定の長期借入金	121	813
未払金	4 420	4 494
未払費用	67	86
未払法人税等	155	-
前受金	54	78
預り金	4 122	4 161
賞与引当金	9	18
ポイント引当金	4	14
株主優待引当金	26	27
リース債務	5	5
繰延税金負債	-	113
その他	32	0
流動負債合計	3,082	6,941
固定負債		
長期預り保証金	66	69
長期借入金	468	2,149
リース債務	14	8
繰延税金負債	7	-
固定負債合計	556	2,228
負債合計	3,639	9,169

(単位：百万円)

	前事業年度 (2017年9月30日)	当事業年度 (2018年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,031	1,100
資本剰余金		
資本準備金	836	905
その他資本剰余金	-	1,309
資本剰余金合計	836	2,214
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	718	48
利益剰余金合計	718	48
株主資本合計	2,585	3,266
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	39	380
繰延ヘッジ損益	0	0
評価・換算差額等合計	40	381
新株予約権	48	48
純資産合計	2,674	3,697
負債純資産合計	6,313	12,867

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	2016年10月1日 2017年9月30日)	(自 至	2017年10月1日 2018年9月30日)
売上高	2	3,976	2	3,942
売上原価		30		43
売上総利益		3,946		3,899
販売費及び一般管理費	1, 2	3,384	1, 2	4,565
営業利益又は営業損失()		561		665
営業外収益				
受取利息		0		0
受取配当金		0		28
為替差益		3		7
受取リース料				1
その他		1		1
営業外収益合計		6		39
営業外費用				
貸倒引当金繰入額		2		0
支払利息		8		31
減価償却費		1		1
上場関連費用		21		-
新株発行費		8		-
その他		8		3
営業外費用合計		50		37
経常利益又は経常損失()		518		664
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()		518		664
法人税、住民税及び事業税		185		12
法人税等調整額		40		2
法人税等合計		144		15
当期純利益又は当期純損失()		373		649

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本						評価・換算差額等			新株予 約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資 本合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益			評価・ 換算差 額等計
		資本準 備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	その他 利益剰 余金 繰越利 益剰余 金	利益剰 余金合 計						
当期首残高	1,019	824		824	345	345	2,189		2	2	0	2,187
当期変動額												
新株の発行	11	11		11			22					22
剰余金の配当												
当期純利益					373	373	373					373
株式交換による増加												
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								39	3	43	48	91
当期変動額合計	11	11		11	373	373	395	39	3	43	48	487
当期末残高	1,031	836		836	718	718	2,585	39	0	40	48	2,674

当事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本						評価・換算差額等			新株予 約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資 本合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益			評価・ 換算差 額等計
		資本準 備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	その他 利益剰 余金 繰越利 益剰余 金	利益剰 余金合 計						
当期首残高	1,031	836		836	718	718	2,585	39	0	40	48	2,674
当期変動額												
新株の発行	69	69		69			138					138
剰余金の配当					118	118	118					118
当期純利益					649	649	649					649
株式交換による増加			1,309	1,309			1,309					1,309
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								341	0	341	0	341
当期変動額合計	69	69	1,309	1,378	767	767	680	341	0	341	0	1,022
当期末残高	1,100	905	1,309	2,214	48	48	3,266	380	0	381	48	3,697

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準および評価方法

商品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3 デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ 時価法

4 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～15年

工具器具備品 3～20年

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

無形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用）5年（社内における利用可能期間）

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度末における賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) ポイント引当金 顧客に付与されたポイントの使用に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 株主優待引当金 株主優待の使用に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

7 重要なヘッジの方法

ヘッジの会計方法 繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建予定取引

ヘッジ方針 社内規定に基づき、為替変動リスクを回避する目的で、デリバティブ取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法……………為替予約取引のうちヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であり、高い相関関係があると考えられるため、有効性の判定を省略しております。

8 のれんの償却方法及び償却期間
効果の発現する期間（５年）にわたって均等償却しております。

9 その他の財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

(会計方針の変更)
該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

- 1 当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行18行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2017年9月30日)	当事業年度 (2018年9月30日)
当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの総額	3,550百万円	3,790百万円
借入実行残高	550百万円	2,940百万円
差引額	3,000百万円	850百万円

- 2 担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2017年9月30日)	当事業年度 (2018年9月30日)
定期預金	30百万円	30百万円
計	30百万円	30百万円

(注) 上記の定期預金は、営業債務に対する金融機関の支払保証に対して、担保に供しております。

- 3 保証債務

関係会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

	前事業年度 (2017年9月30日)	当事業年度 (2018年9月30日)
株式会社東京マスターズ	150百万円	120百万円
株式会社エヌズ・エンタープライズ	-	250百万円
株式会社エアトリ	-	3,200百万円
EVOLABLE ASIA CO.,LTD	100百万円	151百万円

- 4 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2017年9月30日)	当事業年度 (2018年9月30日)
売掛金	62百万円	153百万円
未収入金	1百万円	9百万円
短期貸付金	-	130百万円
その他(流動資産)	13百万円	11百万円
差入保証金	56百万円	57百万円
買掛金	-	64百万円
未払金	13百万円	24百万円
預り金	82百万円	109百万円

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
減価償却費	100百万円	218百万円
給与手当	341百万円	453百万円
広告宣伝費	1,891百万円	2,438百万円
販売手数料	233百万円	351百万円
賞与引当金繰入額	9百万円	18百万円
貸倒引当金繰入額	0百万円	2百万円
ポイント引当金繰入額	1百万円	9百万円
株主優待引当金繰入額	46百万円	83百万円
おおよその割合		
販売費	63%	61%
一般管理費	37%	39%

2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
営業取引による取引高		
売上高	58百万円	153百万円
仕入高	-	-
販売費及び一般管理費	134百万円	204百万円
営業外取引による取引高		
営業外収益(受取りース料)	1百万円	-

(有価証券関係)

子会社株式、子会社出資金及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式、子会社出資金及び関連会社株式の時価を記載していません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式、子会社出資金及び関連会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	2017年9月30日	2018年9月30日
子会社株式	921	4,448
子会社出資金	14	14
関連会社株式	-	-
計	935	4,463

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2017年9月30日)	当事業年度 (2018年9月30日)
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
税務上の売上認識額	30	-
未払事業税	9	2
貸倒引当金	13	8
賞与引当金	3	6
株主優待引当金	8	8
減価償却費超過額	0	0
繰越欠損金	-	222
その他	2	11
繰延税金資産小計	67	259
評価性引当額	2	191
繰延税金資産合計	64	67
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	18	168
繰延ヘッジ損益	0	0
繰延税金負債合計	18	168
繰延税金資産純額	46	100

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産(負債)の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれておりません。

	前事業年度 (2017年9月30日)	当事業年度 (2018年9月30日)
	百万円	百万円
流動資産 - 繰延税金資産	53	-
固定資産 - 繰延税金資産	-	13
流動負債 - 繰延税金負債	-	113
固定負債 - 繰延税金負債	7	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2017年9月30日)	当事業年度 (2018年9月30日)
法定実効税率	30.9%	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.2%	
住民税均等割	0.4%	
税率変更による影響	- %	
評価性引当額の増減	2.0%	
過年度法人税	4.8%	
その他	0.2%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.9%	

(注) 当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております

(企業結合等関係)

連結財務諸表の「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	73	9	-	6	76	11
	工具、器具及び備品	21	8	-	7	21	21
	計	94	17	-	13	98	33
無形固定資産	のれん	36	-	-	16	20	
	ソフトウェア	591	669	-	187	1,073	
	計	628	669	-	204	1,093	

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア増加額：自社利用の旅行業務にかかる業務システム 666百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金(流動)	0	0	-	0
貸倒引当金(固定)	25	2	-	27
賞与引当金	9	18	9	18
ポイント引当金	4	14	4	14
株主優待引当金	26	83	82	27

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載します。
株主に対する特典	なし

- (注) 1 単元未満株式の買取りを含む株式の取り扱いは、原則として証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっております。ただし、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社が直接取り扱います。
- 2 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。
- 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24上の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第11期(自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)2017年12月27日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2017年12月27日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第12期第1四半期(自 2017年10月1日 至 2017年12月31日)2018年2月14日関東財務局長に提出。

第12期第2四半期(自 2018年1月1日 至 2018年3月31日)2018年5月15日関東財務局長に提出。

第12期第3四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)2018年8月14日関東財務局長に提出。

(4) 有価証券届出書及びその添付書類

新株予約権発行 2018年8月14日関東財務局に提出。

(5) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(4)に係る訂正届出書を2018年8月20日及び21日関東財務局に提出。

(6) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書

2017年12月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定(新株予約権の募集事項の決定)に基づく臨時報告書

2018年3月15日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定(株式交換)に基づく臨時報告書

2018年5月22日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書

2018年6月1日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2018年12月27日

株式会社エボラブルアジア
取締役会 御中

三優監査法人

指定社員	公認会計士	岩田巨人
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	川村啓文
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エボラブルアジアの2017年10月1日から2018年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、株式会社エボラブルアジア及び連結子会社の2018年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2018年12月27日

株式会社エポラブルアジア
取締役会 御中

三優監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岩田亘人
指定社員 業務執行社員	公認会計士	川村啓文

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エポラブルアジアの2017年10月1日から2018年9月30日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エポラブルアジアの2018年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。